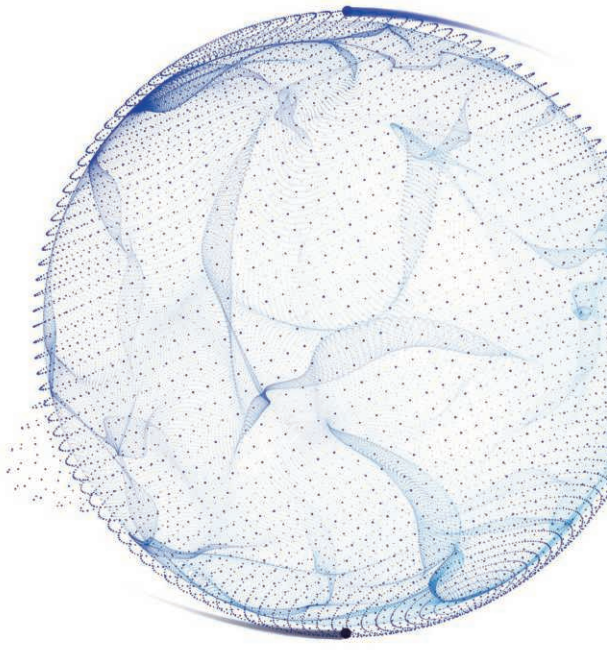
FOLIO HOLDINGS

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2026.11

株式会社FOLIOホールディングス



1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式2,242,512千円（見込額）の募集及び株式12,023,067千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式2,199,176千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を2026年11月12日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

　したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

　なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

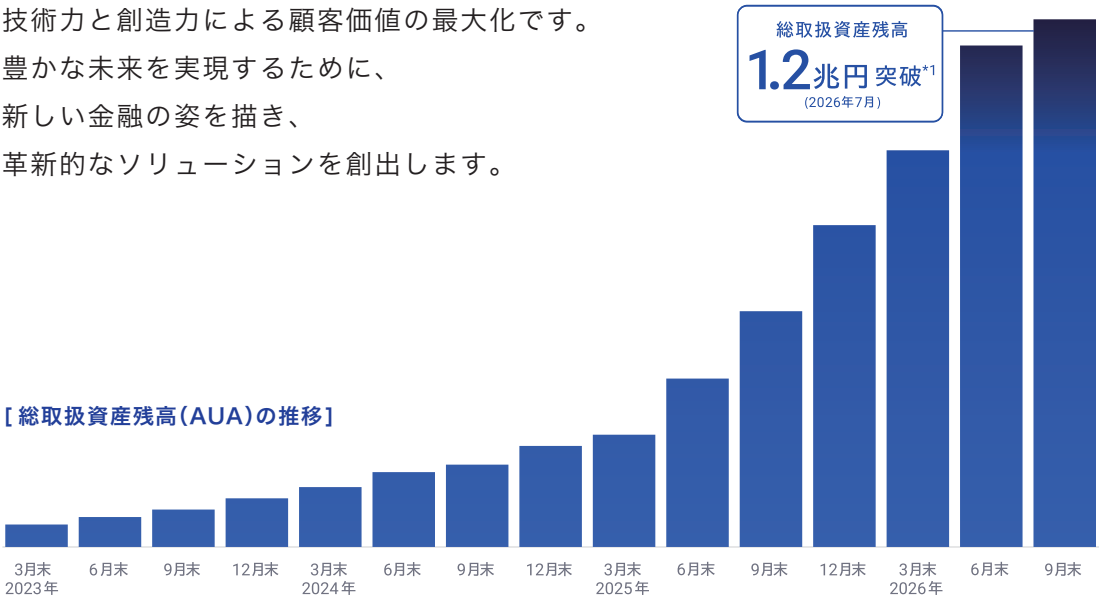
株式会社FOLIOホールディングス

東京都千代田区一番町16番地１

## MISSION

# 明日の金融をデザインする。

私たちが常に大切にしているのは、
技術力と創造力による顧客価値の最大化です。
豊かな未来を実現するために、
新しい金融の姿を描き、
革新的なソリューションを創出します。




**[ 総取扱資産残高(AUA)の推移]**

*1「総取扱資産残高(AUA)」は、「銀行・証券会社等の金融機関における、4RAP を活用した投資一任運用サービスの預り資産」「FOLIO が直接お客さまに提供する投資一任運用サービスに関連してお預かりしている資産」および「FOLIO ホールディングスの子会社が投資助言業を行っている金融商品の資産」の合計金額を指します。

## 目指していること




本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

# 02 事業概要

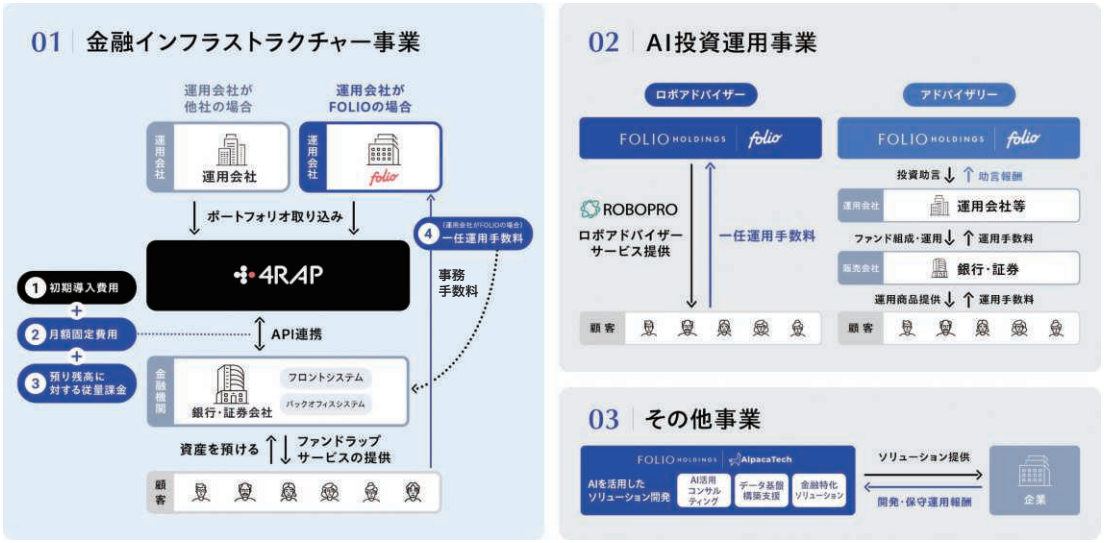
## 事業内容

「金融インフラ」と「AI 運用エンジン」の 2 つのコア技術を基軸に、金融機関へは運用インフラを、投資家へは AI による運用価値を提供しています。マルチプロダクト・マルチチャネル戦略により顧客接点を拡大し、残高の積み上がりとともにストック収益が成長する拡張性の高いビジネスモデルを構築しています。さらに、培った技術資産を隣接領域へ展開することで、各事業が相互に成長を牽引する好循環を生み出しています。




## ビジネスモデル

当社グループのビジネスモデルは、AUA の拡大に応じて収益が積み上がる構造となっています。金融インフラストラクチャー事業は、①初期導入費用に加え、②月額固定費用、③従量課金、④一任運用手数料と、多層的な収益機会を有する事業構造となっています。AI 投資運用事業は、個人投資家に投資一任サービスを直接提供（BtoC）し一任運用手数料を得る「ロボアドバイザー」と、AI 運用エンジンを投資助言として提供（BtoBtoC）し助言報酬を得る「アドバイザリー」の 2 つで構成しております。



## 金融インフラストラクチャー事業

金融機関向けに提供している投資一任プラットフォーム「4RAP」は、「運用基盤システム」と「運用商品」をワンストップで提供できるSaaS型プラットフォームであり、導入金融機関は、自社顧客の口座及び預り残高を活用した自社ブランドの投資一任運用サービスを提供することができます。




## AI 投資運用事業

### ■ロボアドバイザー（ROBOPRO）

米国金融商品取引所に上場するETFを通じて、最大8種類の資産を対象に、AIが資産クラスごとのパフォーマンスの順位相関を予測するAI投資「ROBOPRO」を2020年1月にローンチ。アセットアロケーションを毎月、機動的に変更することで、パフォーマンスの最大化を追求します。

**AIによる相場予測** × **機動的なリバランス**




### ■アドバイザリー

6年半超の運用実績を有する「ROBOPRO」のAI運用エンジンをベースとして、運用会社への投資助言を通じて、投資信託等の多様な金融商品の開発・提供に携わっています。また、米国株式や日本株式等を対象とする新たなAI運用エンジンを段階的に開発し、幅広い顧客層のニーズに応じた資産運用の選択肢を広げています。

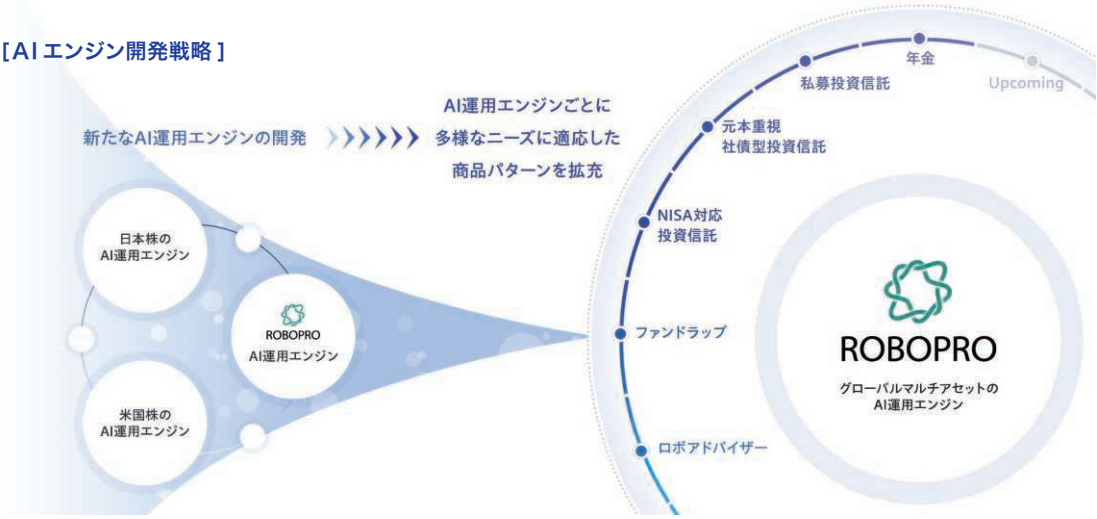






投資信託委託会社：SBI岡三アセットマネジメント

**[AIエンジン開発戦略]**

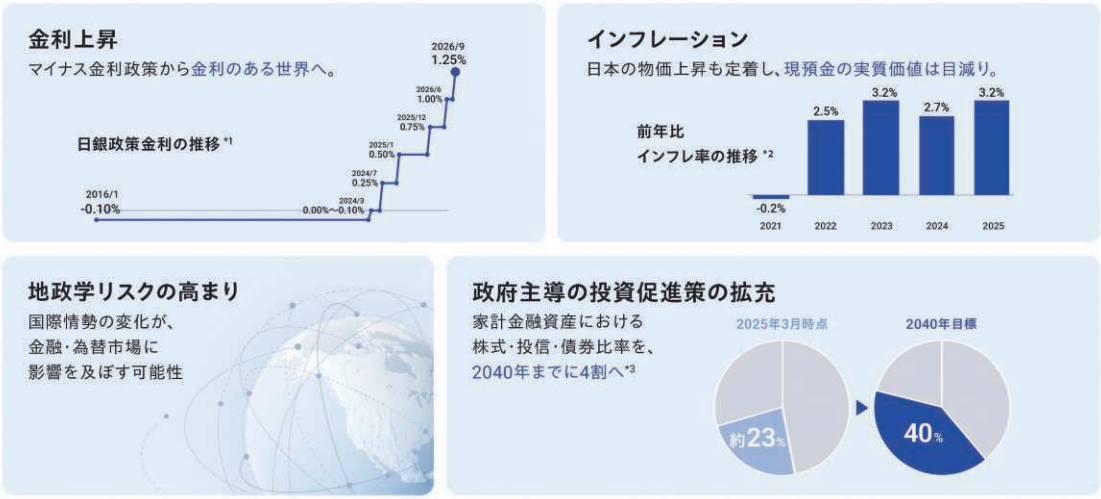



※ AIを活用した将来予測は、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

# 03 外部環境

## 経済環境

金利上昇やインフレの定着、地政学的リスクの高まりを背景に、世界経済の先行きは不確実性を増しています。一方、日本政府は家計の資産形成を促進する施策を進めており、2040 年までに家計金融資産に占める株式・投資信託・債券比率を 4 割へ引き上げる目標を掲げています。




*1 日本銀行公表資料より当社作成

*2 総務省統計局「消費者物価指数」

*3 2026 年 7 月 21 日に内閣官房から公表された「成長投資を促進するための金融戦略ー 資産運用立国のアップグレード ー」に基づく 2040 年目標値

## FOLIO グループを取り巻く市場構造

金融分野では技術革新や AI の活用が進む一方、既存システムの制約、金融リテラシー、事業に必要なライセンスなど、変革に向けた課題が残されています。当社グループは、より豊かな未来の実現を目指し、新たな金融のあり方を描くとともに、その実現に向けたソリューションを創出します。



# 04 競争優位性

## ポジショニング・機能

FOLIO グループは、エンジニアリング、AI、データサイエンスという 3 つの強みを組み合わせ、金融インフラと AI 運用エンジンを開発・提供しています。また、金融ライセンスと運用機能をグループ内に有しており、技術開発力と金融事業の基盤を併せ持つことで、独自の事業機会を創出しています。




**金融インフラを設計・構築し、進化させ続ける開発力**
「4RAP」をインハウスで磨き続ける技術基盤が、高い柔軟性と開発スピードの源泉

**インハウスで AI 運用エンジンを作り続ける組織**
AlpacaTech を中心に 6 年半超の実運用データを蓄積しながら、アルゴリズムを磨き続ける開発体制

**機動的な意思決定と実行**
お客さまの多様なニーズに応じて、商品開発・パートナー連携をスピーディーに推進

※上図は、当社グループの位置付けを当社の認識に基づき模式的に示したものであり、各類型に属する個々の事業者の状況を示すものではありません。

*1 当社子会社の株式会社 FOLIO は金融商品取引法に基づく「第一種金融商品取引業」「投資運用業」及び「投資助言・代理業」、当社子会社の AlpacaTech 株式会社は「投資助言・代理業」の登録を受けています。

## 拡大する資産運用市場への多様なアプローチ

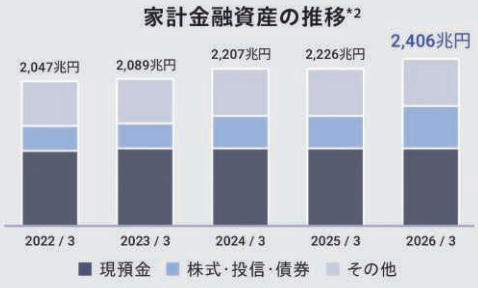
家計金融資産の増加や資産形成・運用ニーズの多様化を背景に、資産運用市場は拡大しています。FOLIO グループは、多様な金融商品・サービスを通じて、顧客や提携先の多様なニーズに対応しています。

| 金融インフラ | ロボアドバイザー | アドバイザリー |
|---|---|---|
| 4RAP | AI投資 ROBOPRO | ROBOPROファンド AI活用 追加型投信／内外／資産複合 |

### 資産運用市場の成長余地

| | 2022/3 | 2026/3 |
|---|---|---|
| 家計金融資産 | :2,047 | → 2,406兆円 |
| 現預金 | :1,089 | → 1,125兆円 |

家計金融資産の約半数が
現預金に滞留




*2 日本銀行「資金循環統計」

# 05 成長戦略

当社グループは、既存事業の拡大と高度化を通じて収益基盤を強化し、創出した資金を成長投資に充てるとともに、培ってきた技術資産と運用ノウハウを新領域に展開し、持続的な成長を目指します。

**①金融インフラストラクチャーの導入拡大と機能の高度化**

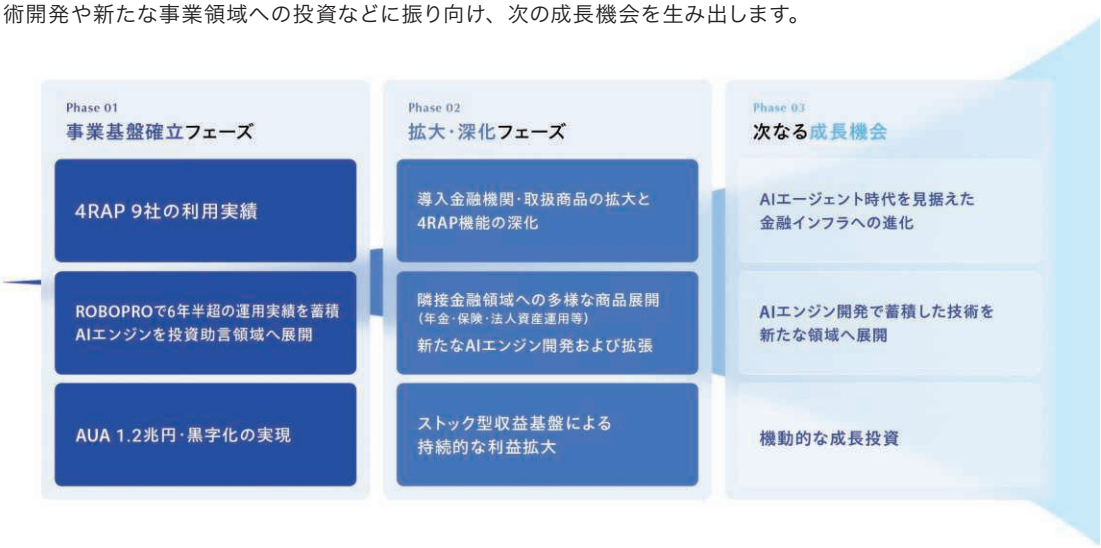
4RAP の導入金融機関を増やすとともに、取扱商品や機能を拡充します。既存の導入先におけるサービスの利用拡大も支え、AUA の拡大に貢献していきます。

**② AI 運用エンジンの高度化と展開領域の拡大**

ROBOPRO で蓄積した運用・開発の知見を基に、既に展開している米国株式や日本株式も含めて、個人や金融機関の多様なニーズに合わせた、AI 運用エンジンの開発を継続的・積極的に実行してまいります。

**③収益基盤の拡大と次の成長投資**

商品・サービスの広がりを AUA の成長につなげ、継続的な収益基盤を強化します。そこから創出する資金を技術開発や新たな事業領域への投資などに振り向け、次の成長機会を生み出します。




**<戦略展開イメージ>**

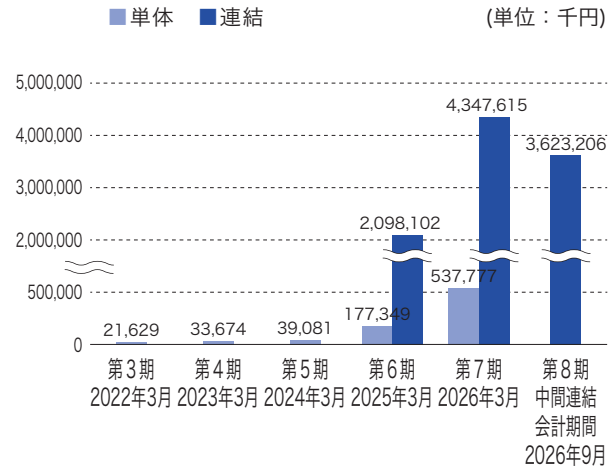
**運用領域**の規模拡張、
その他の**金融領域**への
業容拡大を進める

明日の金融を
デザインする。

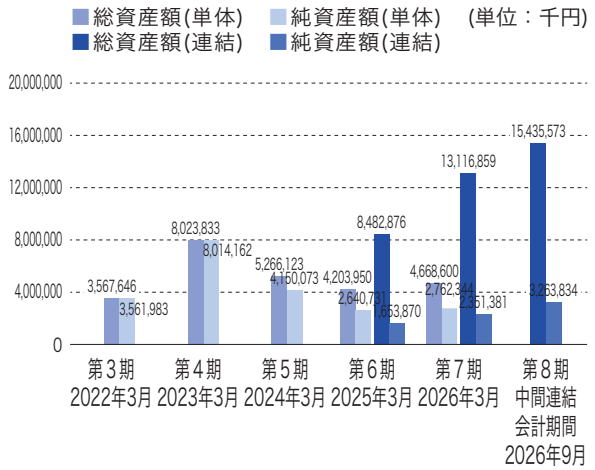


# 06 業績推移

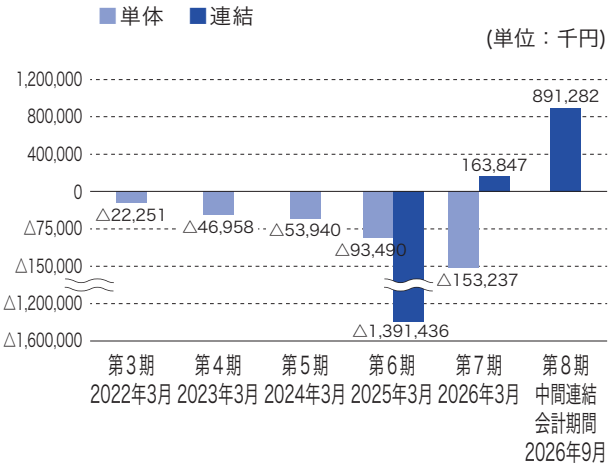
## 営業収益



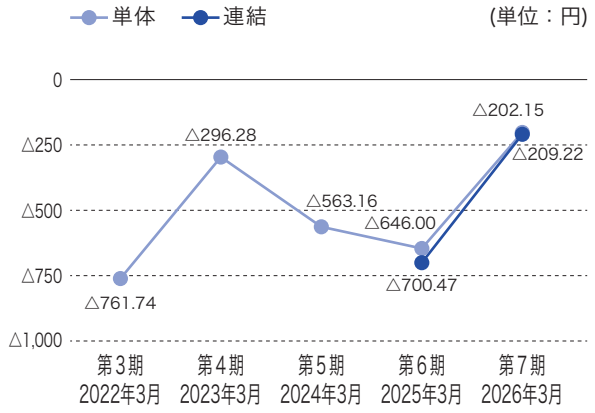

## 総資産額／純資産額



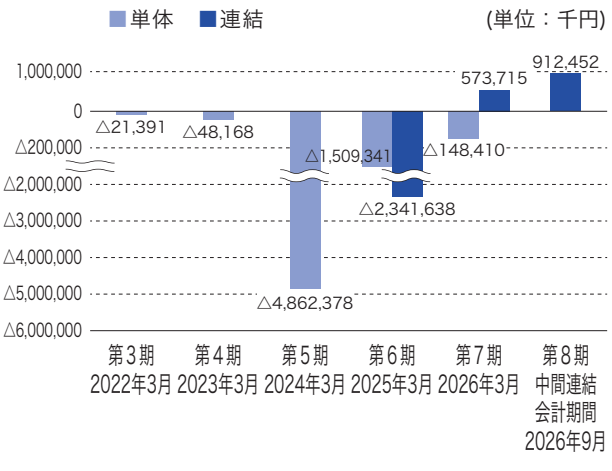

## 経常利益又は経常損失（△）



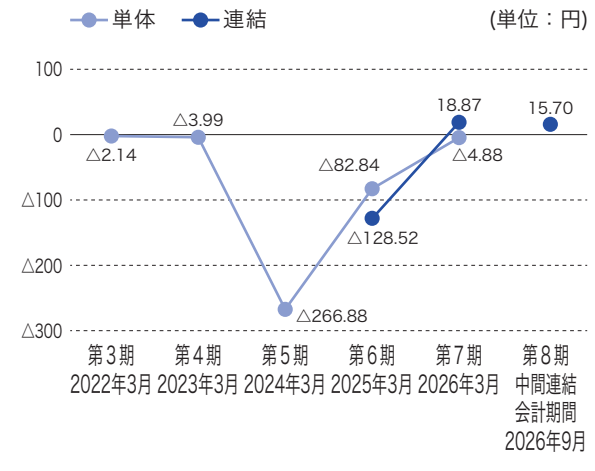

## 1株当たり純資産額




## 親会社株主に帰属する当期（中間）純利益又は当期純損失（△）及び当期純損失（△）




## 1株当たり当期（中間）純利益又は当期純損失（△）




当社は、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標を記載しております。

# 目　　次


頁

【表紙】 …… 1

第一部 【証券情報】 …… 2

第１ 【募集要項】 …… 2

１ 【新規発行株式】 …… 2

２ 【募集の方法】 …… 3

３ 【募集の条件】 …… 4

４ 【株式の引受け】 …… 5

５ 【新規発行による手取金の使途】 …… 6

第２ 【売出要項】 …… 7

１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 …… 7

２ 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 …… 10

３ 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 …… 12

４ 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 …… 13

【募集又は売出しに関する特別記載事項】 …… 14

第二部 【企業情報】 …… 18

第１ 【企業の概況】 …… 18

１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 18

２ 【沿革】 …… 21

３ 【事業の内容】 …… 22

４ 【関係会社の状況】 …… 25

第２ 【事業の状況】 …… 26

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 …… 26

２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 …… 31

３ 【事業等のリスク】 …… 33

４ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 40

５ 【重要な契約等】 …… 47

６ 【研究開発活動】 …… 47

第３ 【設備の状況】 …… 48

１ 【設備投資等の概要】 …… 48

２ 【主要な設備の状況】 …… 48

３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 48

頁

第４ 【提出会社の状況】……49
１ 【株式等の状況】……49
２ 【自己株式の取得等の状況】……71
３ 【配当政策】……72
４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】……73
５ 【従業員の状況等】……90
第５ 【経理の状況】……92
１ 【連結財務諸表等】……93
２ 【財務諸表等】…… 144
第６ 【提出会社の株式事務の概要】…… 154
第７ 【提出会社の参考情報】…… 155
１ 【提出会社の親会社等の情報】…… 155
２ 【その他の参考情報】…… 155
第四部 【株式公開情報】…… 156
第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】…… 156
第２ 【第三者割当等の概況】…… 159
１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】…… 159
２ 【取得者の概況】…… 161
３ 【取得者の株式等の移動状況】…… 162
第３ 【株主の状況】…… 163

監査報告書 ……巻末

## 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年11月12日 |
| 【会社名】 | 株式会社FOLIOホールディングス |
| 【英訳名】 | FOLIO Holdings Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 兼 CEO　甲斐　真一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区一番町16番地１ |
| 【電話番号】 | 03-6694-1188 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO　　岩﨑　啓昭 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区一番町16番地１ |
| 【電話番号】 | 03-6694-1188 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役CFO　　岩﨑　啓昭 |
| 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】 | 募集金額<br>ブックビルディング方式による募集　2,242,512,500円<br>売出金額<br>(引受人の買取引受による売出し)<br>ブックビルディング方式による売出し　12,023,067,500円<br>(オーバーアロットメントによる売出し)<br>ブックビルディング方式による売出し　2,199,176,000円<br>(注)　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。<br>なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、大和証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券及びＵＢＳ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。<br>詳細は、「第一部　証券情報　第２　売出要項　１　売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をご参照ください。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部 【証券情報】

## 第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|---|---|---|
| 普通株式 | 3,050,000(注)３. | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

(注) １. 2026年11月12日開催の取締役会決議によっております。
２. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称　　株式会社証券保管振替機構
住所　　東京都中央区日本橋兜町７番１号
３. 発行数については、2026年12月１日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
４. 「第１　募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第２　売出要項」の「１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項」の「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧下さい。
５. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ５. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

2026年12月９日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額（2026年12月１日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

| 区分 | 発行数（株） | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|---|---|---|---|
| 入札方式のうち入札による募集 | ― | ― | ― |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | ― | ― | ― |
| ブックビルディング方式 | 3,050,000 | 2,242,512,500 | 1,319,125,000 |
| 計(総発行株式) | 3,050,000 | 2,242,512,500 | 1,319,125,000 |

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
２．上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
３．発行価額の総額は、会社法第199条第１項第２号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
４．資本組入額の総額は、増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金増加額の２分の１相当額とする予定であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（865円）の２分の１相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
５．有価証券届出書提出時における想定発行価格（865円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は2,638,250,000円となります。

## 3 【募集の条件】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による募集】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

| 発行価格（円） | 引受価額（円） | 発行価額（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位（株） | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未定（注）１． | 未定（注）１． | 未定（注）２． | 未定（注）３． | 100 | 自　2026年12月10日（木）<br>至　2026年12月15日（火） | 未定（注）４． | 2026年12月16日（水） |

（注）１．発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、2026年12月１日に仮条件を決定する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日（2026年12月９日）に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．2026年12月１日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．2026年11月12日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、2026年12月17日（木）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、2026年12月２日（水）から2026年12月８日（火）までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

#### ① 【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行　日比谷支店 | 東京都港区西新橋一丁目３番１号 |

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## ４ 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数(株) | 引受けの条件 |
|---|---|---|---|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 | 未定 | １．買取引受けによります。<br>２．引受人は新株式払込金として、2026年12月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。<br>３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 | | |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 東京都港区六本木一丁目６番１号 | | |
| ＵＢＳ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目２番１号 | | |
| 岡三証券株式会社 | 東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号 | | |
| 中銀証券株式会社 | 岡山県岡山市北区本町２番５号 | | |
| 九州ＦＧ証券株式会社 | 熊本県熊本市西区春日一丁目12番３号 | | |
| あかつき証券株式会社 | 東京都中央区日本橋小網町17番10号 | | |
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麹町一丁目４番地 | | |
| Ｊトラストグローバル証券株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号 | | |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号 | | |
| 計 | ― | 3,050,000 | ― |

（注） １．引受株式数は、2026年12月１日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
２．上記引受人と発行価格等決定日（2026年12月９日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---|---|---|
| 2,638,250,000 | 56,000,000 | 2,582,250,000 |

(注) 1．払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（865円）を基礎として算出した見込額であります。2026年12月１日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第１項第２号所定の払込金額の総額とは異なります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。

3．引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額2,582百万円については、当社グループの財務基盤を強化するとともに、事業拡大に向けた投資を進めるため、①金融×AI領域への成長投資に1,082百万円(内訳として2027年３月期中に連結子会社である株式会社FOLIOへの投資に1,000百万円、2028年３月期中に専門人材の採用に82百万円）、②2027年３月期中に持続的な成長を支える財務基盤の強化に1,500百万円を充当する予定であります。

具体的には、以下のとおり充当する予定であります。

① 金融×AI領域における成長投資

当社グループの競争力と事業成長を支えるため、以下の投資に合計1,082百万円を充当する予定であります。

（ア）連結子会社への投資（1,000百万円）

第一種金融商品取引業を営む連結子会社である株式会社FOLIOへの投資に、1,000百万円を充当する予定であります。同社の自己資本を充実させ、事業規模の拡大に対応しながら適切な自己資本規制比率を維持できる財務基盤を整えるとともに、クラウド/インフラ費用、外注費、広告宣伝費、及び決済関連費用等に充当し、AI技術の活用やサービスの高度化に向けた成長投資を支えてまいります。

（イ）専門人材の採用・確保（82百万円）

当社グループの競争力の源泉である技術基盤の構築・高度化を担うエンジニア及びデータサイエンティストに加え、複雑化する金融商品やそのオペレーションに精通し、事業運営を牽引する専門人材の採用を強化する方針であります。これらの人材の確保を通じて、技術力と業務遂行力の両面から事業成長を支える体制を拡充するため、採用費及び増加人件費として、2028年３月期中に82百万円を充当する予定であります。

② 持続的成長を支える財務基盤の強化

既存借入金の返済に1,500百万円を充当し、有利子負債の圧縮を通じて財務健全性の向上を図る予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第２ 【売出要項】

### １ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

発行価格等決定日（2026年12月９日）に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２ 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第２ 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 入札方式のうち入札による売出し | ― | ― | ― |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | ― | ― | ― |
| | ブックビルディング方式 | 13,899,500 | 12,023,067,500 | 東京都港区六本木一丁目６番１号<br>SBIFS合同会社<br>1,200,000株<br>東京都千代田区紀尾井町１番３号<br>LINEヤフー株式会社<br>8,218,500株<br>愛媛県松山市勝山町二丁目１番地<br>株式会社愛媛銀行<br>1,260,000株<br>東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号<br>株式会社岡三証券グループ<br>70,000株<br>東京都港区<br>甲斐　真一郎<br>53,800株<br>東京都港区虎ノ門二丁目６番１号虎ノ門ヒルズステーションタワー<br>ジー・エス・グロース・インベストメント合同会社<br>1,173,800株<br>2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025<br>A-FundⅡ,L.P.<br>534,400株<br>東京都港区東新橋一丁目８番１号<br>電通ベンチャーズ1号グローバルファンド<br>469,500株<br>東京都港区<br>プラコポン　コムシット<br>300,000株<br>東京都千代田区大手町一丁目２番１号<br>三井物産株式会社<br>226,500株<br>東京都港区港南二丁目15番１号<br>Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合<br>171,900株<br>東京都中央区八重洲一丁目３番４号<br>SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合<br>117,400株<br>2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025<br>A-FundⅡAffiliates Fund,L.P.<br>34,600株<br>東京都文京区<br>梶原 俊一<br>20,000株<br>東京都品川区<br>竹村 光<br>20,000株<br>東京都港区<br>広野 萌<br>20,000株<br>55 East 3rd Av, San Mateo, California USA<br>Draper Nexus PartnersⅡ, LLC<br>8,100株<br>神奈川県川崎市宮前区<br>猪田 真麻<br>1,000株 |
| 計(総売出株式) | ― | 13,899,500 | 12,023,067,500 | ― |

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

２．引受人の買取引受による売出しに係る売出株式13,899,500株のうちの一部は、共同主幹事会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。上記売出数は、日本国内において販売（以下、「国内販売」という。）される株数（以下、「国内販売株数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。海外販売株数は引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出数については、今後変更される可能性があります。海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

３．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２に記載した振替機関と同一であります。

４．「第１　募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（865円）で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものについては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。

６．売出数等については今後変更される可能性があります。

７．本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

８．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項　５．ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

### (1) 【入札方式】

#### ① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格(円) | 引受価額(円) | 申込期間 | 申込株数単位(株) | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 未定<br>(注)1.<br>(注)2. | 未定<br>(注)2. | 自　2026年<br>12月10日(木)<br>至　2026年<br>12月15日(火) | 100 | 未定<br>(注)2. | 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所 | 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号<br>大和証券株式会社<br><br>東京都千代田区丸の内三丁目３番１号<br>ＳＭＢＣ日興証券株式会社<br><br>東京都港区六本木一丁目６番１号<br>株式会社ＳＢＩ証券<br><br>東京都千代田区大手町一丁目２番１号<br>ＵＢＳ証券株式会社<br><br>東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号<br>岡三証券株式会社<br><br>岡山県岡山市北区本町２番５号<br>中銀証券株式会社<br><br>熊本県熊本市西区春日一丁目12番３号<br>九州ＦＧ証券株式会社<br><br>東京都中央区日本橋小網町17番10号<br>あかつき証券株式会社<br><br>東京都千代田区麹町一丁目４番地<br>松井証券株式会社<br><br>東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号<br>Ｊトラストグローバル証券株式会社<br><br>大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号<br>岩井コスモ証券株式会社 | 未定<br>(注)3. |

(注) 1．売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）１と同様であります。

2．売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、発行価格等決定日（2026年12月９日）に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4．上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

５．株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2026年12月17日（木））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
６．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
７．上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）７に記載した販売方針と同様であります。
８．引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

３ 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 入札方式のうち入札による売出し | ― | ― | ― |
| | 入札方式のうち入札によらない売出し | ― | ― | ― |
| | ブックビルディング方式 | 2,542,400 | 2,199,176,000 | 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号<br>大和証券株式会社 |
| 計(総売出株式) | ― | 2,542,400 | 2,199,176,000 | ― |

(注) １．オーバーアロットメントによる売出しは、「第１　募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日（2026年12月17日）から2027年１月14日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券及びＵＢＳ証券株式会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（865円）で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２に記載した振替機関と同一であります。

## 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

| 売出価格(円) | 申込期間 | 申込株数単位(株) | 申込証拠金(円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 未定<br>(注)1. | 自　2026年<br>12月10日(木)<br>至　2026年<br>12月15日(火) | 100 | 未定<br>(注)1. | 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本支店及び営業所 | ― | ― |

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、発行価格等決定日(2026年12月９日)において決定する予定であります。

3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2026年12月17日(木))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

5. 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件(2) ブックビルディング方式」の(注) ７に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第１　募集要項」における募集株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券及びＵＢＳ証券株式会社を共同主幹事会社(以下「共同主幹事会社」と総称する。)として、2026年12月17日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2．独立引受幹事会社

当社の共同主幹事会社である株式会社ＳＢＩ証券の親法人等であるＳＢＩホールディングス株式会社は当社の総株主の100分の15以上の議決権を保有しており、当社は、日本証券業協会「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「規則」という。）第11条の２に規定する「関係する発行者」に該当いたします。そのため、当社及び株式会社ＳＢＩ証券は、資本及び人的関係において独立性を有し、発行価格等の決定に関与する引受会員（金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第１項第４号ニに規定する要件の全てを満たす金融商品取引業者。以下、「独立引受幹事会社」という。）を定めております。詳細は以下のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| （1） | 当社と主幹事会社である株式会社ＳＢＩ証券との関係の具体的な内容 | 当社の共同主幹事会社である株式会社ＳＢＩ証券は、ＳＢＩホールディングス株式会社が中間持株会社であるＳＢＩファイナンシャルサービシーズ株式会社を通じて、議決権の100%を所有する子会社であります。したがって、ＳＢＩホールディングス株式会社は株式会社ＳＢＩ証券の親法人等に該当し、ＳＢＩホールディングス株式会社は本有価証券届出書提出日（2026年11月12日現在）、当社の総株主の議決権の69.4%を保有していることから、当社は、規則第11条の２に規定する「関係する発行者」に該当いたします。<br>そのため、規則第11条の２に基づき、規則第９条第２項並びに第10条及び第11条の規定を準用するものであります。 |
| （2） | 独立引受幹事会社 | 大和証券株式会社 |
| （3） | 当社が当該独立引受幹事会社を価格等の決定に関与させることとした理由 | 以下の理由から、大和証券株式会社を独立引受幹事会社として選定したものであります。<br>・当社及び株式会社ＳＢＩ証券と資本及び人的関係において独立性を有するため。<br>・株券に係る主幹事会社の実績があるなど、引受業務に十分な経験を有しているため。 |
| （4） | 価格等の決定に当たり株式会社ＳＢＩ証券と当該独立引受幹事会社との間で協議が行われた旨及び当該独立引受幹事会社が担った役割 | 独立引受幹事会社は、引受人であるとともに、以下のとおり、株式会社ＳＢＩ証券との協議や確認を行うなど発行価格等の決定に関与する役割を担う。<br>・発行価格等の決定にあたっては、株式会社ＳＢＩ証券及び独立引受幹事会社との間で協議が行われます。<br>・独立引受幹事会社が発行価格等の決定が不適切であると判断し、引受けを行わないこととした場合は案件は中止される契約を締結しており、株式会社ＳＢＩ証券及び独立引受幹事会社の協議にあたっては、独立引受幹事会社の意見も反映される仕組みとなっています。<br>・独立引受幹事会社自身も引受審査を行うとともに、株式会社ＳＢＩ証券が行った引受審査の妥当性についても確認を行います。<br>・独立引受幹事会社が発行価格等の決定に関与し、発行価格等の妥当性についても確認を行います。 |
| （5） | 当該独立引受幹事会員が価格等の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容 | 具体的な措置の内容は以下のとおりです。<br>・当社、株式会社ＳＢＩ証券及び独立引受幹事会社との間において引受審査の手続きに係る契約を締結すること<br>・独立引受幹事会社が、投資家の需要状況等、価格等の決定に必要な情報に関し、株式会社ＳＢＩ証券と同等の情報を入手すること<br>・発行価格等の決定に、金融商品取引所の規則に定めるブックビルディング方式によること |
| （6） | 発行価格の決定方法の具体的な内容 | ブックビルディング方式によって決定いたします。詳細は「第１　募集要項　３　募集の条件（２）ブックビルディング方式」の（注）１をご参照ください。 |
| （7） | 独立引受幹事会社としての役割を担ったことに伴い、当該独立引受幹事会社に追加的に支払われる手数料の有無（該当がある場合にはその額） | 追加的な手数料等を支払うものではありません。 |

## ３．本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、共同主幹事会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第１号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2)海外販売の売出数(海外販売株数)

未定

(注) 上記売出数は、海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日(2026年12月９日)に決定されます。

(3)海外販売の売出価格

未定

(注) １．海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)１と同様であります。

２．海外販売の売出価格は、前記「第２　売出要項　２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)　(2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売の売出価格と同一といたします。

(4)海外販売の引受価額

未定

(注) 海外販売の引受価額は、国内販売の引受価額と同一といたします。

(5)海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
なお、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

後記（８）に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を共同主幹事会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第２　売出要項　２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)　(2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第２　売出要項　１　売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

(11)海外販売の受渡年月日

2026年12月17日(木)

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

## ４．グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、2027年１月14日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から2027年１月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券及びＵＢＳ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## ５．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人であるSBIFS合同会社、売出人である株式会社岡三証券グループ、株式会社愛媛銀行、甲斐 真一郎及びプラコポン コムシット、並びに当社の株主であるSBI Ventures Two株式会社、廣瀬 達也、澤田 泰治、長洲 謙一、伊藤 裕司及び佐藤 由実は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目の日（2027年６月14日）までの期間（以下、「ロックアップ期間（１）」という。）、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を共同主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、売出人である三井物産株式会社並びに当社の株主であるシニフィアン・アントレプレナーズファンド投資事業有限責任組合は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目の日（2027年３月16日）までの期間（以下、「ロックアップ期間（２）」という。）、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、その売却価格が「第１　募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、大和証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を共同主幹事会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、上記に含まれない当社の新株予約権を保有する155名は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間（１）中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間（１）中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が１％を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意

の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

## ６．当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を引受人に要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載の通りです。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第２条第２項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、共同主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

| 指定する販売先（親引け先） | 株式数 | 目的 |
|---|---|---|
| 株式会社三井住友銀行<br>（東京都千代田区丸の内一丁目１番２号） | 2,300,000株を上限として要請を行う予定であります。 | 今後も事業拡大を目的として関係性を維持・発展させていくため。 |

# 第二部 【企業情報】

## 第１ 【企業の概況】

### １ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第６期 | 第７期 |
|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 2025年３月 | 2026年３月 |
| 営業収益 | (千円) | 2,098,102 | 4,347,615 |
| 経常利益又は経常損失(△) | (千円) | △ 1,391,436 | 163,847 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) | (千円) | △ 2,341,638 | 573,715 |
| 包括利益 | (千円) | △ 2,344,288 | 596,624 |
| 純資産額 | (千円) | 1,653,870 | 2,351,381 |
| 総資産額 | (千円) | 8,482,876 | 13,116,859 |
| １株当たり純資産額 | (円) | △ 700.47 | △ 209.22 |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△) | (円) | △ 128.52 | 18.87 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | (円) | ― | ― |
| 自己資本比率 | (%) | 19.4 | 17.9 |
| 自己資本利益率 | (%) | ― | 28.7 |
| 株価収益率 | (倍) | ― | ― |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | △ 1,382,349 | 453,434 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | △ 31,440 | △ 40,186 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 393,524 | 385,076 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (千円) | 2,383,104 | 3,181,428 |
| 従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕 | (名) | 141〔―〕 | 163〔―〕 |

(注) １．第６期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第７期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．第６期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

３．株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

４．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用人員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

５．前連結会計年度(第６期)及び当連結会計年度(第７期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

６．当社は、定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式を取得し、その対価として普通株式を交付しました。交付株数は、各種類株式ごとに定款に定める払込金額と取得価額に基づき算定しております。なお、2026年７月17日付で当該種類株式のすべてを消却し、種類株式に関する定款の定めを廃止しております。

７．当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | | 第３期 | 第４期 | 第５期 | 第６期 | 第７期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 2022年３月 | 2023年３月 | 2024年３月 | 2025年３月 | 2026年３月 |
| 営業収益 | (千円) | 21,629 | 33,674 | 39,081 | 177,349 | 537,777 |
| 経常損失(△) | (千円) | △ 22,251 | △ 46,958 | △ 53,940 | △ 93,490 | △ 153,237 |
| 当期純損失(△) | (千円) | △ 21,391 | △ 48,168 | △ 4,862,378 | △ 1,509,341 | △ 148,410 |
| 資本金 | (千円) | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 50,000 |
| 発行済株式総数 | | | | | | |
| 普通株式 | (株) | 100,010 | 182,195 | 182,195 | 182,195 | 581,196 |
| Ａ種優先株式 | (株) | 38,800 | 38,800 | 38,800 | 38,800 | 38,800 |
| Ｂ種優先株式 | (株) | 65,468 | 65,468 | 65,468 | 65,468 | 65,468 |
| Ｃ－１種優先株式 | (株) | 110,597 | 110,597 | 110,597 | 110,597 | 110,597 |
| Ｃ－２種優先株式 | (株) | 82,185 | — | — | — | — |
| Ｄ種優先株式 | (株) | 49,300 | 49,300 | 61,038 | 61,038 | 61,038 |
| Ｅ種優先株式 | (株) | — | 105,600 | 117,338 | 117,338 | 119,686 |
| 純資産額 | (千円) | 3,561,983 | 8,014,162 | 4,150,073 | 2,640,731 | 2,762,344 |
| 総資産額 | (千円) | 3,567,646 | 8,023,833 | 5,266,123 | 4,203,950 | 4,668,600 |
| １株当たり純資産額 | (円) | △ 76,174.29 | △ 29,627.89 | △ 56,315.66 | △ 646.00 | △ 202.15 |
| １株当たり配当額<br>(うち１株当たり中間配当額) | (円) | — | — | — | — | — |
| １株当たり当期純損失(△) | (円) | △ 213.90 | △ 398.99 | △ 26,687.77 | △ 82.84 | △ 4.88 |
| 潜在株式調整後<br>１株当たり当期純利益 | (円) | — | — | — | — | — |
| 自己資本比率 | (%) | 99.8 | 99.9 | 78.8 | 62.8 | 59.2 |
| 自己資本利益率 | (%) | — | — | — | — | — |
| 株価収益率 | (倍) | — | — | — | — | — |
| 配当性向 | (%) | — | — | — | — | — |
| 従業員数<br>〔ほか、平均臨時<br>雇用人員〕 | (名) | 12<br>〔—〕 | 13<br>〔—〕 | 13<br>〔—〕 | 27<br>〔—〕 | 33<br>〔—〕 |

(注) １．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
３．自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
４．株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
５．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用人員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。また、直接雇用の従業員は、第６期において子会社からの転籍出向により雇用されたものであり、第３期から第５期までは、子会社からの在籍出向による兼務従業員数を記載しております。
６．前事業年度(第６期)及び当事業年度(第７期)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
第５期以前の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。
７．第５期及び第６期の当期純損失の大幅な増加は、子会社株式の減損損失を計上したことによるものであります。

８．当社は、定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式を取得し、その対価として普通株式を交付しました。交付株数は、各種類株式ごとに定款に定める払込金額と取得価額に基づき算定しております。なお、2026年７月17日付で当該種類株式のすべてを消却し、種類株式に関する定款の定めを廃止しております。

９．当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。

10．当社は、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年８月21日付東証上審第133号)に基づき、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第５期以前の数値(１株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

| 回次 | | 第３期 | 第４期 | 第５期 | 第６期 | 第７期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 2022年３月 | 2023年３月 | 2024年３月 | 2025年３月 | 2026年３月 |
| １株当たり純資産額 | (円) | △ 761.74 | △ 296.28 | △ 563.16 | △ 646.00 | △ 202.15 |
| １株当たり当期純損失(△) | (円) | △ 2.14 | △ 3.99 | △ 266.88 | △ 82.84 | △ 4.88 |
| 潜在株式調整後<br>１株当たり当期純利益 | (円) | ― | ― | ― | ― | ― |
| １株当たり配当額<br>(うち１株当たり中間配当額) | (円) | ―<br>(―) | ―<br>(―) | ―<br>(―) | ―<br>(―) | ―<br>(―) |

2 【沿革】

| 年月 | 概要 |
|---|---|
| 2015年12月 | 東京都港区にて株式会社Folio（現：株式会社FOLIO）設立 |
| 2016年12月 | 東京都千代田区九段北に本店移転。株式会社FOLIOに商号変更 |
| 2017年４月 | 第一種金融商品取引業及び投資運用業登録完了（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2983号） |
| 2017年７月 | テーマで選ぶ投資サービス「FOLIO」β版公開 |
| 2017年10月 | 東京都千代田区一番町に本店移転 |
| 2018年１月 | LINE株式会社、ゴールドマン・サックス等を引受先とする第三者割当増資を実施 |
| 2018年８月 | テーマ投資型オンライン証券サービス「FOLIO」正式公開 |
| 2018年10月 | 「LINEスマート投資」を提供開始 |
| 2018年11月 | 「おまかせ投資」を提供開始 |
| 2019年４月 | 株式会社FOLIOホールディングス設立（株式会社FOLIOは子会社化） |
| 2019年４月 | 株式会社FOLIOが「ワンコイン投資」を提供開始 |
| 2020年１月 | 株式会社FOLIOが「FOLIO ROBO PRO」（現：AI投資「ROBOPRO」）を提供開始 |
| 2021年８月 | 株式会社FOLIOホールディングスが第三者割当増資等によりSBIグループの連結子会社化 |
| 2022年３月 | 株式会社FOLIOが「4RAP」を株式会社SBI証券に初めて導入。投資運用業者として「SBIラップ」を提供開始 |
| 2023年４月 | 株式会社FOLIOが「4RAP」を株式会社愛媛銀行に導入。投資運用業者として「ひめぎんラップ／ ROBO PRO AIラップ」を提供開始 |
| 2023年７月 | 株式会社FOLIOホールディングスがAlpacaTech株式会社を連結子会社化 |
| 2023年９月 | 株式会社FOLIOが投資助言・代理業登録完了（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2983号） |
| 2023年12月 | 株式会社FOLIOが投資助言を行う「ROBOPROファンド」募集開始 |
| 2024年４月 | 株式会社FOLIOホールディングスが株式会社岡三証券グループ及び岡三キャピタルパートナーズ株式会社を引受先とする第三者割当増資を実施 |
| 2024年10月 | 株式会社FOLIOが「4RAP」を岡三証券株式会社に導入 |
| 2024年11月 | AlpacaTech株式会社がAIデータクラウドソリューションを提供開始 |
| 2024年12月 | AlpacaTech株式会社が生成AIを活用した投資情報サービスを提供開始 |
| 2025年２月 | AlpacaTech株式会社が投資助言・代理業登録完了（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3453号） |
| 2025年４月 | 株式会社FOLIOが投資助言を行う「ゴールドマン・サックス社債/FOLIO・AIマルチアセット戦略ファンド2025-05」募集開始 |
| 2025年６月 | 株式会社FOLIOが「4RAP」を株式会社足利銀行に導入。投資運用業者として「あしぎん投資一任サービス STORY」を提供開始 |
| 2025年７月 | 株式会社FOLIOが住信SBIネット銀行株式会社と業務提携契約を締結 |
| 2025年７月 | 株式会社FOLIOホールディングスが株式会社足利銀行傘下の株式会社ウイング・キャピタル・パートナーズを引受先とする第三者割当増資を実施 |
| 2025年９月 | グループの総取扱資産残高が5,000億円を突破 |
| 2026年２月 | 株式会社FOLIOホールディングスがAlpacaTech株式会社を完全子会社化 |
| 2026年４月 | グループの総取扱資産残高が1兆円を突破 |
| 2026年５月 | 株式会社FOLIOホールディングス及び株式会社FOLIOが株式会社Oliveコンサルティングと業務提携契約を締結 |

## 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社２社(株式会社FOLIO及びAlpacaTech株式会社)で構成されております。当社は純粋持株会社として、グループ戦略の策定、グループ経営のモニタリング、子会社各社への経営指導等を行っております。なお、当社は有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第２項に規定する特定上場会社等に該当しており、これによりインサイダー取引規制の重要事実の軽微基準につきましては連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループは、「明日の金融をデザインする」というミッションの下、データサイエンスが導く知見や洞察、金融サービスとして実装するためのアイデアやテクノロジーを組み合わせ、全ての人々が金融の恩恵を受けられるような環境の実現を目指しております。画一的なサービスや商品では応えきれない昨今において、当社グループは多様なアイデアで未来の金融の姿を描き、革新的なテクノロジーで新たなソリューションを生み出してまいります。

(1) 主要なサービス及び主なサービスライン

当社グループは、金融機関向けの投資運用プラットフォームの提供、並びにAIを活用した投資運用サービスの提供を基幹とする「資産運用プラットフォーム事業」を単一セグメントとしております。

同事業における主要事業として、金融機関向けに運用基盤システム及び投資一任運用を提供する「金融インフラストラクチャー事業」、個人投資家向けAI投資サービス及び運用会社等への投資助言を提供する「AI投資運用事業」を位置付けており、以下にサービスの内容を記載いたします。

１．金融インフラストラクチャー事業

金融インフラストラクチャー事業では、金融機関向けに、当社子会社の株式会社FOLIOで開発した投資一任運用サービス基盤「4RAP」（以下、「4RAP」）を提供しております。4RAPは、「運用基盤システム」と「投資一任運用」を一体的に提供するSaaS型システムであり、銀行や証券会社等の金融機関において、自社顧客の口座及び預り残高を活用した自社ブランドの投資一任運用サービスの提供を可能とするものです。

株式会社SBI証券に初めて導入され2022年３月に提供が開始された「SBIラップ」では、4RAPの機能を活用した複数の投資一任運用商品がオンラインチャネル及び対面チャネルを通じて提供されております。また、4RAPは、株式会社愛媛銀行、岡三証券株式会社、株式会社足利銀行にも導入されており、それぞれ「ひめぎんラップ」、「岡三UBSファンドラップ」、「あしぎん投資一任サービス STORY」として、各金融機関やお客さまのニーズに合わせた運用商品の提供に活用されております。2026年９月末において、4RAPは計９社の企業からの利用実績があります。

２．AI投資運用事業

AI投資運用事業では、個人投資家向けのロボアドバイザーの提供（以下、「ロボアドバイザー提供」）及び運用会社等への投資助言の提供（以下、「アドバイザリー」）に取り組んでおります。

(ロボアドバイザー提供)

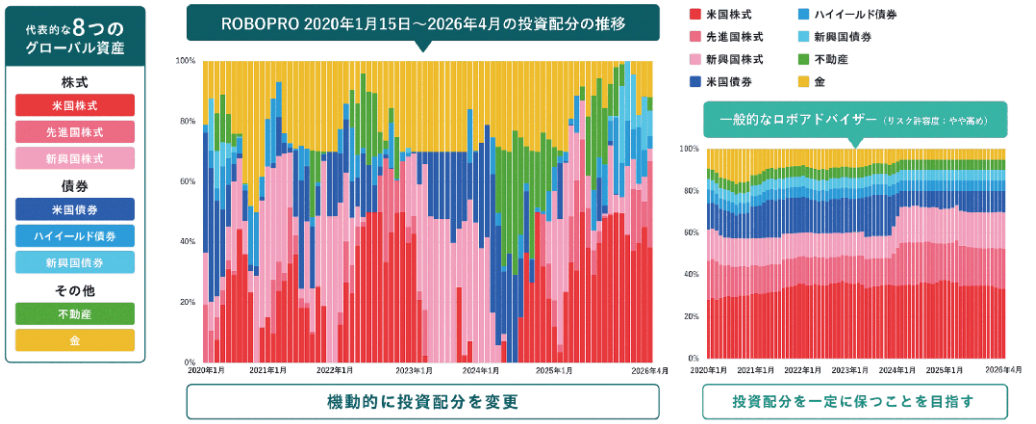
主なサービスとして、個人投資家向けにAI投資「ROBOPRO」（以下、「ROBOPRO」）を提供しております。ROBOPROは、①AIを活用した投資サービスであることと、②AIの判断に基づく機動的なリバランスを主な特徴としております。

①について、一般的なロボアドバイザーは、金融工学における平均分散法[*1]やBlack-Litterman[*2]モデルに基づいてポートフォリオを決定する手法が主流であり、このプロセスにAIは介在しておりません。一方、ROBOPROは、40種類以上のマーケットデータをもとにAIによるリターン予測を行い、AI技術と伝統的な金融工学理論を融合させた合理的な投資判断プロセスで運用が行われます。これにより、専門的な金融知識や分析能力を有しない個人投資家においても、AIの緻密な分析に基づいた投資を行うことが可能になります。

②について、一般的なロボアドバイザーは、投資家のリスク許容度に応じて資産ごとの投資配分を一定に維持する傾向がありますが(下図右のグラフ参照)、ROBOPROは、AIによる将来予測に基づき、月毎に各資産の投資配分を大きく変更します(下図左のグラフ参照)。これにより、市場環境の下落局面ではリスクを抑えて下落幅を最小化し、上昇局面ではリスクを取ってパフォーマンスの最大化を目指すなど、相場状況に応じて柔軟に対応することが可能となっております。

*1：ハリー・マーコウィッツが提唱した理論で、ポートフォリオを期待リターン（平均）とリスク（分散）で評価し、同じリスクなら最大リターンとなる最適な資産配分を求める手法。現代ポートフォリオ理論の基礎。
*2：市場の均衡から逆算した期待リターンに、投資家独自の相場観を確信度に応じて加味する資産配分モデル。配分が極端に偏りやすい平均分散法の欠点を補い、安定した配分を導けることが特徴。

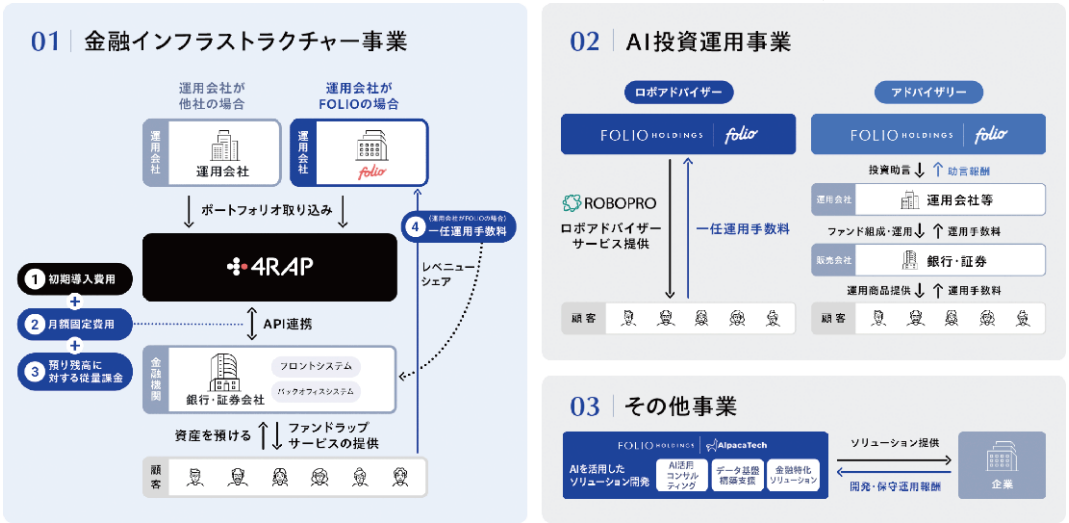
## リリース来の投資配分の推移




（注） ROBOPROの投資配分の推移について
各月に適用される投資配分の変更時点（ex.2026年４月は2026年３月27日時点）の比率を示しています。毎月の投資配分の変更とは別に、臨時で投資配分の変更を実施している場合があります。
「一般的なロボアドバイザー」とは、利用者がリスク許容度に応じて設けられている複数の運用コースの中から一つのコースを選択し、一般的な運用アルゴリズム（ノーベル賞を受賞した理論に基づき、金融機関において広く使われている平均分散法を採用。平均分散法における期待リターンはCAPMを用いて算出。）を用いて自動で運用を行う投資一任サービスのことを指します。本シミュレーションは、一般的な運用アルゴリズムでROBOPROと同じETFを運用したと仮定したシミュレーションです。リスク許容度はやや高めとし、５％～40％の保有制限を設けて最適ポートフォリオを算出しています。

（アドバイザリー）
投資助言・代理業のライセンスに基づき運用会社等に対して投資助言を行い、その対価として投資助言報酬を受領するビジネスモデルです。ROBOPROで培った投資運用技術を投資信託等の他の運用商品へ横展開することで、商品及び提供チャネルの多角化を図り、より幅広い顧客層に対してAIを活用した投資運用商品の提供を行っております。当社グループが投資助言を行っている運用商品の一例として、「ROBOPROファンド」、「ゴールドマン・サックス社債／FOLIO・AIマルチアセット戦略ファンド2025－05」、「三井住友DS・FOLIO・AIマルチアセットファンド」等があります。

当社グループの事業別の収益構造（ビジネスモデル）は、次のとおりであります。



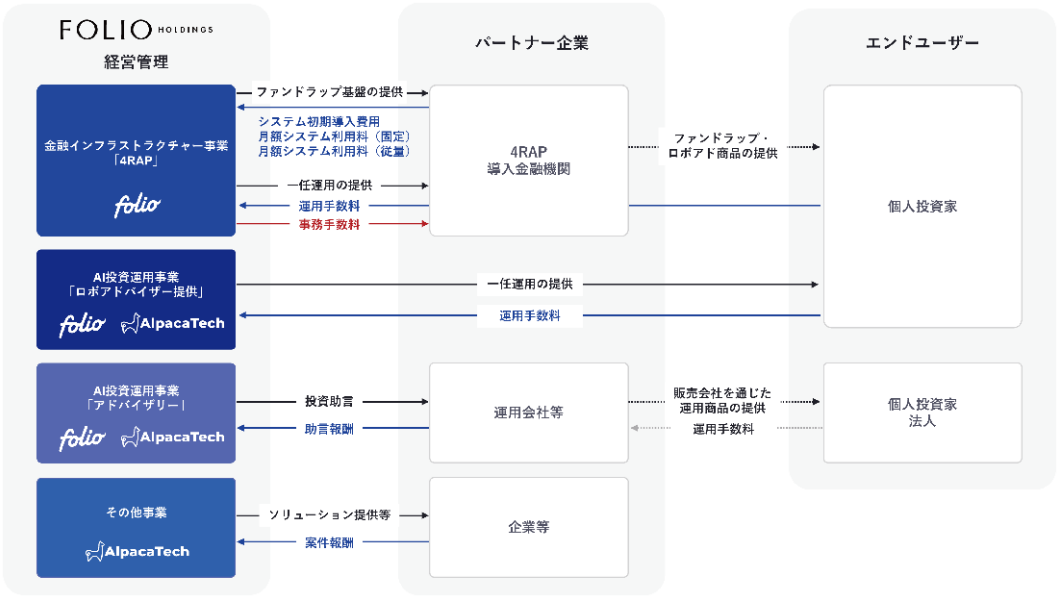
(2) 当社グループの主要なサービス及び主なサービスラインの特徴

当社グループのサービスの特徴は、多様な顧客ニーズやセグメント、提供チャネルに対応可能な事業構成にあります。例として、AI投資運用事業においては、ROBOPROを自社の中核サービスに据えておりますが、ROBOPROは新NISAに対応していないことから、当社グループが投資助言を行うROBOPROファンド等の投資助言先商品により新NISAニーズに対応しております。さらに、これらの商品では十分に訴求できない顧客層については、金融インフラストラクチャー事業における4RAPの導入先金融機関を通じて、AI投資運用商品の提供を行っております。

このように、ROBOPROでの直販による顧客接点に加え、4RAP導入先金融機関及び投資助言先商品を通じた間接的な顧客獲得を組み合わせることで、顧客接点の拡大を実現しております。また、投資一任運用及び投資助言商品、4RAP導入先金融機関を多層的に積み上げる事業構造により、高い拡張性を有するとともに、顧客層の分散を通じた安定的なビジネスモデルを構築しております。

また、当社グループの営業収益の多くは、残高に連動して発生する投資一任運用報酬及び投資助言報酬、4RAPの預かり資産に対する従量課金及びシステム月額利用料、為替や市場データの継続的な情報提供料（以下、「ストック収益」）であり、収益が積み上がる事業構造です。ストック収益比率等の推移は、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容　② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容　ｄ．経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況について」に記載のとおりであります。

事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金(千円) | 主要な事業の内容 | 議決権の所有(又は被所有)割合(%) | 関係内容 |
|---|---|---|---|---|---|
| (親会社)<br>SBIホールディングス株式会社(注)1、3 | 東京都港区 | 238,019,438 | 株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等 | 被所有<br>69.4<br>(69.4) | システム提供<br>運用業務の受託 |
| SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社(注)3 | 東京都港区 | 100,000 | 金融サービス事業における3大コア事業(証券・銀行・保険)間のシナジー拡大に向けた各種施策の実施 | 被所有<br>68.8<br>(68.8) | SBIホールディングス株式会社の100%子会社 |
| SBIFS合同会社 | 東京都港区 | 1,000 | 金融サービス事業の関係会社に係る株式の保有 | 被所有<br>68.8 | SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社の100%子会社 |
| (連結子会社)<br>株式会社FOLIO<br>(注)2、5 | 東京都千代田区 | 50,000 | 第一種金融商品取引業、投資運用業 | 100 | 役員の兼任<br>管理業務の受託 |
| AlpacaTech株式会社<br>(注)2 | 東京都千代田区 | 10,000 | 投資管理ソリューション及び取引ソリューション開発 | 100 | 役員の兼任<br>管理業務の受託 |

(注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、SBIホールディングス株式会社であります。
2. 特定子会社であります。
3. 議決権の所有(又は被所有)割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。
4. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
5. 株式会社FOLIOについては、2026年3月期における営業収益(連結相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益 4,039,181千円
(2) 経常利益 198,096千円
(3) 当期純利益 520,871千円
(4) 純資産額 3,170,849千円
(5) 総資産額 12,045,548千円

# 第２ 【事業の状況】

## １ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経営方針

#### ① 経営理念

当社グループは、「明日の金融をデザインする」というミッションの下、データサイエンスが導く知見や洞察、金融サービスとして実装するためのアイデアやテクノロジーを組み合わせ、全ての人々が金融の恩恵を受けられるような環境の実現を目指しております。

#### ② 経営方針

当社グループはAIを用いた中長期の市場予測技術を軸として、AIを活用した投資運用の提供、並びに金融機関向けの投資運用プラットフォームの提供を基幹とした資産運用プラットフォーム事業を運営しております。資産運用プラットフォーム事業下において、金融機関向けに運用基盤システムや投資一任運用を提供する金融インフラストラクチャー事業、AI投資サービスの提供や投資助言を行うAI投資運用事業を主要事業として営んでおります。画一的なサービスや商品では応えきれない昨今において、当社グループは多様なアイデアで未来の金融の姿を描き、革新的なテクノロジーで新たなソリューションを生み出してまいります。

### (2) 経営環境

日本銀行調査統計局「資金循環」(公表対象期；2026年第２四半期)によると、家計金融資産は2,519兆円ある一方で、家計に占める投資信託は193兆円と7.7%ほどの割合しかありません。一方で同調査によると、家計金融資産の過去５年の伸びは+25%であるのに対し、家計に占める投資信託の伸びは+124%と、家計金融資産の成長を大きく上回る成長を見せています。さらに、一般社団法人　資産運用業協会「統計資料」（2026年６月末時点)によると、ファンドラップに限っては30兆円ほどですが、過去５年の伸びが+155%と急激な成長を見せております。

また、金利上昇やインフレの定着、地政学的リスクの高まりを背景に、世界経済の先行きは不確実性を増している状況です。国内においては、日本銀行がマイナス金利政策を解除して以降、政策金利を段階的に引き上げており、消費者物価指数の前年比上昇率も2022年以降２%を上回る水準で推移するなど、現金・預金の実質的な価値が目減りする環境となっております。日本政府は家計の資産形成を促進する施策を進めており、2026年７月21日に内閣官房から公表された「成長投資を促進するための金融戦略―資産運用立国のアップグレード―」にあるように、2040年までに家計金融資産に占める株式・投資信託・債券の比率を４割へと引き上げる目標を掲げています。日本における家計金融資産の約半分は依然として現預金に滞留しており、資産運用市場には拡大の余地が大きいと認識しております。特に金融分野では技術革新やAIの活用が進む一方で、既存システムの制約、金融リテラシーの課題などが、顧客本位の金融サービスを提供する上での課題として残されていると認識しております。

以上のことから、投資信託やファンドラップを始めとした投資へのシフトが進んでおり、今後の投資運用市場は大きなポテンシャルと継続的な成長が見込める市場となっております。




(3) 競争優位性

当社グループは、金融ライセンスを保有しながら、AI技術を自社で開発・運用している点に競争優位性があると認識しております。当社グループの事業領域における競合としては、金融ライセンスを有する伝統的な金融機関、金融機関向けにシステムを提供するシステム開発会社、AI技術を有するテクノロジー企業等が該当しますが、当社グループは、第一種金融商品取引業、投資運用業及び投資助言・代理業の登録を受けた株式会社FOLIOと、投資助言・代理業の登録を受けたAlpacaTech株式会社をグループ内に有し、技術開発力と金融事業の基盤を併せ持つことで、独自の事業機会を創出しております。具体的には、①4RAPをインハウスで開発し続ける技術基盤による高い柔軟性と開発スピード、②AlpacaTech株式会社を中心に６年半超の実運用データを蓄積しながらアルゴリズムを磨き続けるAI運用エンジンの開発体制、③お客さまの多様なニーズに応じて商品開発やパートナー連携をスピーディーに推進する機動的な意思決定と実行を、当社グループの強みと認識しております。

(4) 中長期的な経営戦略

当社グループは、既存事業の拡大と高度化を通じて収益基盤を強化し、創出した資金を成長投資に充てるとともに、培ってきた技術資産と運用ノウハウを新たな領域に展開し、持続的な成長を目指してまいります。

① 金融インフラストラクチャーの導入拡大と機能の高度化

これまで培った知見やアセットを活かし、4RAPの導入金融機関を増やすとともに、取扱商品や機能を拡充することで、既存の導入先におけるサービスの利用拡大を支え、AUAの拡大に取り組んでまいります。

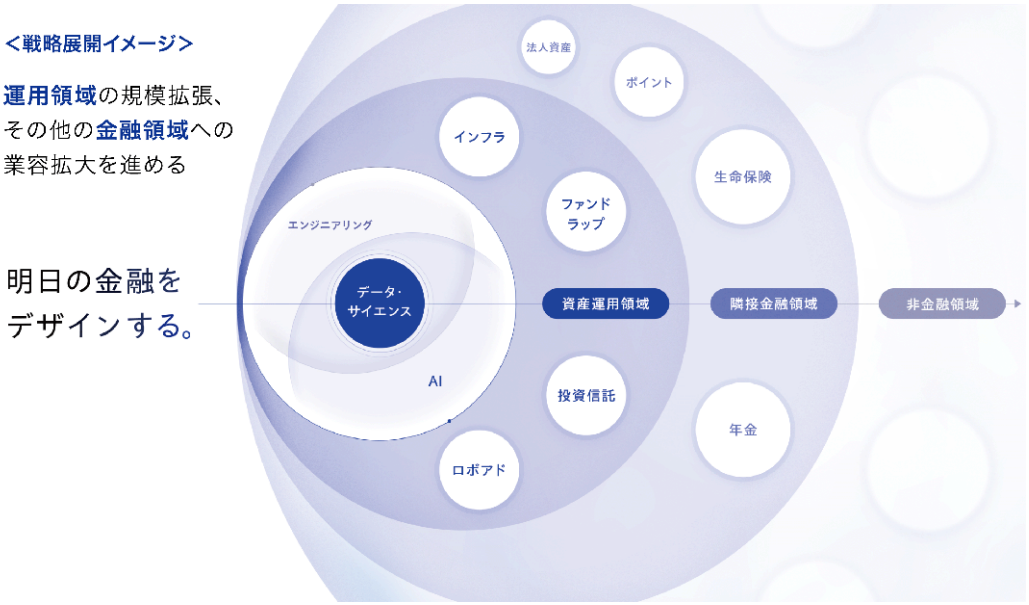
② AI運用エンジンの高度化と展開領域の拡大

ROBOPROに代表される当社グループのAI運用エンジン及び投資運用技術を起点として、既に展開している米国株式や日本株式を対象とするものを含め、個人や金融機関の多様なニーズに合わせたAI運用エンジンの開発を継続的・積極的に実行してまいります。あわせて、ROBOPROによる直接的な顧客獲得に加え、4RAP導入金融機関や投資助言先商品を通じた販売チャネルの拡大及び多様な商品性のプロダクトの組成支援（マルチチャネル・マルチプロダクト戦略）により、収益源の多層化とリスクの分散を図ってまいります。

③　収益基盤の拡大と次の成長投資

商品・サービスの広がりをAUAの成長に繋げ、継続的な収益基盤を強化してまいります。そこから創出する資金を技術開発や新たな事業領域への投資等に振り向け、中長期的には、資産運用領域の規模拡張に加え、年金・保険等の隣接金融領域、さらにはその他の金融領域へ業容を拡大することにより、次の成長機会を生み出してまいります。



(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの営業収益は、顧客から頂く投資一任運用報酬や運用会社から頂く投資助言報酬が中心となります。これら投資一任運用報酬や投資助言報酬は、顧客からの預り資産残高や4RAP上で運用されている商品の残高、投資信託の純資産に連動しております。そのため、当社グループではこれら運用商品すべての預り残高・運用残高・純資産残高を合算した数値を「総取扱資産残高」（以下、「AUA」）と定義し、収益や今後の成長性を測る重要な経営指標として位置付けております。AUAは2026年７月に1.2兆円を突破し、2026年９月末時点で１兆2,215億円となっております。

AUAは、金融インフラストラクチャー事業の取扱資産残高（銀行・証券会社等の金融機関において4RAPを活用して提供される投資一任運用サービスの預り資産）と、AI投資運用事業の取扱資産残高（ロボアドバイザー提供に係る預り資産及び、アドバイザリーにおいて当社グループが投資助言業として関与する金融商品の資産）の合計であり、以下の表はAUAを事業ごとに分解して記載したものであります。なお、その他事業には取扱資産残高はありません。

（総取扱資産残高の推移）

| 期 | 時点 | 総取扱資産残高(億円) | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 総計 | 金融インフラストラクチャー事業 | AI投資運用事業 | うちアドバイザリー |
| 2021年３月期 | 第１四半期末 | 62 | ― | 62 | ― |
| | 第２四半期末 | 68 | ― | 68 | ― |
| | 第３四半期末 | 76 | ― | 76 | ― |
| | 第４四半期末 | 90 | ― | 90 | ― |
| 2022年３月期 | 第１四半期末 | 108 | ― | 108 | ― |
| | 第２四半期末 | 116 | ― | 116 | ― |
| | 第３四半期末 | 131 | ― | 131 | ― |
| | 第４四半期末 | 133 | 0 | 133 | ― |
| 2023年３月期 | 第１四半期末 | 241 | 109 | 132 | ― |
| | 第２四半期末 | 316 | 169 | 147 | ― |
| | 第３四半期末 | 410 | 245 | 165 | ― |
| | 第４四半期末 | 519 | 323 | 196 | ― |
| 2024年３月期 | 第１四半期末 | 700 | 452 | 247 | ― |
| | 第２四半期末 | 903 | 612 | 291 | ― |
| | 第３四半期末 | 1,111 | 748 | 362 | 28 |
| | 第４四半期末 | 1,379 | 940 | 438 | 53 |
| 2025年３月期 | 第１四半期末 | 1,760 | 1,149 | 611 | 122 |
| | 第２四半期末 | 1,921 | 1,196 | 724 | 193 |
| | 第３四半期末 | 2,355 | 1,419 | 935 | 298 |
| | 第４四半期末 | 2,632 | 1,489 | 1,142 | 434 |
| 2026年３月期 | 第１四半期末 | 3,945 | 1,758 | 2,186 | 1,408 |
| | 第２四半期末 | 5,448 | 2,344 | 3,103 | 2,123 |
| | 第３四半期末 | 7,506 | 3,074 | 4,431 | 3,243 |
| | 第４四半期末 | 9,236 | 3,548 | 5,687 | 4,452 |
| 2027年３月期 | 第１四半期末 | 11,665 | 4,489 | 7,175 | 5,766 |
| | 第２四半期末 | 12,215 | 4,911 | 7,304 | 5,928 |

（注）１．　億円未満を切り捨てて表示しているため、各事業の合計が総計と一致しない場合があります。

また、当社グループでは、AUAに加え、収益の安定性及び収益性を把握するための補助的な指標として、ストック収益比率及び限界利益率を用いております。ストック収益比率は、営業収益に占めるストック収益の割合であり、収益の継続性を示す指標として採用しております。限界利益率は、残高から一定比率で発生する事務手数料を営業収益から控除した額（以下、「限界利益」）の営業収益に対する割合であります。各指標については、「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(2)　②　ｄ．経営上の目標の達成状況を判断

するための客観的な指標等の達成・進捗状況について」に記載のとおりであります。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後、当社グループが成長していくために優先的に対処すべき事業上の課題は以下のとおりです。なお、優先的に対処すべき財務上の課題は、現在ありません。

① AUA及び営業収益の拡大

当社グループの営業収益は、主として金融商品に係る運用報酬及び投資助言報酬から構成されており、これらがAUAと連動することから、当連結会計年度においてはAUAの順調な積み上がりを背景に、営業収益も大幅に増加しました。今後も、4RAPの新規導入の推進、ROBOPROにおけるマーケティング施策の推進、投資助言先商品の拡充等を通じて商品・サービスの多層化を図り、AUA及び営業収益の拡大を目指してまいります。

② 高度な技術力を有する組織体制の維持・拡大

金融インフラストラクチャー事業における4RAPについては、当社グループ内において開発から運用までを一貫して行っております。また、AI投資運用事業におけるAIを活用した投資運用についても、モデル構築、システム開発及び運用に至るまでの業務プロセスを当社グループ内で一体的に遂行しております。グループ内で培われた技術、知見及び人材を相互に活用することで各事業が連携しながらサービスの高度化及び効率化を図っており、品質及び安定性の高いサービスを継続的に提供できる組織体制が、当社グループの競争力の源泉のひとつとなっております。したがって、現組織体制を維持・拡大していくことが重要であるとの認識のもと、引き続き専門性の高い人材の育成及び人材の確保に努めてまいります。

③ 情報管理体制の継続的な強化

当社グループは、提供するサービスの性質上、多くの個人情報を取り扱っており、また、子会社に金融商品取引業者を含むことから、さらなる情報管理体制の維持・強化が重要であると認識しております。当社グループ全体に適用がある「情報セキュリティ管理規程」を定め、グループ全体で適切な情報管理を実施しておりますが、引き続き管理方法の高度化や役職員への教育の徹底のほか、社会的な要請や法令等を踏まえた対応を継続してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは現在、成長段階にあり、業務運営の効率化及びリスク管理の観点から、内部管理体制の強化を重要な課題として認識しております。当社の事業拡大に対応できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化に継続的に取り組んでまいりました。今後も、事業規模の拡大に応じて人的体制の充実を図るとともに、定期的な内部監査の実施等を通じて、より一層の内部管理体制の強化に努めてまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

サステナビリティに関する考え方及び取組

当社グループは、「明日の金融をデザインする」というミッションの下、データサイエンスが導く知見や洞察、金融サービスとして実装するためのアイデアやテクノロジーを組み合わせ、全ての人々が金融の恩恵を受けることが可能となる環境を実現し、もって社会及び経済の長期的かつ健全な成長に寄与することを目指しております。当社グループは、データサイエンスやテクノロジーを駆使した事業活動を通じて、社会課題の解決及び社会の持続的成長に貢献することをサステナビリティの基本方針に位置付け、各種の社会的課題、期待・要請を重視した企業経営及び価値創造・提供に努めてまいります。

当社グループにおけるサステナビリティへの取組は以下のとおりです。

(1) ガバナンス

取締役会の活動を通し、サステナビリティ経営を実現するための戦略の実施及びサステナビリティ関連のリスク・機会の監視・管理を行ってまいります。当社取締役会は、役員９名の内４名が社外役員となっており、客観的かつ多様な視点からリスクの識別、監視及び監督を可能とし、適切に牽制機能が働く体制を維持・構築しております。

(2) 戦略

① 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針

当社グループが持続的な成長を遂げるためには、人材の多様性を確保するとともに、多様性の観点から人材の有効活用を図ることが重要であると考えております。

適材適所の人材の獲得を中心に中途採用を行っている当社グループの現状では、多様性に関する数値目標の設定ではなく、多様な人材が当社グループにエントリーしやすく、かつ活躍できるような環境を整えることが重要であると認識しております。現時点において当社グループの従業員の国籍は様々ではありますが、国籍だけではない多様性の確保に継続的に取組んでいく方針です。また、継続的に従業員に対するエンゲージメントサーベイを実施することにより、従業員の心身の健康、働きやすさ、心理的安全性の状況を把握し必要な対応が可能となる体制を整備しております。

当社グループの価値創造の源泉は人材であり、人的資本を重視した経営及び人的資本への投資を行うことで、当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に繋げてまいります。

② 社内環境整備に関する方針

多様な人材確保、働き方改革等の観点から、全ての役職員が柔軟な働き方を選択し、個々の置かれた環境において固有の能力を発揮し自己実現をすることが可能となるよう、職種に応じた裁量労働制度、フレックスタイム制度、ライフワークバランスを重視した短時間勤務労働制度、日数等の制限のないリモートワーク制度等各種の人事制度を導入しております。

(3) リスク管理

当社グループでは、リスク管理体制の基本として「グループリスク管理規程」を制定しており、当社代表取締役社長がグループ全体のリスク管理の責任者となっております。また、取締役会の直属機関として、当社取締役、法務コンプライアンス部担当役員、経営企画部担当役員、子会社のリスク管理担当者等を構成員とするグループリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に１回開催し、各子会社から当社グループのリスク管理に関わる重要事項の報告を受けるとともに、グループ全体のリスク管理に必要な調査・企画・立案を審議し当該内容を取締役会に定期的に報告しております。同委員会の活動を通じて、サステナビリティに関連するリスク・機会を含めたリスク全般の把握、対応策の検討、対応策の実行及びそのモニタリングに努めております。

また、当社グループの役職員に対する教育・研修等、サステナビリティを含めたリスク管理に関わる各種取

り組みを企画・推進し、継続的な啓蒙活動を行っております。

(4) 指標及び目標

現時点ではサステナビリティ関連のリスク・機会に関する当社グループの実績を長期的に評価、管理、監視するための具体的な指標及び目標の設定に至っておりません。

また、人材育成及び社内環境整備に関して、具体的な指標については、エンゲージメントスコア、離職率及び採用充足率を重要な指標と位置付け、継続的にモニタリングを行っております。なお、具体的な目標値については、今後の事業環境や組織体制を踏まえ、必要に応じて設定を検討してまいります。

なお、当社グループの人的資本に関する考え方は前掲「(2) 戦略」に記載のとおりであります。

## 3 【事業等のリスク】

当社グループは、「グループリスク管理規程」を定め、代表取締役社長を責任者とするグループリスク管理委員会を設置しております。同委員会にて、リスク管理に関わる重要事項について協議し、取締役会に報告するとともに、リスク管理に関わる役職員への啓蒙等の全社的な取り組みを推進しております。また、実際にリスクが顕在化するなどして、緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に緊急事態対応体制を取り、迅速かつ的確な対応を実施することとしております。

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(特に重要なリスク)

(1) 法的規制について(顕在化の可能性：小／影響度：大／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループにおいて、当社子会社の株式会社FOLIOは金融商品取引法に基づく「第一種金融商品取引業者」、「投資運用業者」及び「投資助言業者」、当社子会社のAlpacaTech株式会社は「投資助言業者」の登録を受けており、かかる許認可(登録)及び各規制法の遵守は、当社グループの事業運営上、重要な事項となっております。

| 取得年月日 | 2017年４月４日 | 2017年４月４日 | 2023年９月15日 | 2025年２月13日 |
|---|---|---|---|---|
| 登録者名 | 株式会社FOLIO | 株式会社FOLIO | 株式会社FOLIO | AlpacaTech株式会社 |
| 許認可等の名称 | 第一種金融商品取引業 | 投資運用業 | 投資助言・代理業 | 投資助言・代理業 |
| 所管官庁等 | 金融庁 | 金融庁 | 金融庁 | 金融庁 |
| 法令違反の要件及び主な許認可等の取消し事由 | 金融商品取引法　第52条、第53条、第54条 | 金融商品取引法　第52条、第54条 | 金融商品取引法　第52条、第54条 | 金融商品取引法　第52条、第54条 |
| 有効期限 | ― | ― | ― | ― |

当社グループは、これらの法令や諸規制を遵守するための対策を講じており、主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因は発生しておりません。しかしながら、仮にこれらの法令や諸規制への抵触を完全に防ぐことができず、法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等に関する命令、又は営業登録の取消しなどの処分を受ける可能性があります。また、これらの法令や諸規則の改正又はその解釈や運用の変更が行われる場合において、通常業務への制限、コストの増加等の悪影響が考えられ、その結果として当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、法解釈等の違いにより、監督当局からの行政指導・処分を受けるなどした場合には、預り資産残高の減少等の悪影響が発生し、金融商品取引法第52条第１項及び第４項若しくは同法第53条第３項、同法第54条により登録の取消しとなる要件が定められており、万が一、これらに該当し、登録の取消しを含む行政処分が下される場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらには、売買益に関する税率が変更される等の税制の変更や、解釈の変更による影響が生じた場合には、お客様の投資意欲への影響が生じ、解約又は新規流入の減少による預り資産残高の減少を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) システムに関するリスクについて(顕在化の可能性：小／影響度：大／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループの事業は、インターネットを通じて提供されていることから、業務遂行の観点からシステムの安定稼働が非常に重要であります。そのため、ネットワーク監視やシステム管理体制の構築等、システム障害に対して継続的な取組みを実施しております。

しかしながら、当社グループのサービスは、外部クラウドサーバーなどのITシステムに依拠する割合が高いことから、それらに重大な障害が生じた場合等には、当社グループの業務に影響を及ぼす可能性があります。また、事故災害等の自然災害や外部からのサイバー攻撃、外部からの不正アクセスにより想定以上のシステム障害や顧客資産の流出等が発生した場合には、当社グループが第三者に生じた損害を賠償する責任を負うだけでなく、監督当局

から行政処分を受け、お客様やマーケットの信頼を失うこと等により預り資産残高の減少等の悪影響が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、プログラムの不具合、人為的ミス、不正アクセス等の諸要因により、システム障害や情報漏洩が発生した場合には、当社グループへの信頼や企業イメージの低下や相当な費用負担により、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 個人情報管理について(顕在化の可能性：小／影響度：大／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループは、事業活動を通じて各種の個人情報を保有しております。当社グループは、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護規程及び情報セキュリティ管理規程等を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、個人情報の保護に関する法律及び関連法令並びに当社グループに適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、万が一、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等により個人情報が外部に流出した場合や不適切な利用、改ざん等が発生した場合には、当社グループへの損害賠償請求や対応に多額の費用を要するほか、社会的信用の失墜により、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 金融市場の市況変動について(顕在化の可能性：中／影響度：大／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループは、主に金融機関を対象に事業を展開しているため、景気の減速や急激な市況変動等の事態が発生した際には、金融機関による当社グループサービスへの支出等の事業活動が大きく減退する可能性があります。

万が一、金融市場の市況が大きく悪化した場合には、当社グループが関与する金融商品の時価が減少し、当社グループの営業収益が大きく減少するなど経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(その他のリスク)

(5) 商品特性に関するリスクについて(顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社子会社の株式会社FOLIOでは、お客様がAIによる効率的な資産運用を続けられるようサポートをしております。同社サービスであるROBOPROはAI予測を用いてダイナミックなリバランスを行うことで、バランスを取りながらパフォーマンスを追求していくサービスです。同社ではその機能を拡充させ、また、コラムやセミナー等で日々情報発信をしております。

しかしながら、世界的に金融マーケットが大きく変動するなどで、お客様が長期投資に挫折してしまう場合や、AIによる予測が機能しなかった場合には、解約が増加する等の可能性は排除できず、預り資産残高の減少を招き、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 他社との競合について(顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：数年内)

当社グループは、金融市場における資産運用を中心として、今後においても顧客ニーズへの対応を図り、事業拡大に結び付けていく方針であります。しかしながら、これらの取組みが予測通りの成果をあげられない可能性や、新たなサービスを展開する競合他社の出現、その他の競合等の結果、当社グループ及びそのサービスの競争優位性が失われ、当社グループの営業収益が減少する可能性があります。そのような場合には当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 技術革新について(顕在化の可能性：大／影響度：中／顕在化の時期：数年内)

当社グループのサービスであるROBOPROは、インターネットを通じて口座開設からその後の運用までの取引が完結する設計であり、4RAPにおいては提携している金融機関のシステムと繋いで一気通貫のシステムとなっていることが大きな特徴となります。当社グループのサービスは、当社グループの機械学習技術やノウハウを組み合わせ、新技術を積極的に採用し、継続的に改善に取り組んでおります。

当社グループが事業展開している金融業界では、技術革新や顧客及びエンドユーザーのニーズや嗜好の変化のスピードが非常に早く、金融関連事業者はその変化に柔軟に対応する必要があります。また、AIの領域でも様々な技術が確立し、飛躍的な進歩を遂げております。そのため当社グループは、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけではなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。

しかしながら、インターネットを取り巻く環境は急速な技術革新が進んでおり、将来的に技術革新等への対応の遅れにより市場環境の変化に適切に対応できない場合や、多額の開発費用が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) サービスの信頼性低下リスク(顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループが提供するサービスにおいては、法令遵守の徹底に加え、所定のルールに従い掲載前にウェブサイト上のコンテンツその他の広告等の内容についてコンプライアンス部による入念なチェックを実施する等、コンプライアンスの遵守を徹底しております。また、各領域における関連法令に抵触することがないよう、加えてサービスの信頼性を確保できるよう、専門家と連携を図りながら審査体制を導入しております。しかしながら、何らかの理由により正確性、公平性に欠けたサービスが提供された場合、当社グループの事業、経営成績及び社会的信用に影響を与える可能性があります。

(9) 4RAPの導入遅延又は契約解消に関するリスク(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループが提供する4RAPは、金融機関向けSaaS型のビジネスであるため、１件の導入が収益に大きく影響するという特徴があります。各プロジェクトにおいて想定以上に工数がかかった場合、納期の月ずれ、期ずれが発生する可能性があるほか、想定した取引先とのサービスの提供に至らない場合や、取引が様々な事情又は要因により解消される可能性があり、当該状況が発生した場合には当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)新規事業に関するリスク(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループは、「明日の金融をデザインする」というミッションの下、新しい事業やサービスを創出し、事業成長を続けております。一方でこのような事業展開を実現するためには、その事業固有のリスク要因が加わることとなり、本項に記載されていないリスク要因が当社グループのリスク要因となる可能性があります。また、新規事業の参入のため、専門性の高い人材の採用、システム開発、営業体制の強化等追加的な投資が必要とされ、新規事業が安定的な収益を生み出すには中長期的な時間が必要とされることがあります。さらに、事業の市場の拡大スピードや成長規模によっては、当初想定していた成果を挙げることができないことがあり、事業の停止、撤退等を余儀なくされ、減損等による損失が生じる可能性があります。その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11)M&Aにかかる潜在的リスク(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループは新規事業やサービスの拡大のため、M&Aをその有効な手段の一つとして位置付けており、今後も必要に応じてM&Aを実施する方針です。当社グループは、M&Aに際して、対象企業の事業、財務内容及び法務等について詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図る方針であります。

しかしながら、これらの調査の段階で確認又は想定されなかった事象がM&Aの実行後に発生又は判明する場合や、M&A実施後の統合や事業展開が計画通りに進まない場合には、当初期待した業績への寄与の効果が得られない可能性や、対象企業の投資価値の減損処理が必要になることも考えられ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12)自己資本規制比率を維持できないリスク(顕在化の可能性：小／影響度：大／顕在化の時期：特定時期なし)

金融商品取引業者は、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率維持の規制が課されており、自己資本規制比率が120％を下回ることのないようにモニタリングを含めた対応を行う必要があります。本書提出日時点では、当社子会社の株式会社FOLIOにおいて同比率が120％を下回る事実はないと認識しております。

しかしながら、将来何らかの事由により定められた自己資本規制比率を維持できない場合は、業務停止や金融商品取引業者の登録の取消しを命じられる可能性があります。また、経営環境の悪化による損失計上等の要因により自己資本規制比率が著しく低下した場合には、比率の維持に重点を置くこととなり、新たな収益機会を逸する可能性が高まります。その結果、当社グループの営業活動に影響を与え、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13)顧客資産の分別管理ができないリスク(顕在化の可能性：小／影響度：大／顕在化の時期：特定時期なし)

金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるように顧客から預託を受けた有価証券及び金銭を自己の固有財産と分別して管理することが義務付けられており、当社子会社の株式会社FOLIOでは、上記法令に基づいた社内規程等に従ってこれらを管理しております。有価証券については、帳簿残高ファイルを作成し、銘柄毎の残高について自己保有分及び顧客保有分を分別して記載することで、顧客の持分を直ちに判別できる状態で管理し、金銭については、信託銀行と顧客分別管理信託契約を締結し、顧客資産の保全体制を整えております。

しかしながら、何らかの事由により当社グループにおいて分別管理が適切に実施できない事象が発生した場合、行政指導、業務停止、登録取消等の行政処分を受ける可能性があります。その場合、当社グループの信用が著しく損なわれ、経営成績及び財政状態に甚大な影響を与える可能性があります。

(14)犯罪収益移転防止法への未対応リスク(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下総称して「犯罪収益移転防止法」という。)は、特定事業者に対し、顧客等の取引時確認、確認記録及び取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等を義務付けることにより、金融サービス等がテロ資金供与及びマネー・ローンダリング等に悪用されることを防止し、犯罪による収益の移転防止を図ることを目的としております。

当社グループでは、犯罪収益移転防止法に基づき、当社グループ所定の本人確認書類等を顧客から徴収して本人確認を行うとともに反社会的勢力に該当しないことの確認を行い、顧客カードを作成して本人確認記録及び取引記録を保存する等、法令遵守を徹底しております。

しかしながら、当社グループにおいて何らかの事由によりかかる法令に違反する事象が発生した場合、行政処分や当社グループの信頼失墜等により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(15)内部管理体制について(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループは、企業価値の最大化のため、コーポレート・ガバナンスの充実を図る多様な施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16)人材の確保及び育成について(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループの事業においては、今後の事業拡大に伴い、金融業界やテクノロジー業界をはじめとする多様なバックグラウンドをもった優秀な人材を採用し、強い組織体制を整備することが重要であると認識しております。エンジニアをはじめ事業運営に不可欠な人材を適時に確保し、それら人材を育成するとともに、有機的に連携させる必要があると考えております。

しかしながら、日本国内における雇用環境によっては人材獲得競争が激化することになり、当社グループの必要とする人材が必要な時期に確保できない場合、エンジニアを含むキャリアや資格保有者等の人材育成が計画通り進まない場合、人材の社外流出が発生した場合、人材の獲得に伴う採用費用の増加等が発生した場合等には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17)災害、紛争、事故について(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しております。しかしながら、地震、台風、津波、豪雨、洪水等の自然災害、火災、停電、新型コロナウイルス感染症をはじめとする未知の感染症の拡大等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの事業拠点である日本の首都圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、サービスの提供等が止むを得ず一時的に停止する可能性もあり、このような場合、当社グループの信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18)事業歴が浅いことについて(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループの事業は、2020年１月にROBOPROをリリースし、2022年３月に投資一任運用の運用基盤をクラウドでSaaS型で提供する4RAPの提供を開始、2023年７月にAlpacaTech株式会社を子会社化するとともに、2023年12月にはアドバイザリー事業を開始する等の展開により、成長してまいりました。一方で当社グループで主力となっている事業については、比較的事業歴が浅いものがあります。当社グループにおけるかかる事業の業歴が浅いことに加え、当社グループが営む事業が伝統的な金融事業そのものとは異なる新規性を有し、技術革新や競合他社との競争等激しい事業環境の変化に晒されていること等から、過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の実績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

(19)特定人物への依存について(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

代表取締役社長兼CEOである甲斐真一郎は、創業者であり代表取締役でもあります。甲斐は、当社グループの経営方針や事業戦略構築、信用力の向上等において重要な役割を果たしております。当社グループは事業拡大に伴い、個人に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により甲斐が業務を継続することが困難となった場合には、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(20)配当政策について(顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループは、現在成長段階にあると認識しており、事業拡大や組織体制整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、当社は会社設立以来配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主還元を適切に行っていくことが経営上重要であると認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、将来的には安定的な配当を行うことを検討していく方針でありますが、当社グループの業績、投資計画その他の事情により、当社が今後も配当を実施できず、又は、実施しない可能性があります。

(21)訴訟について(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループは、本書提出日現在において、訴訟を提起されている重要な事案はありません。しかしながら、事業を展開する中で、当社グループが提供するサービスの不備、情報漏洩等により、何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟の提起がなされる可能性があります。その場合には、当該訴訟に対する防御のために費用と時間を要する可能性があるほか、当社グループの社会的信用が毀損され、また損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(22)知的財産権の管理について(顕在化の可能性：小／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループは、サービスに関連する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、当社グループの管理部門及び顧問弁護士への委託等による事前調査を行っております。しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払いやこれらに伴うサービス内容の変更の必要等が発生する可能性があります。また、当社グループが保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社グループが保有する権利の権利化ができない場合もあります。こうした場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(23)株式価値の希薄化について(顕在化の可能性：大／影響度：小／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループは、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、当社グループの役員、従業員に対して新株予約権の付与を行っております。また、今後においても新株予約権又は譲渡制限付株式等を利用したインセンティブプランを活用する可能性があります。これらの新株予約権の権利行使や譲渡制限付株式の発行に伴い、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在の新株予約権による潜在株式数は4,051,900株であり、発行済株式総数58,119,600株の6.97％(小数点以下第３位を四捨五入)に相当しております。

(24)株式の流動性について(顕在化の可能性：小／影響度：小／顕在化の時期：特定時期なし)

当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しており、上場に際しては、公募増資又は売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において25.1%にとどまる見込みです。今後は、公募増資による当社の事業計画に沿った成長資金の調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

(25)税務上の繰越欠損金について(顕在化の可能性：大／影響度：小／顕在化の時期：数年内)

2026年３月期末時点において、当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消された場合には、所定の税率に基づく納税負担が発生するため、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(26)親会社であるSBIホールディングス株式会社との関係について(顕在化の可能性：中／影響度：小／顕在化の時期：特定時期なし)

(資本関係)

SBIグループは現在当社株式を69.4%保有し、当社の筆頭株主となっております。当社株式上場後においては、当社が連結グループに該当する水準にて当社株式を継続保有する方針であります。

親会社グループの適切な運営を目的として、当社の経営において、同社の承認を要する事項は存在しておりませんが、同社において株主総会決議事項や適時開示が必要となる事項に限り事前報告を行うことが定められており、同社は議決権の行使を通じて当社の役員の選解任やその他株主の承認を必要とする事項などの経営判断に影響を及ぼし得る立場にあることから、同社利益が他の株主の利益と一致しない可能性があります。

また、同社が当社株式を市場内外で売却する場合又はその懸念が市場において認識される場合、当社株式の需給の悪化又はそのおそれにより、当社株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

(取引関係)

親会社グループと取引を行うにあたっては、関連当事者取引管理規程に基づき、関連当事者等と取引を行うことの妥当性について、特別委員会による事前審議及び取締役会での決議を行っております。毎事業年度末時点で該当取引を継続する場合にも、同様に事業上の必要性や取引条件の妥当性等を確認し、取締役会の承認を得ております。

親会社グループとの2026年３月期における主な取引内容や取引金額等につきましては以下の通りです。

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 取引の内容 | 勘定科目 | 取引金額<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|
| 親会社 | SBIホールディングス株式会社 | 資金の借入 | 短期借入金 | 1,900,000 |
| | | 資金の返済 | 短期借入金 | 3,400,000 |
| | | 利息の支払い | 支払利息 | 23,677 |
| 親会社の子会社 | 株式会社SBI証券 | 4RAPシステム基盤提供等 | 受入手数料<br>その他の営業収益 | 1,786,723 |
| | | 事務委託等 | 事務費<br>広告宣伝費<br>人件費 | 825,658 |
| 親会社の子会社 | SBI岡三アセットマネジメント株式会社 | ROBOPROファンド等の投資助言 | 受入手数料 | 617,123 |
| 親会社の子会社 | SBIリクイディティマーケット株式会社 | 為替の短期予測サービスの提供 | その他の営業収益 | 80,000 |
| 親会社の子会社 | SBI VCトレード株式会社 | 暗号資産関連のデータ提供等 | その他の営業収益 | 23,742 |

当社グループの2026年３月期における連結営業収益に占める親会社グループからの収益の割合は58%となっており、収益依存はまだ高い状態にありますが、2025年３月期の親会社グループ収益からの収益の割合は69%であったことから低減傾向にあります。

なお、将来的にSBIグループの事業方針の変更や業績動向等、また何らかの理由により当社グループとの取引が大きく縮小した場合、当社グループの事業活動、財政状態及び経営成績に重大な影響を与える可能性があります。当社グループは引き続き新規顧客等の開拓や多層的な事業展開を通じて、当該リスクの低減に努めてまいります。

(人的関係)

今後、何らかの事情により当社とSBIグループとの関係に変化が生じた場合、人的関係も変動し、当社グループの事業遂行に影響を与える可能性があります。

(親会社グループにおける当社の位置づけ)

当社はSBIホールディングス株式会社の連結子会社であり、同社を構成するグループにおいて、グループの金融サービス事業を構成する会社の１つとして位置付けられております。SBIグループと当社との関係の詳細は以下のとおりです。

SBIグループは、証券事業、銀行事業及び保険事業を中心とする「金融サービス事業」、投資信託の運用や投資助言を行う「資産運用事業」、プライベートエクイティ事業を中心とする「投資事業」、暗号資産交換業等を運営する「暗号資産事業」、並びに、バイオ・ヘルスケア＆メディカルインフォマティクス事業やWeb３関連の先進的な分野に取り組む事業等が含まれる「次世代事業」を中心に事業を行っております。当社グループとの間には、関連当事者取引として4RAPの提供やAIソリューションの提供等に関する取引があります。これらの取引については関連当事者取引として適切な社内決裁を経て実行されており、取締役会決議に先立ち、独立社外取締役及び独立社外監査役により構成される任意の特別委員会において、同取引の必要性及び取引条件の妥当性等を審議検討し、取締役会に答申することで、少数株主保護の観点から取引の公正性や客観性を担保しております。

当社への出資比率等の変更を含め、当社グループとSBIグループの各企業との関係に変化が生じ、関係が希薄化した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(27)固定資産の減損について(顕在化の可能性：中／影響度：中／顕在化の時期：特定時期なし)

当社グループは、事業を遂行する過程でさまざまな資産に投資し、有形固定資産、ソフトウェアやのれん等の無形固定資産を保有しております。特に、AlpacaTech株式会社が展開するAI投資運用事業等においては、積極的なAI関連開発に係るソフトウェア投資を行っております。これらの固定資産については、減損会計を適用し、経営環境や事業状況の著しい変化等により収益性が低下し、十分な将来キャッシュ・フローを獲得できないと判断される場合は、対象資産に対する減損損失を認識する必要性が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。また、当社グループは、金融機関向けの投資運用プラットフォームの提供、並びにAIを活用した投資運用サービスの提供を基幹とする「資産運用プラットフォーム事業」を単一セグメントとしておりますが、同事業における主要事業として、金融機関向けに運用基盤システム及び投資一任運用を提供する「金融インフラストラクチャー事業」、個人投資家向けAI投資サービス及び運用会社等への投資助言を提供する「AI投資運用事業」を位置付けております。

① 財政状態及び経営成績の状況

a. 経営成績の状況

第７期連結会計年度(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)

当社グループは、「明日の金融をデザインする」というミッションの下、データサイエンスが導く知見や洞察、金融サービスとして実装するためのアイデアやテクノロジーを組み合わせ、全ての人々が金融の恩恵を受けられるような環境の実現を目指しております。

当連結会計年度においては、世界経済は米国の関税政策等の影響で一時減速したものの、主にAI関連投資が成長を下支えし、底堅い推移となりました。当該経済状況を背景に、個人投資家を中心に投資ニーズはより一層高まるとともに、多様化が進んでおります。

このような事業環境下、当社グループは継続的な事業成長の実現のため、金融インフラストラクチャー事業における4RAP導入先の新規獲得、AI投資運用事業における運用残高及び投資助言残高の拡大、各事業における新規アライアンスの推進などに取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における営業収益は4,347,615千円（前期比107.2%増）、営業利益は189,824千円（前期は1,388,279千円の営業損失）、経常利益は163,847千円（前期は1,391,436千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は573,715千円（前期は2,341,638千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。また、当社グループの主要KPIである総取扱資産残高（当社子会社が、①個人投資家に直接提供する投資一任運用サービスの預り資産、②銀行・証券会社等の金融機関において4RAPを活用して提供される投資一任運用サービスの預り資産、及び③投資助言業として関与する金融商品の資産の合計金額。以下、「AUA」）は、2026年３月末時点で9,236億円（前期比6,604億円増）となりました。

各事業の概況は以下のとおりです。

ⅰ 金融インフラストラクチャー事業

金融インフラストラクチャー事業では、銀行や証券会社等の金融機関に4RAPを導入し、各金融機関が自社ブランドのファンドラップ商品を提供するための支援を行っております。当連結会計年度においては、株式会社SBI証券の「SBIラップシリーズ」、株式会社愛媛銀行の「ひめぎんラップ」、岡三証券株式会社の「岡三UBSファンドラップ」について、それぞれの金融機関と連携して販売促進施策や営業支援などを行い、預り資産残高の拡大に努めました。また、2025年６月には新たに株式会社足利銀行への4RAPの導入が完了し、「あしぎん投資一任サービス STORY」がリリースとなりました。以上の取り組みにより、4RAP上で提供する運用商品の預り資産残高の合計は2026年３月末時点で3,548億円（前期比2,059億円増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の金融インフラストラクチャー事業の営業収益は2,136,951千円（前期比68.2%増）となりました。

ⅱ AI投資運用事業

AI投資運用事業では、個人投資家向けのロボアドバイザーの提供（以下、「ロボアドバイザー提供」）及び運用会社等への投資助言の提供（以下、「アドバイザリー」）に取り組んでおります。

ロボアドバイザー提供においては、主力商品であるROBOPROの拡大を目的として、デジタルマーケティング施策の効率化や情報発信の強化に取り組みました。さらには、顧客の投資運用歴や投資経験等に応じたオンラインセミナーを定期的に開催するなど、ROBOPROを活用した資産運用に関する継続的な情報発信を行った結果、ROBOPROの預り資産残高は2026年３月末時点で1,153億円（前期比507億円増）となりました。アドバイザリーにおいては、当社子会社が投資助言業者として関与する「ROBOPROファンド」の純資産総額が、2026年３

月末時点で3,428億円（前期比3,019億円増）となりました。また、2025年５月には、ROBOPROで培ったAI投資運用技術を社債型商品に適用した「ゴールドマン・サックス社債／ＦＯＬＩＯ・ＡＩマルチアセット戦略ファンド２０２５－０５」を提供いたしました。これらの取り組みの結果として、当社子会社が助言する運用商品（公募商品のみ）の総純資産残高は2026年３月末時点で4,389億円（前期比3,965億円増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度のAI投資運用事業の営業収益は2,010,229千円（前期比182.4％増）となりました。

第８期中間連結会計期間(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰やエネルギーコストの増大が継続しつつ、賃上げの定着に伴う雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しや、人手不足への対応を目的とした生成AI等の先端技術・省力化への投資の進展もあり、緩やかな回復基調で推移いたしました。AI・半導体関連を中心とした企業業績も堅調であった一方、物価上昇の継続や日本銀行の金融政策の先行き、中東情勢に起因するエネルギー供給の不安定さなどを背景に、景況感は総じて不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、「明日の金融をデザインする」というミッションの下、データサイエンスが導く知見や洞察、金融サービスとして実装するためのアイデアやテクノロジーを組み合わせ、全ての人々が金融の恩恵を受けられるような環境の実現を目指し、事業を推進してまいりました。その結果として、2026年４月に総取扱資産残高が１兆円、2026年７月には１兆2,000億円を突破いたしました。

各事業の概況は以下のとおりです。

ⅰ　金融インフラストラクチャー事業

金融インフラストラクチャー事業では、投資一任運用基盤「4RAP」システムの展開を促進し、既存取引先での運用商品の取扱資産残高拡大と、新規取引先への導入開発に努めてまいりました。既存取引先との連携においては、株式会社SBI証券の「SBIラップシリーズ」、株式会社愛媛銀行の「ひめぎんラップ」、岡三証券株式会社の「岡三UBSファンドラップ」、株式会社足利銀行の「あしぎん投資一任サービス STORY」について、それぞれの金融機関と連携して販売促進施策や営業支援などを行い、預り資産残高の拡大に努めました。また、新たな販売チャネルの拡大として、株式会社Oliveコンサルティングとの業務提携に関する基本合意書を締結し、当社グループと共同開発した「SBIラップ Oliveコンサルティングコース（愛称：Oliveラップ）」を2026年５月より提供開始したほか、2026年８月には株式会社中国銀行への4RAPの提供について公表いたしました。引き続き4RAP導入の更なる拡大を目指して、他の金融機関にも積極的に営業活動を進めております。以上の取り組みの結果、2026年９月末時点の取扱資産残高は4,911億円となりました。

ⅱ　AI投資運用事業

AI投資運用事業は、AI投資サービス「ROBOPRO」においては、デジタルマーケティングや顧客の運用歴・投資経験に合わせたセミナーの開催を引き続き実施し、2026年オリコン顧客満足度®調査「ロボアドバイザー」ランキングで初の第１位を獲得する等、高い顧客満足度を維持しながら順調な取扱資産残高の獲得を続けております。中東情勢の緊迫化に伴う市場の変動局面においてもAIが迅速な資産配分の見直しを行い、安定的な運用パフォーマンスの提供に努めてまいりました。アドバイザリービジネスにおいては、投資助言業者として関与している「ROBOPROファンド」が2026年５月に取扱資産残高4,000億円を突破する等、成長が継続しております。また、三井住友DSアセットマネジメント株式会社との公募投資信託「三井住友DS・FOLIO・AIマルチアセットファンド（愛称：フューチャーガイド）」を2026年４月に設定したほか、単位型公募投資信託「ゴールドマン・サックス社債／ROBOPRO戦略ファンド2026-06」の設定、私募投資信託「SBIマルチアセット投資戦略ファンド」への投資助言業務の開始等、運用商品の拡大を積極的に進めており、今後も引き続き、様々なニーズに応えられる運用商品の展開を図ってまいります。以上の取り組みの結果、2026年９月末時点の取扱資産残高はAI投資サービスが1,376億円、アドバイザリービジネスが5,928億円で計7,304億円となりました。

その他事業においては、収益・利益拡大に向けて案件獲得の営業に努めるとともに、2026年３月に子会社のAlpacaTech株式会社がSnowflake合同会社のAIデータクラウドサービスパートナー「PREMIER」に認定され

る等、技術力の向上と外部評価の獲得が進んでおります。また、2026年５月には米アンソロピック社が公開する金融業界向けAIエージェントのリファレンス実装を参考に、自社構築基盤「MixSeek」を活用したAI-Readyデータ基盤「MixSeek AIデータレイク」を構築し、金融機関や事業会社との高度なPoCの実施を可能とする等の事業展開を進めております。さらに、日本生命保険相互会社とAIデータクラウドサービスSnowflake®を活用した議決権行使業務支援AIエージェント「VotePilot」の共同開発について公表しております。今後もAIソリューションのアセット・ノウハウを活かしながら、価値の創出に努めてまいります。

以上の取り組みの結果、当中間連結会計期間の連結業績は営業収益3,623,206千円、営業利益900,856千円、経常利益891,282千円、親会社株主に帰属する中間純利益912,452千円となりました。

なお、当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

ｂ．財政状態

第７期連結会計年度(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)

当連結会計年度末における資産合計は、前期末比54.6％増の13,116,859千円となりました。これは主として、顧客預り資産の増加やそれに伴う取引規模の拡大等により、現金及び預金が798,324千円、顧客分別金信託が2,700,000千円、約定見返勘定が169,438千円、未収収益が249,984千円増加したこと、繰延税金資産の回収可能性の見直しにより繰延税金資産が441,410千円増加したことなどによるものであります。

負債合計は、前期末比57.6％増の10,765,478千円となりました。これは主として、預り金が3,338,660千円増加したことなどによるものであります。

純資産合計は、前期末比42.2％増の2,351,381千円となりました。これは主として、2025年７月30日付で第三者割当増資の払込を受けたこと、また、親会社株主に帰属する当期純利益を573,715千円計上したことなどによるものであります。

第８期中間連結会計期間(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)

当中間連結会計期間末の資産合計は、前期末比17.7％増の15,435,573千円となりました。これは主として、顧客預り資産の増加やそれに伴う取引規模の拡大等により、現金及び預金が1,186,144千円、顧客分別金信託が750,000千円及び預け金が539,692千円増加したことによるものであります。

負債合計は、前期末比13.1％増の12,171,739千円となりました。これは主として、預り金が1,301,730千円増加したことによるものであります。

純資産合計は、前期末比38.8％増の3,263,834千円となりました。これは親会社株主に帰属する中間純利益を912,452千円計上したことによるものであります。

② キャッシュ・フローの状況

第７期連結会計年度(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ798,324千円増加し、3,181,428千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、453,434千円の収入（前連結会計年度は1,382,349千円の支出）となりました。主な要因は、顧客分別金信託の増加2,700,000千円、預り金の増加3,346,337千円があることなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、40,186千円の支出（前連結会計年度は31,440千円の支出）となりました。主な要因は、無形固定資産の取得による支出40,186千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、385,076千円の収入（前連結会計年度は393,524千円の収入）となりました。主な要因は、短期借入れによる収入3,000,000千円、短期借入金の返済による支出3,000,000千円、長期借入れによる収入300,000千円があることなどによるものであります。

第８期中間連結会計期間(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,186,144千円増加し、4,367,573千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,216,144千円の収入となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益891,282千円の計上及び預り金の増加1,301,730千円があった一方で、顧客分別金信託の増加750,000千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは発生しておりません。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、30,000千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出30,000千円によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の状況

販売活動の事業別実績は次のとおりであります。なお、生産及び受注の状況につきましては、当社が提供するサービスの性質上、記載の重要性が低いため、省略しております。

| 事業の名称 | 第７期連結会計年度<br>(自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日) | | 第８期中間連結会計期間<br>(自 2026年４月１日<br>至 2026年９月30日) |
|---|---|---|---|
| | 販売高(千円) | 前期比(%) | 販売高(千円) |
| 金融インフラストラクチャー事業 | 2,136,951 | 168.2 | 1,693,520 |
| AI投資運用事業 | 2,010,229 | 282.4 | 1,835,876 |
| その他事業 | 200,434 | 173.5 | 93,809 |
| 合計 | 4,347,615 | 207.2 | 3,623,206 |

(注) １．当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、事業ごとに記載しております。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。なお、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略しております。

| 相手先 | 第６期連結会計年度<br>(自 2024年４月１日<br>至 2025年３月31日) | | 第７期連結会計年度<br>(自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日) | | 第８期中間連結会計期間<br>(自 2026年４月１日<br>至 2026年９月30日) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 販売高(千円) | 割合(%) | 販売高(千円) | 割合(%) | 販売高(千円) | 割合(%) |
| 株式会社SBI証券 | 1,220,250 | 58.2 | 1,786,723 | 41.1 | 1,231,872 | 34.0 |
| SBI岡三アセットマネジメント株式会社 | 81,878 | 3.9 | 617,123 | 14.2 | 845,997 | 23.3 |

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産、負債、収益及び費用の報告額に不確実性がある場合、作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出するために見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

当社グループの連結財務諸表作成のための重要な会計方針については、「第５ 経理の状況 １ 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

なお、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、当社グループの経営成績等に重要な影響を及ぼすと判断したものは以下のとおりであります。

(固定資産の減損)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産について、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

(税効果会計)

当社グループは、繰延税金資産の算定にあたって、将来の業績予測やタックス・プランニングを基に将来の課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。経営環境等の悪化により、その見積りに変更が生じた場合は、繰延税金資産が取り崩されることにより税金費用を計上する可能性があります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

ａ．財政状態

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況 ｂ．財政状態」に記載のとおりであります。

ｂ．経営成績

第７期連結会計年度(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)

(営業収益)

営業収益は前連結会計年度比207.2%で、4,347,615千円(前連結会計年度は2,098,102千円)となりました。これは各事業における残高の順調な伸長を要因としたもので、各事業にて運用や助言等を行う残高の総計である総取扱資産残高は9,236億円(前連結会計年度は2,632億円)となりました。

(売上原価、純営業収益)

売上原価は前連結会計年度比84.8%で、494,500千円(前連結会計年度は583,146千円)となりました。これは前連結会計年度より進行しているその他の事業に係るプログラム開発において、開発工数が減少したことによる人件費の減少等を要因としております。以上の結果、純営業収益は前連結会計年度比255.2%、3,843,167千円(前連結会計年度は1,506,195千円)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は前連結会計年度比126.2%で、3,653,342千円(前連結会計年度は2,894,474千円)となりました。これは人件費及び事務費の増加を主要因としております。以上の結果、営業利益は189,824千円(前連結会計年度は営業損失1,388,279千円)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は主に還付税金の計上により19,450千円、営業外費用は主に支払利息の計上により45,428千円となりました。以上の結果、経常利益は163,847千円(前連結会計年度は経常損失1,391,436千円)となりました。

(特別利益、特別損失、親会社株主に帰属する当期純利益)

特別利益及び特別損失は発生しておりません。また、黒字化に伴い、繰延税金資産の回収可能性の見直しを行い、法人税等調整額を計上いたしました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は573,715千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2,341,638千円)となりました。

第８期中間連結会計期間(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)

(営業収益)

営業収益は3,623,206千円となりました。これは各事業における残高の順調な伸長を要因としたもので、各事業にて運用や助言等を行う残高の総計である総取扱資産残高は１兆2,215億円となりました。

(売上原価、純営業収益)

売上原価は313,521千円となりました。以上の結果、純営業収益は3,307,209千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は2,406,353千円となりました。以上の結果、営業利益は900,856千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は主に消費税差額の計上により24,516千円、営業外費用は主に支払利息の計上により34,089千円となりました。以上の結果、経常利益は891,282千円となりました。

(特別利益、特別損失、親会社株主に帰属する中間純利益)

特別利益は発生しておりません。特別損失は０千円となりました。これは固定資産除却損を計上したことによるものです。

以上の結果、親会社株主に帰属する中間純利益は912,452千円となりました。

ｃ．キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

ｄ．経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況について

「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載しました指標であるAUAの推移及び、これと関連する事業別の営業収益の推移並びに、補助的な指標であるストック収益比率及び限界利益率の推移は次のとおりであります。

なお、AUAは、金融インフラストラクチャー事業の取扱資産残高と、AI投資運用事業の取扱資産残高の合計であり、以下の表はAUAを事業ごとに分解して記載したものであります。また、その他事業には取扱資産残高はありません。

(金融インフラストラクチャー事業)

金融インフラストラクチャー事業に関する数値であります。金融機関や証券会社向けの4RAP事業が対象となります。当事業は、システム利用料としての固定報酬のほか、導入金融機関の取扱資産残高に応じて従量課金等が積み上がる構造であることから、取扱資産残高の拡大が営業収益の拡大に直結すると考えております。当連結会計年度末の取扱資産残高は3,548億円(前期比2,059億円増)、営業収益は2,136,951千円(前期比866,184千円増)となりました。これは、主に導入金融機関数の増加、既存導入先における取扱資産残高の拡大等によるものであります。

4RAPの導入が着実に進んでいることから、当事業は拡大・深化のフェーズにあると認識しております。引き続き、導入金融機関及び取扱商品の拡大により、取扱資産残高及び営業収益の拡大に努めてまいります。

| 項目 | 2022年３月期 | 2023年３月期 | 2024年３月期 | 2025年３月期 | 2026年３月期 | 2027年３月期<br>中間期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 285,690千円 | 209,098千円 | 654,952千円 | 1,270,767千円 | 2,136,951千円 | 1,693,520千円 |
| 取扱資産残高 | 0億円 | 323億円 | 940億円 | 1,489億円 | 3,548億円 | 4,911億円 |

(注) 4RAPは2022年３月に提供開始しております。2022年３月期の収益は提供開始に向けた開発に伴う収益です。

(AI投資運用事業)

AI投資運用事業に関する数値であります。主に、投資一任運用サービスのロボアドバイザーであるROBOPRO、投資信託等に助言を行うアドバイザリービジネスで構成されます。当事業は、ROBOPROの顧客基盤の拡大及びアドバイザリービジネスの商品及び販売会社数の拡大により、取扱資産残高が拡大する事業であります。当連結

会計年度末の取扱資産残高は5,687億円(前期比4,545億円増)、営業収益は2,010,229千円(前期比1,298,448千円増)となりました。これは、主にAI運用エンジンの横展開によるアドバイザリービジネスにおける純資産残高の拡大、ROBOPROの顧客数及び運用資産の増加等によるものであります。引き続き、新たなAI運用エンジンの開発と商品の拡充により、取扱資産残高の拡大に努めてまいります。

| 項目 | 2022年３月期 | 2023年３月期 | 2024年３月期 | 2025年３月期 | 2026年３月期 | 2027年３月期<br>中間期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 166,173千円 | 164,822千円 | 510,890千円 | 711,781千円 | 2,010,229千円 | 1,835,876千円 |
| 取扱資産残高 | 133億円 | 196億円 | 438億円 | 1,142億円 | 5,687億円 | 7,304億円 |

(注) １．ROBOPROは当初「FOLIO ROBO PRO」として2020年１月に提供開始しております。
２．アドバイザリービジネスは2023年12月に開始しております。

(その他事業)

その他事業に関する数値であります。法人向けにAIソリューション提供等を行っております。当事業は、連結子会社であるAlpacaTech株式会社の技術力を活かしたAIソリューションを法人向けに提供するものであります。当連結会計年度の営業収益は200,434千円(前期比84,881千円増)となりました。これは、主に新規案件の獲得等によるものであります。本事業はグループの技術基盤を活用した収益機会を広げる事業と位置付けており、引き続き案件の獲得に努めてまいります。

| 項目 | 2022年３月期 | 2023年３月期 | 2024年３月期 | 2025年３月期 | 2026年３月期 | 2027年３月期<br>中間期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | ―千円 | ―千円 | ―千円 | 115,553千円 | 200,434千円 | 93,809千円 |

(注) AIソリューションについては2025年３月期より提供を開始しております。

(ストック収益比率及び限界利益率)

当社グループの管理会計上の区分に基づくストック収益が営業収益に占める比率（以下「ストック収益比率」といいます。）は、2025年３月期末92%、2026年３月期末89%、2027年３月期中間連結会計期間94%となっております。なお、本項に記載の比率は、いずれも各期末又は中間期末を末日とする３か月間の会計期間に係る数値であります。ストック収益以外の一時的な収益の計上により、ストック収益比率が変動しております。

また、同様に限界利益（残高から一定比率で発生する事務手数料を営業収益から控除した額をいいます。）が営業収益に占める比率（以下「限界利益率」といいます。）は、2025年３月期末72%、2026年３月期末74%、2027年３月期中間連結会計期間74%となっております。限界利益率は事業ごとに水準が異なるものの、当社グループ全体では2025年３月期末以降の各四半期において75%前後を中心に推移しており、当社グループは複数の販売チャネル及びプロダクトを組み合わせて事業を展開していることから、サービスごとの個別の環境による影響を受けにくく、安定的に推移しております。

③ 資本の財源及び資金の流動性

キャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の事業活動における主な資金需要は、人件費といった人材に関するもの及び経費等の販売費及び一般管理費等となっております。上記運転資金につきましては、内部資金、銀行からの借入及び売上債権の回収により調達を行うことを基本としており、資金の流動性は確保されております。なお、今後につきましては、安定的な内部留保の蓄積等により財政状態の健全化を図るとともに、資本効率を高めてまいります。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「３ 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

## 5 【重要な契約等】

(1) 証券業務委託契約

| 相手先の名称 | 相手先の所在地 | 契約期間 | 契約内容 |
|---|---|---|---|
| 日本電子計算株式会社 | 日本 | 2024年４月１日～2027年３月31日まで | 同社の提供する証券総合オンラインシステムにおける、証券業務に関するサービスの利用 |

(注) 本書提出日時点において本契約は継続しており、現時点において契約解消は予定されておりません。

(2) 金融商品取引ブローカー契約

| 相手先の名称 | 相手先の所在地 | 契約期間(注) | 契約内容 |
|---|---|---|---|
| Interactive Brokers LLC | 米国 | 2018年４月26日～ | 海外上場金融商品取引の媒介 |

(注) 本書提出日時点において本契約は継続しており、現時点において契約解消は予定されておりません。

(3) 4RAPサービス提供契約

| 相手先の名称 | 相手先の所在地 | 契約期間 | 契約内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社SBI証券 | 日本 | 2022年３月１日～ | 4RAPシステムの提供及び投資運用業としての預り資産運用等投資一任サービス |

(注) 本書提出日時点において本契約は継続しており、現時点において契約解消は予定されておりません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

# 第３ 【設備の状況】

## １ 【設備投資等の概要】

第７期連結会計年度(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)

当連結会計年度の設備投資額は、40,186千円となりました。これは、当社グループが提供するシステムに対して機能拡張のためのプログラム開発等を行ったことによるものであります。

なお、当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第８期中間連結会計期間(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)

当中間連結会計期間において重要な設備投資はありません。

## ２ 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社は主要な設備を保有していないため、該当事項はありません。

(2) 国内子会社

以下の通りであります。

2026年３月31日現在

| 会社名 | 事業所名(所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数(名) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 建物 | 建物附属設備 | 器具・備品 | ソフトウェア仮勘定 | 合計 | |
| 株式会社FOLIO | 本店(東京都千代田区) | 本社設備等 | 0 | 479 | 144 | ― | 623 | 104 |
| AlpacaTech株式会社 | 本店(東京都千代田区) | 備品等 | ― | ― | 0 | 40,186 | 40,186 | 26 |

(注) １．当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２．現在休止中の主要な設備はありません。

３．上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

| 会社名 | 事業所名(所在地) | 設備の内容 | 年間賃借料(千円) |
|---|---|---|---|
| 株式会社FOLIO | 本店(東京都千代田区) | 本社設備 | 35,824 |
| | 本店(東京都千代田区) | 事務機器等 | 8,114 |
| AlpacaTech株式会社 | 本店(東京都千代田区) | 本社設備 | 4,440 |
| | 本店(東京都千代田区) | 事務機器等 | 1,778 |

第８期中間連結会計期間(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)

当中間連結会計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

## ３ 【設備の新設、除却等の計画】(2026年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

# 第４ 【提出会社の状況】

## １ 【株式等の状況】

### (1) 【株式の総数等】

#### ① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|---|---|
| 普通株式 | 232,000,000 |
| 計 | 232,000,000 |

(注) １．2026年７月27日開催の臨時株主総会の決議において定款を変更し、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づく2026年８月15日付株式分割の効力発生をもって、発行可能株式総数は230,350,000株増加し、232,000,000株となっております。

２．当社は、定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式を取得し、その対価として普通株式を交付しました。交付株数は、各種類株式ごとに定款に定める払込金額と取得価額に基づき算定しております。なお、2026年７月17日付で当該種類株式のすべてを消却いたしました。また、2026年７月27日付で種類株式に関する定款の定めを廃止しております。

#### ② 【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 普通株式 | 58,119,600 | 非上場 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>なお、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 58,119,600 | ― | ― |

(注) １．当社は、定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式を取得し、その対価として普通株式を交付しました。交付株数は、各種類株式ごとに定款に定める払込金額と取得価額に基づき算定しております。なお、2026年７月17日付で当該種類株式のすべてを消却いたしました。また、2026年７月27日付で種類株式に関する定款の定めを廃止しております。

２．2026年７月27日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、同日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

３．2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は581,196株から57,538,404株増加して58,119,600株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

なお、第２回新株予約権(付与数200株)、第２回(イ)新株予約権(付与数10,300株)、第３回新株予約権(付与数8,279株)、第３回(イ)新株予約権(付与数2,721株)、第４回新株予約権(付与数2,840株)、第４回(イ)新株予約権(付与数4,660株)、第６回新株予約権(付与数12,412株)については、全新株予約権が消滅しております。

第１回新株予約権(2017年１月16日臨時株主総会決議に基づく2017年１月17日取締役会決議)

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 2017年１月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社子会社監査役　１<br>当社子会社従業員　８ |
| 新株予約権の数(個) ※ | ６［６］(注)　１、５、６ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※ | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 普通株式　600［60,000］(注) １、５、６ |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 8,000［80］(注) ２ |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 自　2019年４月１日　　至　2028年１月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格　　8,000［80］<br>資本組入額　4,000［40］ |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | (注) ３ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注) ４ |

※　当事業年度の末日(2026年３月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、100株[10,000株]であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

３．その他の新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、アドバイザー(当社とアドバイザー契約又はこれに準ずる契約を締結した者をいう。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による役員の退任、定年による従業員の退職、その他に取締役会の決議により行使を認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者は、割当日から１年間は権利行使することができないものとし、割当日から１年を経過した日以降、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、当初に割当てを受けた新株予約権を下記に定める割合まで権利行使できるものとする。但し、１個未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てるものとする。ただし、本要項の他の規定に基づき新株予約権者が新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定した場合は、期間の経過にかかわらず、当該時点の割合を超えては権利行使ができないものとする。

（ⅰ）2019年４月１日から2020年１月17日まで　66％

（ⅱ）2020年１月18日以降　100％

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑤ 本要項の他の規定にかかわらず、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

４．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、当社を吸収合併消滅会社とする合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

５．本新株予約権発行時（2017年２月27日時点）の新株予約権の総数は35個だが、本新株予約権者からの申し出により、当該新株予約権者が保有するそれぞれ以下の新株予約権を放棄もしくは会社に譲渡し、その後に会社が消却することにより消滅している。

| 対象者 | 消滅した日 | 放棄もしくは消却され、消滅した新株予約権の数 |
|---|---|---|
| 新株予約権者 | 2022年５月24日 | 19個 |
| 当社 | 2024年１月30日 | 10個 |

６．2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第５回新株予約権(2022年５月24日臨時株主総会決議に基づく2022年５月24日取締役会決議)

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 2022年５月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役　　3<br>当社監査役　　1<br>子会社取締役　　1<br>社外協力者　　1<br>当社子会社従業員　77 |
| 新株予約権の数(個) ※ | 12,536［12,424］(注) １、５、６ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※ | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 普通株式　12,536［1,242,400］(注) １、５、６ |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 8,000［80］(注) ２ |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 自　2024年５月25日　　至　2032年５月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格　　8,000［80］<br>資本組入額　4,000［40］ |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | (注) ３ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注) ４ |

※　当事業年度の末日(2026年３月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株[100株]であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

３．その他の新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、アドバイザー(当社とアドバイザー契約又はこれに準ずる契約を締結した者をいう。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年による従業員の退職、その他取締役会の決議により行使を認めた場合はこの限りではない。
② 新株予約権者は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、当初に割当てを受けた新株予約権を下記に定める割合まで権利行使できるものとする。但し、１個未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てるものとする。ただし、本要項の他の規定に基づき新株予約権者が新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定した場合は、期間の経過にかかわらず、当該時点の割合を超えては権利行使ができないものとする。
(ⅰ)割当日から１年経過した日から２年を経過する日まで　33%
(ⅱ)割当日から２年経過した日から３年を経過する日まで　66%
(ⅲ)割当日から３年経過した日以降　100%
③ 新株予約権者は、当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日(以下「上場日」という。)から起算して６カ月が経過しない限り、本新株予約権を行使することができない。

④　新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
⑤　新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
⑥　本要項の他の規定にかかわらず、禁固以上の刑に処せられた場合、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

4．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、当社を吸収合併消滅会社とする合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

5．本新株予約権発行時(2022年５月24日時点)の新株予約権の総数は18,807個だが、本新株予約権者からの申し出により、当該新株予約権者が保有するそれぞれ以下の新株予約権が放棄もしくは会社に譲渡し、その後に会社が消却することにより消滅している。

| 対象者 | 消滅した日 | 放棄もしくは消却され、消滅した新株予約権の数 |
|---|---|---|
| 新株予約権者 | 2022年５月24日 | 1,600個 |
| 新株予約権者 | 2023年６月15日 | 112個 |
| 当社 | 2023年７月20日 | 1,111個 |
| 当社 | 2024年１月30日 | 1,867個 |
| 新株予約権者 | 2024年１月31日 | 489個 |
| 当社 | 2026年２月28日 | 1,092個 |
| 当社 | 2026年７月10日 | 112個 |

6．2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第７回新株予約権(2024年１月30日臨時株主総会決議に基づく2024年１月30日取締役会決議)

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 2024年１月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役　　２<br>当社監査役　　１<br>子会社取締役　　４<br>当社子会社従業員 117 |
| 新株予約権の数(個) ※ | 14,159［13,754］(注) １、５、６ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※ | 300［―］ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 普通株式　14,159［1,375,400］(注) １、５、６ |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 8,000［80］(注) ２ |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 自　2026年２月１日　　至　2036年１月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格　　8,000［80］<br>資本組入額　4,000［40］ |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | (注) ３ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注) ４ |

※　当事業年度の末日(2026年３月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株[100株]であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

３．その他の新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、アドバイザー(当社とアドバイザー契約又はこれに準ずる契約を締結した者をいう。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年による従業員の退職、その他取締役会の決議により行使を認めた場合はこの限りではない。
② 新株予約権者は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、当社の事業年度の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。)における売上高が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割当てを受けた新株予約権のうち当該各号に定める割合に相当する個数(１個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、四半期決算における会計期間の売上高が10億円を超える場合には、以下(ⅱ)に該当することとみなす。
(ⅰ)当社の売上高が20億円超の場合：50％
(ⅱ)当社の売上高が40億円超の場合：100％
③ 新株予約権者は、当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日(以下「上場日」という。)から起算して６カ月が経過しない限り、本新株予約権を行使することができない。
④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
⑤ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑥　本要項の他の規定にかかわらず、禁固以上の刑に処せられた場合、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

4．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、当社を吸収合併消滅会社とする合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

5．本新株予約権発行時(2024年１月31日時点)の新株予約権の総数は16,977個だが、本新株予約権者からの申し出により、当該新株予約権者が保有するそれぞれ以下の新株予約権が放棄もしくは会社に譲渡し、その後に会社が消却することにより消滅している。

| 対象者 | 消滅した日 | 放棄もしくは消却され、消滅した新株予約権の数 |
|---|---|---|
| 当社 | 2026年２月28日 | 2,818個 |
| 当社 | 2026年７月10日 | 405個 |

6．2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第７回(イ)新株予約権(2024年１月30日臨時株主総会決議に基づく2024年２月15日取締役会決議)

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 2024年２月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社子会社従業員　１ |
| 新株予約権の数(個) ※ | ６［６］(注) １、５ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※ | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 普通株式　６［600］(注) １、５ |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 8,000［80］(注) ２ |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 自　2026年２月１日　　至　2036年１月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格　　8,000［80］<br>資本組入額　4,000［40］ |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | (注) ３ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注) ４ |

※　当事業年度の末日(2026年３月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株[100株]であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新株発行(処分)株式数 \times 1株当たり払込金額}{1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数}$$

３．その他の新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、アドバイザー(当社とアドバイザー契約又はこれに準ずる契約を締結した者をいう。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年による従業員の退職、その他取締役会の決議により行使を認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権者は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、当社の事業年度の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。)における売上高が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割当てを受けた新株予約権のうち当該各号に定める割合に相当する個数(１個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て)を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、四半期決算における会計期間の売上高が10億円を超える場合には、以下(ⅱ)に該当することとみなす。
(ⅰ)当社の売上高が20億円超の場合：50％
(ⅱ)当社の売上高が40億円超の場合：100％

③ 新株予約権者は、当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日(以下「上場日」という。)から起算して６カ月が経過しない限り、本新株予約権を行使することができない。

④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

⑤ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑥　本要項の他の規定にかかわらず、禁固以上の刑に処せられた場合、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

4．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、当社を吸収合併消滅会社とする合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

5．2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第８回新株予約権(2025年10月31日臨時株主総会決議に基づく2025年10月31日取締役会決議)

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 2025年10月31日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役　1<br>当社従業員　16<br>当社子会社取締役　2<br>当社子会社従業員　110（注）7 |
| 新株予約権の数(個) ※ | 9,086［8,981］(注) １、５、６ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※ | ―［125］ |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 普通株式　9,086［898,100］(注) １、５、６ |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 13,848［139］(注) ２ |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 自　2027年11月１日　　至　2035年10月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格　　13,848［139］<br>資本組入額　　6,924［70］ |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | (注) ３ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注) ４ |

※　当事業年度の末日(2026年３月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株[100株]であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

３．その他の新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、アドバイザー(当社とアドバイザー契約又はこれに準ずる契約を締結した者をいう。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年による従業員の退職、その他取締役会の決議により行使を認めた場合はこの限りではない。
② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日(以下「上場日」という。)から起算して６カ月が経過しない限り、本新株予約権を行使することができない。
③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
⑤ 本要項の他の規定にかかわらず、拘禁刑以上の刑に処せられた場合、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

4．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、当社を吸収合併消滅会社とする合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。
5．本新株予約権発行時(2025年11月１日時点)の新株予約権の総数は9,086個だが、本新株予約権者からの申し出により、当該新株予約権者が保有するそれぞれ以下の新株予約権が放棄もしくは会社に譲渡し、その後に会社が消却することにより消滅している。

| 対象者 | 消滅した日 | 放棄もしくは消却され、消滅した新株予約権の数 |
|---|---|---|
| 当社 | 2026年７月10日 | 105個 |

6．2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。
7．付与対象者の退職による権利喪失及び当社子会社従業員１名の当社子会社取締役への就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員16名、当社子会社取締役３名、当社子会社従業員105名となっております。

第８回(イ)新株予約権(2025年10月31日臨時株主総会決議に基づく2025年10月31日取締役会決議)

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 2025年10月31日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社監査役　2<br>当社顧問　1 |
| 新株予約権の数(個) ※ | 165［165］(注) １、５ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※ | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 普通株式　165［16,500］(注) １、５ |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 13,848［139］(注) ２ |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 自　2027年11月１日　至　2035年10月31日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格　13,848［139］<br>資本組入額　6,924［70］ |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | (注) ３ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注) ４ |

※　当事業年度の末日(2026年３月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株[100株]であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

３．その他の新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、アドバイザー(当社とアドバイザー契約又はこれに準ずる契約を締結した者をいう。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年による従業員の退職、その他取締役会の決議により行使を認めた場合はこの限りではない。
② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日(以下「上場日」という。)から起算して６カ月が経過しない限り、本新株予約権を行使することができない。
③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
⑤ 本要項の他の規定にかかわらず、拘禁刑以上の刑に処せられた場合、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

４．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、当社を吸収合併消滅会社とする合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。
５．2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第９回新株予約権(2025年10月31日臨時株主総会決議に基づく2025年10月31日取締役会決議)

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 2025年10月31日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役　３ |
| 新株予約権の数(個) ※ | 4,400［4,400］(注) １、５ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※ | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 普通株式　4,400［440,000］(注) １、５ |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 13,848［139］(注) ２ |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 自　2025年11月２日　　至　2035年11月１日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格　　14,044［141］<br>資本組入額　　7,022［71］ |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | (注) ３ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注) ４ |

※　当事業年度の末日(2026年３月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株[100株]であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

３．その他の新株予約権の行使の条件
①　新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、アドバイザー(当社とアドバイザー契約又はこれに準ずる契約を締結した者をいう。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年による従業員の退職、その他取締役会の決議により行使を認めた場合はこの限りではない。
②　新株予約権者は、当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日(以下「上場日」という。)から起算して６カ月が経過しない限り、本新株予約権を行使することができない。
③　新株予約権者は、当社の2026年３月期乃至2030年３月期の５事業年度のいずれかにおいて、当社の事業年度の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。)における売上高が100億円を達成した場合、又は四半期における売上高が25億円を達成した場合には、本新株予約権を行使することができる。

④　新株予約権者は、割当日から10年を経過する日までの間に、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

（ⅰ）１株当たり13,848円（当社の普通株式について株式分割又は株式併合が行われる場合には、その比率に応じて修正されるものとする。以下、本項における金額の記載について同じ。）を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（但し、払込金額が、会社法第199条第3項、同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）

（ⅱ）１株当たり13,848円を下回る価格を行使価格とする当社の新株予約権その他当社の普通株式１株の交付を受けるのと引換えに払い込む金額が１株当たり13,848円を下回る価格の証券の発行が行われた場合

（ⅲ）１株当たり13,848円を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における実際の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）

（ⅳ）新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、13,848円を下回る価格となったとき

⑤　新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

⑥　新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

⑦　本要項の他の規定にかかわらず、拘禁刑以上の刑に処せられた場合、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

４．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、当社を吸収合併消滅会社とする合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

５．2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

第10回新株予約権(2026年６月30日定時株主総会決議に基づく2026年６月30日取締役会決議)

| | |
|---|---|
| 決議年月日 | 2026年６月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員　　3<br>当社子会社従業員　4 |
| 新株予約権の数(個) ※ | 189［189］(注) １、５ |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※ | ― |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※ | 普通株式　189［18,900］(注) １、５ |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※ | 97,437［975］(注) ２ |
| 新株予約権の行使期間 ※ | 自　2028年７月１日　　至　2036年６月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格　　97,437［975］<br>資本組入額　48,719［488］ |
| 新株予約権の行使の条件 ※ | (注) ３ |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※ | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※ | (注) ４ |

※　新株予約権の発行時(2026年７月10日)における内容を記載しております。新株予約権の発行時から提出日の前月末現在(2026年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更はありません。

(注) １．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株[100株]であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

３．その他の新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、アドバイザー(当社とアドバイザー契約又はこれに準ずる契約を締結した者をいう。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年による従業員の退職、その他取締役会の決議により行使を認めた場合はこの限りではない。
② 新株予約権者は、当社の株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日(以下「上場日」という。)から起算して６カ月が経過しない限り、本新株予約権を行使することができない。
③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
⑤ 本要項の他の規定にかかわらず、拘禁刑以上の刑に処せられた場合、新株予約権者が故意若しくは重過失により当社の社内規程に違反した場合、新株予約権者が不正行為、営業秘密の漏えいその他の故意若しくは重過失による義務違反により当社に対して損害を与えた場合、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができない。また、これらの事由に該当するか否かを当社が調査している期間、当該新株予約権者は、その有する新株予約権を行使することができないものとする。

4．組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、当社を吸収合併消滅会社とする合併、当社を吸収分割会社若しくは新設分割会社とする吸収分割若しくは新設分割又は当社が株式交換完全子会社若しくは株式移転完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)に新株予約権は消滅するものとし、効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。
5．2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っている。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

② 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式<br>総数増減数<br>(株) | 発行済株式<br>総数残高<br>(株) | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金<br>増減額<br>(千円) | 資本準備金<br>残高<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2021年９月３日<br>(注) １ | D種優先株式<br>49,300 | 普通株式<br>100,010<br>A種優先株式<br>38,800<br>B種優先株式<br>65,468<br>C－１種優先株式<br>110,597<br>C－２種優先株式<br>82,185<br>D種優先株式<br>49,300 | 1,050,090 | 1,100,090 | 1,050,090 | 1,075,227 |
| 2022年１月１日<br>(注) ２ | ― | 普通株式<br>100,010<br>A種優先株式<br>38,800<br>B種優先株式<br>65,468<br>C－１種優先株式<br>110,597<br>C－２種優先株式<br>82,185<br>D種優先株式<br>49,300 | △1,050,090<br>(△95.4%) | 50,000 | ― | 1,075,227 |
| 2022年12月29日<br>(注) ３ | E種優先株式<br>105,600 | 普通株式<br>100,010<br>A種優先株式<br>38,800<br>B種優先株式<br>65,468<br>C－１種優先株式<br>110,597<br>C－２種優先株式<br>82,185<br>D種優先株式<br>49,300<br>E種優先株式<br>105,600 | 2,249,280 | 2,299,280 | 2,249,280 | 3,324,507 |
| 2022年12月30日<br>(注) ４ | 普通株式<br>82,185 | 普通株式<br>182,195<br>A種優先株式<br>38,800<br>B種優先株式<br>65,468<br>C－１種優先株式<br>110,597<br>C－２種優先株式<br>82,185<br>D種優先株式<br>49,300<br>E種優先株式<br>105,600 | ― | 2,299,280 | ― | 3,324,507 |
| 2022年12月30日<br>(注) ５ | C－２種優先株式<br>△82,185 | 普通株式<br>182,195<br>A種優先株式<br>38,800<br>B種優先株式<br>65,468<br>C－１種優先株式<br>110,597<br>D種優先株式<br>49,300<br>E種優先株式<br>105,600 | ― | 2,299,280 | ― | 3,324,507 |

| 年月日 | 発行済株式<br>総数増減数<br>（株） | 発行済株式<br>総数残高<br>（株） | 資本金増減額<br><br>（千円） | 資本金残高<br><br>（千円） | 資本準備金<br>増減額<br>（千円） | 資本準備金<br>残高<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2023年３月１日<br>（注）６ | ― | 普通株式<br>182,195<br>Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>49,300<br>Ｅ種優先株式<br>105,600 | △2,249,280<br>（△97.8%） | 50,000 | ― | 3,324,507 |
| 2024年３月29日<br>（注）７ | Ｄ種優先株式<br>11,738 | 普通株式<br>182,195<br>Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>61,038<br>Ｅ種優先株式<br>105,600 | 250,019 | 300,019 | 250,019 | 3,574,526 |
| 2024年３月29日<br>（注）８ | Ｅ種優先株式<br>11,738 | 普通株式<br>182,195<br>Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>61,038<br>Ｅ種優先株式<br>117,338 | 250,019 | 550,038 | 250,019 | 3,824,546 |
| 2024年３月30日<br>（注）９ | ― | 普通株式<br>182,195<br>Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>61,038<br>Ｅ種優先株式<br>117,338 | △500,038<br>（△90.9%） | 50,000 | ― | 3,824,546 |
| 2025年７月30日<br>（注）10 | Ｅ種優先株式<br>2,348 | 普通株式<br>182,195<br>Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>61,038<br>Ｅ種優先株式<br>119,686 | 50,012 | 100,012 | 50,012 | 3,874,558 |

| 年月日 | 発行済株式<br>総数増減数<br>（株） | 発行済株式<br>総数残高<br>（株） | 資本金増減額<br>（千円） | 資本金残高<br>（千円） | 資本準備金<br>増減額<br>（千円） | 資本準備金<br>残高<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月10日<br>（注）11 | 普通株式<br>395,589 | 普通株式<br>577,784<br>Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>61,038<br>Ｅ種優先株式<br>119,686 | ― | 100,012 | ― | 3,874,558 |
| 2026年２月15日<br>（注）12 | 普通株式<br>3,412 | 普通株式<br>581,196<br>Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>61,038<br>Ｅ種優先株式<br>119,686 | ― | 100,012 | 169,136 | 4,043,694 |
| 2026年２月28日<br>（注）13 | ― | 普通株式<br>581,196<br>Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>61,038<br>Ｅ種優先株式<br>119,686 | △50,012<br>（△50.0%） | 50,000 | ― | 4,043,694 |
| 2026年７月17日<br>（注）14 | Ａ種優先株式<br>△ 38,800<br>Ｂ種優先株式<br>△ 65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>△ 110,597<br>Ｄ種優先株式<br>△ 61,038<br>Ｅ種優先株式<br>△ 119,686 | 普通株式<br>581,196 | ― | 50,000 | ― | 4,043,694 |
| 2026年８月15日<br>（注）15 | 普通株式<br>57,538,404 | 普通株式<br>58,119,600 | ― | 50,000 | ― | 4,043,694 |

（注）１．有償第三者割当　Ｄ種優先株式　49,300株
発行価格　　42,600円
資本組入額　21,300円
割当先　　SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社

２．会社法第447条第１項の規定に基づき、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります（減資割合95.4%）。

３．有償第三者割当　Ｅ種優先株式　105,600株
発行価格　　42,600円
資本組入額　21,300円
割当先　　SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社

4．Ｃ－２種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのＣ－２種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該Ｃ－２種優先株主にＣ－２種優先株式１株につき普通株式１株を交付したことによるものであります。
5．Ｃ－２種優先株式をすべて消却したことによるものであります。
6．会社法第447条第１項の規定に基づき、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります（減資割合97.8%）。
7．有償第三者割当　Ｄ種優先株式　11,738株
発行価格　　42,600円
資本組入額　21,300円
割当先　　株式会社岡三証券グループ
8．有償第三者割当　Ｅ種優先株式　11,738株
発行価格　　42,600円
資本組入額　21,300円
割当先　　OCP２号投資事業有限責任組合
9．会社法第447条第１項の規定に基づき、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります（減資割合90.9%）。
10．有償第三者割当　Ｅ種優先株式　2,348株
発行価格　　42,600円
資本組入額　21,300円
割当先　　Wing３号G投資事業有限責任組合
11．当社は、定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式を取得し、その対価として普通株式を交付しました。交付株数は、各種類株式ごとに定款に定める払込金額と取得価額に基づき算定しております。
12．当社を株式交換完全親会社、AlpacaTech株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（交換比率１：0.024）による増加であります。
13．会社法第447条第１項の規定に基づき、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります（減資割合50.0%）。
14．2026年７月17日付で種類株式のすべてを消却しております。なお、2026年７月27日付で種類株式に関する定款の定めを廃止しております。
15．株式分割（１：100）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2026年10月31日現在

| 区分 | 株式の状況（１単元の株式数　　100株） | | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | ― | 1 | ― | 11 | 3 | 1 | 10 | 26 | ― |
| 所有株式数（単元） | ― | 18,000 | ― | 536,520 | 5,771 | 3,300 | 17,605 | 581,196 | ― |
| 所有株式数の割合（%） | ― | 3.10 | ― | 92.31 | 0.99 | 0.57 | 3.03 | 100.00 | ― |

（注）　2026年７月27日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、同日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年10月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式(自己株式等) | ― | ― | ― |
| 議決権制限株式(その他) | ― | ― | ― |
| 完全議決権株式(自己株式等) | ― | ― | ― |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式<br>58,119,600 | 581,196 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | ― | ― | ― |
| 発行済株式総数 | 58,119,600 | ― | ― |
| 総株主の議決権 | ― | 581,196 | ― |

(注) 1．当社は、定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式を取得し、その対価として普通株式を交付しました。交付株数は、各種類株式ごとに定款に定める払込金額と取得価額に基づき算定しております。なお、2026年７月17日付で当該種類株式のすべてを消却いたしました。また、2026年７月27日付で種類株式に関する定款の定めを廃止しております。

2．2026年７月27日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、同日付で１単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

3．2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行いました。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第４号に該当するＡ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ－１種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(千円) |
|---|---|---|
| 最近事業年度における取得自己株式 | Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>61,038<br>Ｅ種優先株式<br>119,686 | ― |
| 最近期間における取得自己株式 | ― | ― |

(注)　当社は、定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式を取得し、その対価として普通株式を交付しました。交付株数は、各種類株式ごとに定款に定める払込金額と取得価額に基づき算定しております。なお、2026年７月17日付で当該種類株式のすべてを消却いたしました。また、2026年７月27日付で種類株式に関する定款の定めを廃止しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 最近事業年度 | | 最近期間 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(千円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | ― | ― | ― | ― |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | ― | ― | Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>61,038<br>Ｅ種優先株式<br>119,686 | ― |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | ― | ― | ― | ― |
| その他 | ― | ― | ― | ― |
| 保有自己株式数 | Ａ種優先株式<br>38,800<br>Ｂ種優先株式<br>65,468<br>Ｃ－１種優先株式<br>110,597<br>Ｄ種優先株式<br>61,038<br>Ｅ種優先株式<br>119,686 | ― | ― | ― |

(注)　当社は、定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付で自己株式として取得したＡ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ－１種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式のすべてについて、2026年７月17日付で消却しております。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しておりますが、現時点では、財務体質の改善に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、もって収益力強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後についても当面は内部留保の充実、財務体質の強化を図る方針であります。

なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境等を総合的に勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な配当を実施する方針でありますが、本書提出日現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、年１回の剰余金の配当を期末に行うことを基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「明日の金融をデザインする」というミッションの下、全ての人々が投資運用をより身近に感じ積極的に取り組んで行くことが可能となる環境の実現を目指し、単なる技術革新ではなく、社会全体に対する価値の提供、豊かな未来の実現につながる金融ソリューションや誰もが利用できるバリアフリーな金融環境を創り出すことで、企業や社会全体の経済成長に貢献するための挑戦を続けております。

このミッションのもと、当社グループ全体の企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。具体的には、代表取締役社長以下、当社グループの経営を負託された取締役等が、自らを律しその職責に基づき適切な経営判断を行い、当社グループが営む事業を通じて利益を最大限追求すること、財務の健全性を確保しその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと及び実効性ある内部統制システムを構築すること、また、監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

さらに、当社グループの役職員は、金融商品取引業者が遵守すべき法令、社会規範、倫理等に関するコンプライアンス意識の継続的な維持向上を図り、事業活動の透明性及び客観性の確保に取り組むことにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。また、会社法で求められる機関に加え、グループリスク管理委員会、経営会議等の任意の機関を設置することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

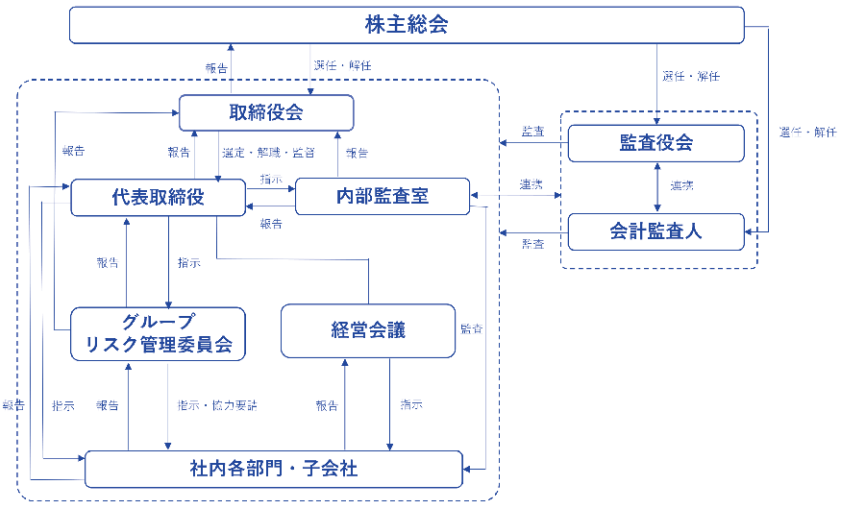
#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、内部監査室による内部監査を実施する体制を採用しております。

これにより、迅速かつ効率的な経営の意思決定や企業経営の実現を図ると同時に、独立した立場からの経営の監視・監督が可能となる企業統治体制を確保できていると考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

（模式図）



ａ．取締役会

当社の取締役会は、原則として月１回定時取締役会を、また迅速かつ効率的な意思決定を行うため必要に応じ臨時取締役会を開催しております。取締役会は「役員の状況」に記載の全ての取締役及び監査役で構成されており、代表取締役社長が議長を務め、全ての取締役及び監査役が出席のうえ、法令、定款及び「取締役会規程」等社内規程で定められた事項の審議、決定等経営に関する重要な意思決定をするほか、業務執行取締役からその職務執行状況の報告を受けることで取締役の業務執行状況を監視・監督しております。また、社外取締役及び社外監査役が独立した立場から、客観的な第三者の視点での適切な助言、提言、監視等を行っております。

ｂ．監査役会

当社の監査役会は、「役員の状況」に記載の全ての監査役で構成され、原則として月１回、また必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は常勤監査役が議長を務め、全ての監査役が出席のうえ、法令、定款及び「監査役会規程」、「監査役監査基準」等社内規程に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を審議、決定等するほか、毎月各監査役がその監査内容について報告し、情報の共有及び監査計画の進捗確認を行っております。

ｃ．会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

ｄ．内部監査

当社グループの内部監査は、当社グループ全体のリスク管理・コントロール及びガバナンスのプロセスの有効性を評価・改善すること等を目的として、監査対象部門から独立した組織である内部監査室に所属する３名により実施されております。監査結果は代表取締役社長に報告がなされ、内部監査室長が取締役会に直接報告がなされる体制となっております。内部監査室は、監査対象各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況の確認をしております。また、内部監査室と監査役及び会計監査人が適宜情報交換を行い、効率的かつ実効的な監査を行うことができる体制を確保しております。

ｅ．経営会議

当社は、当社グループ全体の業務執行上の重要事項の審議、決定、報告等のため、「経営会議規程」を定め、社外役員を除く取締役、監査役及び執行役員を構成員とする経営会議を原則として週１回、また必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、「グループ会社報告・承認規程」の「別紙グループ決裁権限一覧表」で定められた事項その他重要な経営課題・業務執行に関する事項及び取締役会付議事項を審議、決議または報告等を行うとともに、グループ全体の業務執行状況の報告、確認等を行うことで、当社グループ全体の横断的かつ効率的な経営、事業活動の推進及び管理を図っております。

ｆ．グループリスク管理委員会

当社は、事業活動を行う際に発生しうるリスクを回避・防止するための管理態勢整備、リスクへの対応策の実行のため、「グループリスク管理規程」を定め、リスク管理担当取締役が議長となり、構成員である当社代表取締役、取締役及び各子会社のリスク管理担当者等及びオブザーバーである監査役が出席するグループリスク管理委員会を原則として四半期に１回開催しております。グループリスク管理委員会では、当社グループのリスク管理に関わる重要事項の審議、調査のほか、グループリスク管理の取り組みに関する企画、立案等を行い、これらを取締役会に報告するほか、当社グループ役職員に対する教育・研修等、リスク管理に関わる取り組みの推進を行っております。

g．企業統治の体制を採用する理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対して、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重チェック機能を有する監査役会設置会社を採用しております。また、コーポレート・ガバナンスの実効性確保のため、複数の社外取締役及び社外監査役を選任し、客観的かつ独立した第三者の立場からの提言、助言を受けることで、当社グループ全体の経営に対するけん制が機能する体制を整備しております。

なお、機関ごとの構成員は次のとおりであります。

（◎は議長・委員長、○は委員・構成員、▲はオブザーバーを指す）

| 役職名 | 氏名 | 取締役会 | 監査役会 | 経営会議 | グループリスク管理委員会 |
|---|---|---|---|---|---|
| 代表取締役社長兼CEO | 甲斐真一郎 | ◎ | | ◎ | ○ |
| 代表取締役CSO | 石川和幸 | ○ | | ○ | ○ |
| 取締役COO | 四元盛文 | ○ | | ○ | ○ |
| 取締役CFO | 岩﨑啓昭 | ○ | | ○ | ◎ |
| 取締役（社外取締役） | 髙橋邦比呂 | ○ | | | |
| 取締役（社外取締役） | 小土井慎吾 | ○ | | | |
| 常勤監査役 | 大曽根和彦 | ○ | ◎ | ○ | ▲ |
| 監査役（社外監査役） | 吉松文雄 | ○ | ○ | ▲ | ▲ |
| 監査役（社外監査役） | 小久保崇 | ○ | ○ | | |

③　企業統治に関するその他の事項

a．内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適切性の確保及び企業経営の透明性の向上を図るため、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定め、その周知、運用徹底を図ることで、当社企業グループ全体のコーポレート・ガバナンスの維持・強化に努めております。

当社グループの内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

1．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、コンプライアンス経営の徹底を経営上の最重要課題と位置付け、法令及び定款の遵守はもとより、社会の信頼に応える高い倫理観及び価値観をもって取締役及び使用人一人ひとりが誠実に行動するためのコンプライアンス教育・啓蒙等に努め、もってコンプライアンス意識の醸成及び維持向上に継続的に取り組む。

(2) 当社及び子会社の相互連携、財務の健全性、業務の適切性を確保することを目的として「関係会社管理規程」を制定し、当社及び関係会社管理部署による関係会社の管理監督及び調査が実効的に行われる体制を整備する。

(3) 当社取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に基づき業務執行取締役が職務の執行状況を報告し、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。また、取締役の職務の執行に対する監視の実効性を高めるため、法律に関する専門的知見又は企業経営等を通じ会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任するとともに、複数の社外役員を選任することで経営の客観性を確保する。「グループ会社報告・承認規程」及び「別紙グループ決裁権限一覧表」に基づき、当社子会社の重要な業務執行に関する事項の承認または報告を受けることにより、子会社取締役の職務執行を把握・監督する。

(4) 各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」、組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「組織・業務分掌規程」並びに当該規程及び「別紙グループ決裁権限一覧表」に基

づく稟議手続き及び稟議決裁事項の基準等を定めた「稟議規程」等に基づき、権限範囲内での適切かつ円滑な職務の執行がなされる体制を整備する。

(5) 後述「３．当社及び子会社の損失の危機に関する規程その他の体制」のとおり、「グループリスク管理規程」を定め、当社グループ全体のリスクを適切に把握しリスクの未然防止を可能とする体制を整備する。

(6) 「内部通報者の取扱いに関する規程」を制定し、法令又は定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実の報告をすることを可能とする内部通報窓口を社内外に設置し、疑わしい行為の発見、未然防止・是正を図り、当社グループにおけるコンプライアンス経営の強化に努める。

(7) 当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社における経営上の内部統制及び業務の有効性、法令遵守等に関する内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

２．取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に対する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書・情報(及び電磁的記録を含み、以下「文書等」という)を、「取締役会規程」、「文書管理規程」等に基づき適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役その他閲覧権限のある者がその職務上必要がある場合に閲覧可能となる保存管理体制を維持するとともに、必要に応じて運用状況を検証し、各規程等の見直しを行う。

３．当社及び子会社の損失の危機に関する規程その他の体制

(1) 当社は、取締役会をリスク管理体制を構築する責任と権限を有する機関として位置づけ、当社グループ全体のリスク管理に係る「グループリスク管理規程」、当社代表取締役、取締役及び各子会社のリスク管理担当者等並びにオブザーバーとして監査役が参加するグループリスク管理委員会の運営を通じ、グループ全体の潜在リスクの把握、事業活動への影響の重要性と発生可能性の観点からの重要リスクの選定、当該リスクの顕在化の未然防止を図り、リスク発生時の企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(2) 内部監査部門は、「内部監査規程」、「内部監査実施細則」及び内部監査計画等に基づき、法令及び規程等の遵守状況について定期的に監査を実施し、結果を代表取締役に報告する。また、必要に応じて監査役会及び会計監査人とも連携を図るものとする。

(3) 業務遂行に伴い発生する潜在的なリスクを把握するため、各部門長による定期的な報告を制度化するとともに、内部監査部門、監査役及びセキュリティを担当する部門等によるモニタリングを実施する。

(4) リスクが顕在化した際には、「グループリスク管理規程」に従い、速やかに情報の集約と対策の検討を行い、必要に応じて顧問弁護士及び関係外部機関とも連携のうえ、損失の拡大防止及び最小化を図る。

(5) 継続的な社内研修及び教育活動を通じてリスク管理に対する意識の向上を図る。

４．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「取締役会規程」において取締役会に付議・報告すべき重要事項を定め、もって取締役会の効率的な運営、意思決定を図る。毎月開催する定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について迅速に意思決定を行う。また、取締役会における審議を効果的かつ効率的に行うため、社外取締役及び社外監査役への議案説明、資料提供等事前検討のための仕組みを整備する。

(2)「組織・業務分掌規程」及び「別紙グループ決裁権限一覧表」に基づき取締役に一定の範囲で権限・責任を移譲することにより、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保する。

(3)「関係会社管理規程」において子会社の経営の自主性の尊重を基本方針に定め、子会社における自己責任原則及び市場規律に基づく経営の円滑な遂行を図り、もってグループ全体の経営の効率化・適正化を追求するものとする。また、「別紙グループ決裁権限一覧表」に基づき、子会社取締役による効率的な職務執行を確保する。

５．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社承認・報告規程」、「別紙グループ決裁権限一覧表」、「関係会社管理規程」及び当該規程に基づく子会社との経営管理に関する契約等に基づき、子会社取締役等からの適時適切な報告及び情報連携体制を整備する。また、当社グループとしての業務の適正の確保を図るため、当社の内部監査部門及び監査役は、子会社も監査対象として監査を実施する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役が求めた場合には、専任又は兼任の監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の登用、人事評価・異動については監査役の事前同意を得た上で決定するものとする。

(2) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

7．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 当社及び子会社の取締役は、取締役会においてその職務の執行状況を定期的に報告するほか、法令又は定款に適合せず、あるいはその恐れがある場合、重大な損失の危険がある場合その他重大な問題が発生した場合には、速やかに監査役に報告する。

(2) 監査役は、取締役会、経営会議、リスク管理委員会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人等に対して職務執行状況の報告、資料の徴求等をすることができる。

(3) 「内部通報者の取扱いに関する規程」において、使用人が社内の不正行為を発見した場合には、その任意の選択により、直接常勤監査役に報告できる体制を整備する。

8．監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報者の取扱いに関する規程」において、内部通報(監査役の報告を含む)を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、内部通報を行ったことを理由とした不利な取扱いを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9．監査費用の前払い又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要ないことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、それぞれの監査状況を共有し、監査の効率化に努める。

(2) 監査役が当社及び子会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、グループリスク管理委員会、経営会議等の重要な会議に監査役が出席できる環境を整備するとともに、監査に必要な情報にアクセスできる環境を構築する。

11．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役は内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけて財務報告の信頼性確保を推進すること、財務報告における虚偽記載リスクを低減し未然に防ぐよう管理すること、内部監査担当者による業務プロセスのリスク評価の継続的実施と評価結果を代表取締役に報告する体制を整備する。

12．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(1) 当社並びに当社の役員及び従業員が反社会的勢力等に関与し、または利益を供与することを防止することを目的として、「反社会的勢力との関係遮断に関するグループ規程」、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

(2) 「反社会的勢力との関係遮断に関するグループ規程」に基づき、初めて取引等を行おうとする取引先及び当社に入社する役職員について、反社会的勢力該当有無に係る審査を事前に実施し、取引開始又は入社後も定期的に審査を行う。また、取引先との間で、反社会的勢力に該当しないことの確約・保証及び該当することになった場合の契約解除等を契約に定める。

(3) 反社会的勢力等から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、所轄警察担当係・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

b．リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において「グループリスク管理規程」を定め、リスク管理体制の整備を行っております。また、グループ全体のリスクを総括的に管理、推進するための機関として、グループリスク管理委員会を設置し、当社及び子会社からリスク管理に関する重要事項の報告を受け、グループ全体の事業上のリスクの早期発見及び未然防止に努めるほか、リスク管理に係る施策の策定やコンプライアンス上の重要課題の審議等を行っております。

c．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償最低責任限度額は、取締役については1,000万円以上、監査役については500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d．役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険の内容の概要

当社親会社であるSBIホールディングス株式会社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社グループの役員、執行役員及び管理職従業員が当該保険の被保険者となっています。これにより、被保険者が会社役員等の地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補償されます。

当社は、被保険者の故意または重大な過失に起因して生じた損害等は補償対象外とすることにより役員等の職務の執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。

e．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項に基づき、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の行為に関する取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

f．中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を可能とするためであります。

g．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

h．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

i．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためであります。

ｊ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

ｋ．支配株主と取引を行う際における少数株主保護についての方策

当社の主要株主であるSBIFS合同会社の持ち株比率は68.8％を占めており、支配株主に該当しております。当社では「関連当事者取引管理規程」を定め、独立社外役員（独立社外取締役２名及び独立社外監査役２名）で構成される任意の諮問委員会である特別委員会を設置する等、当社グループ全体で当社支配株主を含む関連当事者との取引を適切に管理する体制を確保しております。

関連当事者との取引を行おうとする場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引の合理性、取引条件の妥当性等に関する特別委員会での事前審議を経たうえで、当社及び取引を行う子会社の取締役会における審議、決議を必須とすることで、少数株主の保護に努めております。また、監査役会においてもこれらの取引の合理性、妥当性等を検証することで、取締役による少数株主に配慮した職務執行を担保しております。

④　取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を原則として毎月１回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|---|---|---|
| 甲斐真一郎 | 20回 | 20回 |
| 石川和幸 | 20回 | 20回 |
| 四元盛文 | 20回 | 20回 |
| 岩﨑啓昭 | 20回 | 20回 |
| 髙橋邦比呂 | 20回 | 19回 |
| 足立洋子 | ３回 | ２回 |
| 新井雄一郎 | 17回 | 17回 |
| 小土井慎吾 | ６回 | ６回 |

（注）１．足立洋子氏は、2025年６月30日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

（注）２．新井雄一郎氏は2025年６月30日開催の定時株主総会において、小土井慎吾氏は2025年12月26日開催の臨時株主総会においてそれぞれ取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、中期経営計画の策定及び進捗状況の報告、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況の確認、経営課題へのアプローチや事業戦略推進等について、情報交換及び意見交換を行っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名　女性0名(役員のうち女性の比率0%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数(株) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 代表取締役社長兼CEO | 甲斐 真一郎 | 1981年９月１日 | 2006年10月<br>2010年８月<br>2015年12月<br>2019年４月<br>2020年１月<br>2020年６月<br>2023年８月<br>2024年４月<br>2024年４月<br>2024年10月 | ゴールドマン・サックス証券会社入社<br>バークレイズ証券株式会社入社<br>株式会社FOLIO代表取締役就任<br>当社代表取締役就任<br>当社代表取締役社長就任<br>当社代表取締役CEO就任<br>AlpacaTech株式会社取締役就任(現任)<br>当社代表取締役会長兼CEO就任<br>株式会社FOLIO取締役就任(現任)<br>当社代表取締役社長兼CEO就任(現任) | 注３ | 1,449,500 |
| 代表取締役CSO | 石川 和幸 | 1984年９月17日 | 2007年４月<br>2009年４月<br>2012年11月<br>2013年８月<br>2018年11月<br>2020年10月<br>2021年８月<br>2022年６月<br>2022年６月<br>2023年８月<br>2024年10月<br>2024年10月<br>2024年10月 | みずほインベスターズ証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社<br>FXプライム株式会社(現 GMOコイン株式会社) 入社<br>GMOクリックホールディングス株式会社(現 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社)・GMOクリック証券株式会社出向<br>株式会社SBI証券入社<br>株式会社SBIネオモバイル証券準備会社(現 株式会社SBI証券)社長室長　兼務出向<br>株式会社ライブスター証券(現 株式会社SBIネオトレード証券)代表取締役COO就任<br>当社取締役就任<br>株式会社SBIネオトレード証券代表取締役社長就任<br>株式会社SBIネオモバイル証券(現 株式会社SBI証券)取締役就任<br>株式会社SBI証券戦略事業推進部長<br>当社代表取締役CSO就任(現任)<br>株式会社FOLIO取締役就任(現任)<br>AlpacaTech株式会社取締役就任(現任) | 注３ | ― |
| 取締役COO | 四元 盛文 | 1970年７月29日 | 1993年４月<br>1999年12月<br>2005年６月<br>2016年11月<br>2017年１月<br>2022年７月<br>2023年７月<br>2023年７月<br>2024年４月<br>2024年４月<br>2024年10月<br>2025年４月<br>2025年６月<br>2025年12月<br>2026年６月<br>2026年６月 | 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社<br>リーマン・ブラザーズ証券入社<br>バークレイズ証券株式会社入社<br>株式会社Ikkyo Technology(現 AlpacaJapan株式会社)入社<br>AlpacaJapan株式会社代表取締役CEO就任<br>AlpacaTech株式会社代表取締役CEO就任<br>株式会社FOLIO取締役就任<br>当社代表取締役COO就任<br>AlpacaTech株式会社取締役就任<br>株式会社FOLIO代表取締役就任<br>当社取締役COO就任<br>AlpacaTech株式会社代表取締役就任<br>当社取締役就任<br>当社取締役COO就任(現任)<br>AlpacaTech株式会社取締役就任(現任)<br>株式会社FOLIO代表取締役社長就任(現任) | 注３ | ― |
| 取締役CFO | 岩﨑 啓昭 | 1975年６月20日 | 1999年４月<br>2006年12月<br>2017年７月<br>2020年５月<br>2020年６月<br>2022年６月<br>2022年６月<br>2025年12月 | 株式会社ぎょうせい入社<br>あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所<br>株式会社SBI証券入社<br>株式会社イオレ入社執行役員 経営戦略部門担当<br>同社取締役就任<br>株式会社FOLIO取締役就任(現任)<br>当社取締役就任<br>当社取締役CFO就任(現任) | 注３ | ― |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数(株) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 取締役 | 髙橋 邦比呂 | 1975年12月30日 | 1998年３月<br><br>2004年５月<br>2008年１月<br>2013年９月<br><br>2014年１月<br>2016年１月<br><br>2022年４月<br><br>2024年４月<br>2024年６月<br>2025年４月<br>2025年12月<br><br>2026年１月<br><br>2026年３月<br><br>2026年５月 | アーサー・アンダーセン税務事務所(宇野紘一税理士事務所)入所<br>ゴールドマン・サックス証券株式会社入社<br>同社ヴァイス・プレジデント就任<br>バークレイズ証券株式会社ディレクター兼テクノロジー・メディア・通信グループ責任者<br>同社マネージング・ディレクター<br>同社マネージング・ディレクター兼コーポレート・ファイナンス部長<br>同社ファイナンシャル・スポンサー・セクター責任者<br>株式会社企業支援総合研究所入社 パートナー<br>当社社外取締役就任(現任)<br>株式会社エース社外取締役就任(現任)<br>株式会社シンク・アイホールディングス(現 株式会社シンク・アイ)執行役員CFO就任<br>株式会社キャプスタン・メディカル マネージング・ディレクター就任（現任）<br>タキカワエンジニアリング株式会社（現 株式会社タキカワビジョン）取締役就任（現任）<br>株式会社シンク・アイ取締役CFO就任（現任） | 注３ | ― |
| 取締役 | 小土井 慎吾 | 1990年４月３日 | 2018年12月<br>2018年12月<br>2020年12月<br>2021年７月<br>2025年12月 | 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>センチュリー法律事務所入所<br>堀井亜生法律事務所入所<br>佐藤総合法律事務所入所(現任)<br>当社社外取締役就任(現任) | 注３ | ― |
| 常勤監査役 | 大曽根 和彦 | 1966年12月23日 | 1993年８月<br>1996年11月<br>1999年３月<br>2002年３月<br><br><br>2004年11月<br>2012年１月<br><br><br>2017年６月<br>2017年８月<br>2022年７月<br>2024年10月<br>2024年10月<br>2024年10月 | インドスエズ銀行東京支店入行<br>ドイツ証券株式会社東京支店入行<br>ドイツ銀行ロンドン支店へ転籍<br>ドイツ証券株式会社東京支店ディレクター 債券本部ビジネス・マネージャー兼チーフオペレーティングオフィサー<br>バークレイズ証券株式会社ディレクター<br>同社マネージング・ディレクター兼フロントオフィスCOO兼フロントオフィス・リスク管理部アジア統括責任者就任<br>AlpacaJapan株式会社入社<br>同社取締役COO就任<br>AlpacaTech株式会社取締役就任<br>当社監査役就任(現任)<br>株式会社FOLIO監査役就任(現任)<br>AlpacaTech株式会社監査役就任(現任) | 注４ | ― |
| 監査役 | 吉松 文雄 | 1953年９月26日 | 1979年４月<br>1987年１月<br>1995年５月<br>1998年５月<br><br>2004年４月<br>2010年８月<br><br><br>2012年６月<br><br>2014年６月<br><br>2015年７月<br>2016年６月<br>2016年７月<br>2016年10月<br><br>2018年４月<br>2019年６月<br>2021年２月<br>2024年６月<br>2026年７月 | 株式会社熊本日日新聞社入社<br>株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)入行<br>同行九龍支店長<br>株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)新宿南口支店長<br>同行マーケティング部長<br>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務取締役兼三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務執行役員就任<br>国際投信投資顧問株式会社(現 三菱UFJアセットマネジメント株式会社)代表取締役社長就任<br>国際投信投資顧問株式会社(現 三菱UFJアセットマネジメント株式会社)代表取締役会長就任<br>三菱UFJ証券ホールディングス株式会社顧問就任<br>株式会社ノジマ社外取締役就任<br>株式会社FOLIO顧問就任<br>HSBC投信株式会社(現 HSBCアセットマネジメント株式会社)シニアアドバイザー就任<br>株式会社FOLIO社外監査役就任(現任)<br>当社社外監査役就任(現任)<br>株式会社M&Aクラウド非常勤監査役就任<br>同社常勤監査役就任<br>同社社長室長　上級専門役員就任（現任） | 注４ | ― |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査役 | 小久保 崇 | 1974年１月18日 | 2000年10月 第一東京弁護士会登録<br>2000年10月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)入所<br>2009年２月 インテグラル株式会社入社<br>2014年３月 小久保法律事務所設立<br>2014年10月 株式会社ティー・ワイ・オー(現株式会社FIELD MANAGEMENT EXPAND)社外取締役就任<br>2017年１月 AOI TYO Holdings株式会社(現 KANAMEL株式会社)社外取締役(監査等委員)就任<br>2017年１月 株式会社アズーム社外取締役就任(現任)<br>2017年３月 弁護士法人小久保法律事務所代表社員就任(現任)<br>2019年６月 ナイス株式会社社外取締役就任(現任)<br>2020年６月 オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役就任(現任)<br>2022年７月 AlpacaTech株式会社社外監査役就任<br>2023年６月 株式会社TalentX社外監査役就任(現任)<br>2024年６月 当社社外監査役就任(現任)<br>2024年８月 KANAMEL株式会社社外取締役(監査等委員)就任<br>2026年６月 同社社外監査役就任（現任） | 注４ | ― |
| 計 | | | | | 1,449,500 |

（注）１．取締役髙橋邦比呂及び小土井慎吾は、社外取締役であります。

２．監査役吉松文雄及び小久保崇は、社外監査役であります。

３．2026年７月27日開催の臨時株主総会終結の時から選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

４．2026年７月27日開催の臨時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

提出日現在において当社は、企業経営、当社グループの事業領域、弁護士等専門家としての豊富な経験や幅広い見識を有する社外取締役を２名、社外監査役を２名選任し、客観的な立場からの当社グループの経営に対する助言や取締役会に対するけん制及び監視監督が機能するコーポレート・ガバナンスを健全に機能させる体制としております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針について特段の定めはありませんが、経歴や当社及び親会社との関係性を踏まえ、社外役員としてその職務を十分に遂行可能な独立性を確保できることを前提に、また、株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実、向上に資する、一般株主と利益相反が生じる恐れのない者を選任することとしております。

社外取締役の髙橋邦比呂氏は、外資系証券会社において国内外におけるM&Aに関与した豊富な業務経験のほか、中長期的な戦略立案や事業のグローバル展開に関する豊富な経験及び知見を有しており、これらの高い専門性、経験、見識に基づき当社の企業経営に対する監督・提言等をいただけるものと判断し、選任しております。なお、同氏は株式会社エースの社外取締役を兼任しております。

社外取締役の小土井慎吾氏は、弁護士としての法務に関する専門的知見及び実務経験を有しており、法令遵守、当社企業グループ全体のガバナンス等に対して独立した専門的立場から適切な監督、提言等をいただけるものと判断し、選任しております。

社外監査役の吉松文雄氏は、長年に亘る金融サービス業界及びグローバル資本市場における豊富な業務経験及び知見を有しており、金融会社における顧問等アドバイザーを歴任していることから、高い専門性と客観的かつ中立の立場で、当社グループの監査及び助言をいただけるものと判断し、選任しております。

社外監査役の小久保崇氏は、弁護士として企業法務、ガバナンス及びコンプライアンス等に精通しており、また、様々なスタートアップやM&Aにおいても豊富な経験と高い専門性を有していることから、法律及び企業経営の双方の観点から客観的かつ中立の立場で、当社グループ経営に対する助言・提言及び監督をいただけるものと判断し、選任しております。

なお、社外取締役の髙橋邦比呂氏は新株予約権を70個、社外監査役の吉松文雄氏は新株予約権を125個、社外監査役の小久保崇氏は新株予約権を70個保有しております。そのほかは当社と社外役員との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、各自の経験及び専門性に基づき客観的な立場から取締役会の業務執行に関する監査・監督機能を果たすとともに、取締役会において忌憚ない意見及び助言等をすることにより取締役会の活性化やガバナンスの強化及び実効性向上を高めております。また、社外取締役は取締役会や取締役会審議事項又は報告事項に関する事前説明の機会等を通じて、内部監査、監査役監査及び会計監査人の監査の実施状況及び結果等の報告を受け、必要に応じて意見交換を行うことにより監督機能の実効性を高めております。

社外監査役は、監査役会を通じた監査役監査の実施及び内部監査人からの内部監査実施状況の報告のほか、常勤監査役からの監査情報聴取、取締役会出席や取締役会議案等に関する事前説明等の機会を通じて取締役会における審議・報告事項等の説明・報告を受け、必要に応じて取締役会で意見を述べること等により、当社のガバナンスの強化・監視を行っております。また、会計監査人からは期初に監査計画の説明を受け、期中及び期末には監査状況及び結果報告を受け、意見交換等を行うことにより相互連携を図り、監査の実効性を高めています。

また、社外監査役は内部監査担当者及び会計監査人との原則四半期に１回の会議において監査の結果・改善状況等の情報共有を受け、また協議、意見交換等を実施し、社外監査役、内部監査人及び会計監査人の三者が相互に連携し監査・監督機能の実効性向上を図っております。

さらに、社外取締役及び社外監査役は、内部統制部門である法務コンプライアンス部担当取締役及び内部監査人を通じた同部内部統制担当者からの説明・報告を受け、意見陳述又は助言等を行うことで内部統制の整備・運用状況についてモニタリングを実施しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役１名及び社外監査役である非常勤監査役２名により実施しており、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査を行っております。このうち非常勤監査役の小久保崇氏は弁護士資格を有し、企業法務に関して相当程度の知見を有しております。

常勤監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役等との面談、重要な決裁書類等の閲覧、内部統制システムの運用状況について適宜監視をしております。非常勤監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、経営全般に関する客観的かつ公正な意見の開陳を行っております。また毎月１回開催するほか、必要に応じて開催する監査役会において、相互に職務の状況について報告を行うことにより、情報の共有・監査業務の認識の共有を行っております。その他、グループリスク管理委員会等の重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めたときは意見を述べております。

当事業年度において当社は監査役会を月１回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|---|---|---|
| 大曽根　和彦 | 23回 | 23回 |
| 吉松　文雄 | 23回 | 23回 |
| 小久保　崇 | 23回 | 23回 |

監査役会における主な検討事項として、監査方針及び監査計画の策定、各監査役の監査業務の報告のほか、リスク認識についてのディスカッション、内部監査の実施状況の確認、内部統制システムの整備・運用状況、経営に関するリスクマネジメント状況について、情報交換及び意見交換を行っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査担当者が実施しており、内部監査室に３名を配置しております。内部監査室長は、内部監査及びシステム監査に関する知見と経験を有し、かつ当社の事業内容に精通しております。なお、当社は小規模な組織体制であるものの、独立した内部監査室を持ち、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役社長による承認を得た内部監査計画に基づいて当社及び子会社の内部監査を実施しております。

監査結果は、内部監査室長が代表取締役社長及び取締役会に直接報告する体制・運用としており、監査対象となった各部門に対しては業務改善等のための指摘を行い、改善提案に対する各部門の対応状況は継続的に確認したうえで、対応・改善確認結果を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。

また、内部監査室と監査役及び会計監査人が適宜情報交換を行い、効率的かつ実効的な監査を行うことができる体制としております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b 継続監査期間

2018年３月期以降の９年間(うち準金商法監査２年間)

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員　業務執行社員　松田　好弘

指定有限責任社員　業務執行社員　中山　卓弥

d　監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士11名、その他25名であります。

e　監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人が会社法第340条第１項各号のいずれにも該当しないこと及び監査法人の独立性、監査実績、監査報酬、職務執行状況を総合的に勘案し、監査法人を選定しております。監査役会はこれらの選定要件に準じて、監査法人の候補を検討し、株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容を決定しております。

当社が有限責任あずさ監査法人を監査法人として選定した理由は、上記要件に加え、当社グループの事業分野の理解度及び株式公開の実績等を総合的に勘案し、当社グループの会計監査を適正に実施するための十分な体制及び実績・見識を備えているものと判断したためであります。

なお、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は会計監査人の解任又は不再任を決定いたします。

また、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f　監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、職務遂行状況等を確認し、会計監査人の評価を行っております。具体的には、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを評価するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めることなどを通じて、総合的に評価しており、監査法人の監査体制、職務遂行状況を適正であると評価しております。

④　監査報酬の内容等

a　監査公認会計士等に対する報酬の内容

| 区分 | 最近連結会計年度の前連結会計年度 | | 最近連結会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 14,525 | ― | 48,422 | ― |
| 連結子会社 | 14,430 | 2,405 | 25,042 | 2,470 |
| 計 | 28,955 | 2,405 | 73,464 | 2,470 |

(前期)

連結子会社における非監査業務の内容は、分別管理監査業務であります。

(当期)

連結子会社における非監査業務の内容は、分別管理監査業務であります。

b　監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGグループ)に対する報酬(a を除く)

| 区分 | 最近連結会計年度の前連結会計年度 | | 最近連結会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | ― | 2,200 | ― | 2,200 |
| 連結子会社 | ― | 2,430 | ― | 1,966 |
| 計 | ― | 4,630 | ― | 4,166 |

(前期)

当社における非監査業務の内容は、税務関連業務であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務であります。

(当期)

当社における非監査業務の内容は、税務関連業務であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務であります。

c　その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d　監査報酬の決定方針

監査報酬の具体的な決定方針は定めておりませんが、過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬額の推移などを確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した上で、監査役会の同意を得て会計監査人の報酬額を決定しております。

e　監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 報酬等の額の決定方針

当社は、社外取締役及び監査役が参加する取締役会において、役員の個人別の報酬等の決定方針（以下「本基本方針」といいます。）を以下のとおり決定しております。

(1)基本方針

・当社グループの持続的な企業価値の拡大につながるものであること

・市場水準と比較して十分な競争力のある報酬水準であること

・ステークホルダーに対して説明可能な内容であること

(2)役員報酬等の内容

当社の役員報酬は、金銭報酬である固定報酬と、非金銭報酬等である新株予約権（ストック・オプション）及び社宅で構成しております。

固定報酬は、各役員の管掌、職責、期待する役割、当社グループの企業価値向上及び中長期的な事業拡大への貢献度等を考慮したうえで事業年度毎に決定し、毎月一定時期に支給いたします。

新株予約権（ストック・オプション）は、当社グループの企業価値向上及び中長期的な業績拡大に寄与するインセンティブ報酬として位置付けており、株主総会にて発行枠の決議を受けた後、取締役会にて詳細内容の発行決議を経て付与しております。

社宅は、職務遂行環境の整備及び人材確保を目的として当社が取締役（社外取締役を除く。）に対して提供する住宅賃貸支援制度でありますが、現在利用している役員については、居住する賃借物件の賃借料を役員報酬から減額及び徴収したうえで当社が当該賃借物件の賃貸人に直接支払うものであり、賃借料は当該役員本人が全額負担しているため、当社負担はありません。

当社取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、新株予約権（ストック・オプション）及び社宅で構成され、報酬毎の割合は、本基本方針に基づき、当該各取締役（社外取締役を除く。）の役割、管掌、職責及び当社グループの業績への貢献度等を総合的に勘案し決定します。

当社社外取締役の報酬は、独立した第三者の立場として期待する役割、職責を踏まえ、固定報酬のみで構成されております。なお、社外取締役のうち1名は当社の新株予約権（ストック・オプション）を付与しておりますが、本基本方針策定以前の付与であり、今後付与の予定はありません。

当社監査役の報酬は、業務執行の監督、監査及び当該監督監査機能による当社グループ企業価値への寄与という職責を十分に果たせるよう、固定報酬及び新株予約権（ストック・オプション）で構成されております。

(3)役員報酬の決定手続等

当社取締役の各別の報酬額は、株主総会において承認された範囲内で、報酬の種類、報酬割合の考え方に基づき、各取締役の役割、職責、当社グループの企業価値への貢献度等を総合的に勘案し、当社代表取締役社長兼CEOの甲斐真一郎が報酬案を作成のうえ、社外取締役及び監査役が参加する取締役会において報酬案を審議し、決定しております。当事業年度においては、社外取締役及び社外監査役を含む全ての取締役及び監査役が出席する2026年６月30日開催の取締役会において、各取締役の報酬額を審議・決議しております。

当社監査役の各別の報酬額は、株主総会において承認された範囲内で、報酬の種類、報酬割合の考え方に基づき、各監査役の役割、職責等を総合的に勘案し監査役の協議により監査役会において決定しております。

なお、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は本基本方針並びに各取締役の管掌、職責及び当社グループ企業価値向上への寄与度等を踏まえた内容となっており、本基本方針に沿うものであると判断しております。

b．役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

当社取締役の金銭報酬の額は、2025年６月30日開催の定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名です。

固定報酬とは別枠で2025年10月31日開催の臨時株主総会決議において、当社取締役に対して、新株予約権（ストック・オプション）5,700個を上限として付与する旨を決議しております。

社宅について、2025年12月26日開催の臨時株主総会において、固定報酬の限度額の範囲内において、職務遂行環境の整備及び人材確保を目的として当社が取締役（社外取締役を除く。）に対して提供する住宅賃貸支援制度に関し、当社が負担する住宅賃借料（管理費及び共益費を含む）及び当社が当該費用として当該取締役より徴収する総額との差額の合計額を年額30百万円以内とする非金銭報酬枠を決議しております。

当社監査役の金銭報酬の額は、2025年６月30日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

固定報酬とは別枠で2025年10月31日開催の臨時株主総会決議において、当社監査役に対して、新株予約権（ストック・オプション）100個を上限として付与する旨を決議しております。

当社取締役及び監査役に対する非金銭報酬として交付された新株予約権の株主総会決議に関する事項は前掲「１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

ｃ．役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

最近事業年度の各取締役の報酬については、上記ａ．の方針に基づき、前事業年度にあたる2025年12月26日開催の取締役会での審議を経て、取締役会決議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額（千円） | 報酬等の種類別の総額（千円） | | | 対象となる役員の員数（名） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 金銭報酬 | 非金銭報酬 | | |
| | | 固定報酬 | 新株予約権（ストック・オプション） | 社宅 | |
| 取締役（社外取締役を除く。） | 76,435 | 73,167 | ― | 3,268 | 4 |
| 監査役（社外監査役を除く。） | 11,940 | 11,940 | ― | ― | 1 |
| 社外役員 | 16,400 | 16,400 | ― | ― | 4 |

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。なお、当社及び当社子会社は、提出日現在において、純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の投資株式をいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

保有目的が純投資目的である投資株式は保有しておりません。

## 5 【従業員の状況等】

### (1) 【人材戦略に関する基本方針等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。なお、当該人材戦略は、今後の事業環境や組織体制の変化等により、実際の結果と異なる可能性があります。

① 企業戦略と関連付けた人材戦略

人材の育成及び社内環境整備に関する方針

当社グループは、「明日の金融をデザインする」というミッションの下、金融、テクノロジー及びデータサイエンス等に関する専門性を有する人材の確保・育成が、当社グループの成長において重要であると認識しております。そのため、事業成長に必要な専門人材を適時に獲得するとともに、従業員がその能力を発揮しやすい環境の整備に努めております。具体的には、裁量労働制、フレックスタイム制、リモートワーク制度等を運用し、職種や業務特性に応じた柔軟な働き方を可能とすることで、従業員が付加価値の高い業務に集中できる環境づくりを進めております。また、当社グループは、人材戦略の状況を確認するため、エンゲージメントスコア、離職率及び採用充足率を重要な指標と位置付け、継続的にモニタリングを行っております。なお、具体的な目標値については、今後の事業環境や組織体制を踏まえ、必要に応じて設定を検討してまいります。

② 従業員の給与等の額及び内容の決定に関する方針

当社及び株式会社FOLIOにおける従業員の給与等は、専門性、役割、職責、成果及び当社グループのバリューの体現度等を総合的に勘案して決定しております。

基本給については、従業員が担う役割・職責の水準に対応するグレードごとに給与水準を設定しております。業務目標の達成状況、職務遂行能力及び当社グループのバリューに基づく行動等を総合的に評価し、その結果を基本給の改定等に反映しております。また、マネジメント職や高度な専門性を発揮する従業員については、組織上担う役割・責任に応じたグレードを設定しております。従業員の役割や能力の向上を継続的に処遇へ反映できるよう、同一グレード内においても評価結果に応じて基本給を改定する仕組みとしております。

給与水準の設定にあたっては、外部の給与市場データ、人材紹介会社から得られる採用市場情報及び他社の求人・処遇水準等を継続的に参照し、人材獲得競争力を考慮した給与水準となるよう適宜見直しを行っております。また、物価上昇や人材市場の状況を踏まえ、2027年３月期にはベースアップを含む処遇改善を実施しております。

今後も、業績、財務状況、人材確保及び定着状況等を総合的に勘案しつつ、金融、テクノロジー及びデータサイエンス等の領域における専門人材の確保が事業成長に重要であるとの認識のもと、労働市場における採用競争力も踏まえた報酬水準の整備に努めてまいります。

(2) 【従業員の状況】

①連結会社の状況

2026年９月30日現在

| 事業の名称 | 従業員数(名) |
|---|---|
| 金融インフラストラクチャー事業 | 42 |
| AI投資運用事業 | 77 |
| その他事業 | 9 |
| 全社(共通) | 50 |
| 合計 | 178 |

(注) １．従業員数は就業人員数(業務委託契約締結者及び派遣社員を除く)であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
２．当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、事業ごとに記載しております。
３．全社(共通)は、当社グループの管理機能を担っている持株会社である当社と、各子会社の管理部門等の従業員であります。

②提出会社の状況

2026年９月30日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) | 平均年間給与の対前事業年度増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 40 | 43.3 | 1年　5カ月 | 8,847 | 6.8% |

(注) １．従業員数は就業人員数(業務委託契約締結者及び派遣社員を除く)であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおり、2026年４月から2026年９月までの勤務に対して2026年５月から2026年10月までに支給した給与を年換算して算出しております。また、平均年間給与の対前事業年度増減率は、当該平均年間給与と2026年３月期の平均年間給与を比較して算出しております。
３．最近日までの１年間において、従業員数が10名増加しております。主な理由は、コーポレート部門の体制強化に伴う人員の採用及び子会社からの転籍によるものであります。

③最大人員会社の状況

当社は子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社（持株会社）であるため、連結会社のうち従業員数が最も多い最大人員会社である株式会社FOLIOについて、以下の通り記載しております。

2026年９月30日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) | 平均年間給与の対前事業年度増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 112 | 41.7 | ４年　０カ月 | 8,091 | 4.8% |

(注) １．従業員数は就業人員数(業務委託契約締結者及び派遣社員を除く)であり、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおり、2026年４月から2026年９月までの勤務に対して2026年５月から2026年10月までに支給した給与を年換算して算出しております。また、平均年間給与の対前事業年度増減率は、当該平均年間給与と2026年３月期の平均年間給与を比較して算出しております。
３．最近日までの１年間において、従業員数が17名増加しております。主な理由は、事業拡大に伴うビジネス部門や開発部門の人員の採用によるものであります。

④労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

⑤管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社グループは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

# 第５ 【経理の状況】

１　連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、当企業集団の主たる事業である有価証券関連業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、当企業集団の主たる事業である有価証券関連業を営む会社の財務諸表に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、当社の中間連結財務諸表は第１種中間連結財務諸表であります。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度(2024年４月１日から2025年３月31日まで)及び当連結会計年度(2025年４月１日から2026年３月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2024年４月１日から2025年３月31日まで)及び当事業年度(2025年４月１日から2026年３月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携や各種団体が主催する研修会等へ積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>(2025年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2026年３月31日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,383,104 | 3,181,428 |
| 預託金 | 5,100,000 | 7,800,000 |
| 顧客分別金信託 | 5,100,000 | 7,800,000 |
| トレーディング商品 | 54 | 144 |
| 商品有価証券等 | 54 | 144 |
| 約定見返勘定 | 42,173 | 211,611 |
| 前払費用 | 79,209 | 96,628 |
| 未収入金 | 665 | ― |
| 売掛金 | 80,831 | 62,457 |
| 契約資産 | ― | 185,240 |
| 仕掛品 | 7,110 | 3,802 |
| 未収収益 | 124,026 | 374,010 |
| 預け金 | 631,422 | 680,986 |
| その他 | 2,483 | 3,077 |
| 流動資産合計 | 8,451,081 | 12,599,389 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 0 | 0 |
| 建物附属設備 | 531 | 479 |
| 器具・備品 | 397 | 144 |
| 有形固定資産合計 | ※2 929 | ※2 623 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア仮勘定 | ― | 40,186 |
| 無形固定資産合計 | ― | 40,186 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期差入保証金 | 30,865 | 35,248 |
| 繰延税金資産 | ― | 441,410 |
| 投資その他の資産合計 | 30,865 | 476,659 |
| 固定資産合計 | 31,795 | 517,469 |
| 資産合計 | 8,482,876 | 13,116,859 |

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（2025年３月31日） | 当連結会計年度<br>（2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 4,964,923 | 8,303,584 |
| 顧客からの預り金 | 4,678,763 | 7,136,556 |
| その他の預り金 | 286,160 | 1,167,027 |
| 短期借入金 | 1,500,000 | 1,500,000 |
| １年内返済予定の長期借入金 | ― | 60,000 |
| 未払金 | 281,774 | 445,247 |
| 未払費用 | 47,131 | 39,596 |
| 未払法人税等 | 7,578 | 8,633 |
| その他 | 27,296 | 175,436 |
| 流動負債合計 | 6,828,702 | 10,532,498 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | ― | 225,000 |
| その他 | ― | 7,676 |
| 固定負債合計 | ― | 232,676 |
| 特別法上の準備金 | | |
| 金融商品取引責任準備金 | 303 | 303 |
| 特別法上の準備金合計 | ※1　303 | ※1　303 |
| 負債合計 | 6,829,006 | 10,765,478 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 50,000 | 50,000 |
| 資本剰余金 | 10,875,419 | 10,953,915 |
| 利益剰余金 | △9,277,123 | △8,653,396 |
| 株主資本合計 | 1,648,295 | 2,350,519 |
| 新株予約権 | ― | 862 |
| 非支配株主持分 | 5,574 | ― |
| 純資産合計 | 1,653,870 | 2,351,381 |
| 負債純資産合計 | 8,482,876 | 13,116,859 |

【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

| | 当中間連結会計期間<br>（2026年９月30日） |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 4,367,573 |
| 預託金 | 8,550,000 |
| 顧客分別金信託 | 8,550,000 |
| トレーディング商品 | 122 |
| 商品有価証券等 | 122 |
| 約定見返勘定 | — |
| 前払費用 | 118,118 |
| 売掛金 | 74,179 |
| 契約資産 | 40,726 |
| 仕掛品 | 379 |
| 未収収益 | 506,689 |
| 預け金 | 1,220,679 |
| その他 | 3,612 |
| 流動資産合計 | 14,882,081 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物 | 0 |
| 建物附属設備 | 453 |
| 器具・備品 | 100 |
| 有形固定資産合計 | 553 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 38,847 |
| 無形固定資産合計 | 38,847 |
| 投資その他の資産 | |
| 長期差入保証金 | 35,499 |
| 繰延税金資産 | 478,591 |
| 投資その他の資産合計 | 514,091 |
| 固定資産合計 | 553,491 |
| 資産合計 | 15,435,573 |

（単位：千円）

| | 当中間連結会計期間<br>（2026年９月30日） |
|---|---|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 約定見返勘定 | 81,999 |
| 預り金 | 9,605,314 |
| 顧客からの預り金 | 6,250,521 |
| その他の預り金 | 3,354,793 |
| 短期借入金 | 1,500,000 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 60,000 |
| 未払金 | 447,275 |
| 未払費用 | 39,836 |
| 未払法人税等 | 32,944 |
| その他 | 201,138 |
| 流動負債合計 | 11,968,509 |
| 固定負債 | |
| 長期借入金 | 195,000 |
| その他 | 7,927 |
| 固定負債合計 | 202,927 |
| 特別法上の準備金 | |
| 金融商品取引責任準備金 | 303 |
| 特別法上の準備金合計 | 303 |
| 負債合計 | 12,171,739 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 50,000 |
| 資本剰余金 | 10,953,915 |
| 利益剰余金 | △7,740,943 |
| 株主資本合計 | 3,262,971 |
| 新株予約権 | 862 |
| 純資産合計 | 3,263,834 |
| 負債純資産合計 | 15,435,573 |

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（自 2024年４月１日<br>至 2025年３月31日） | 当連結会計年度<br>（自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受入手数料 | 1,605,675 | 3,304,412 |
| トレーディング損益 | ※2 △1,157 | ※2 11,977 |
| その他の営業収益 | 489,020 | 1,011,771 |
| 金融収益 | 4,563 | 19,453 |
| 営業収益計 | ※1 2,098,102 | ※1 4,347,615 |
| 売上原価 | 583,146 | 494,500 |
| 金融費用 | 8,760 | 9,948 |
| 純営業収益 | 1,506,195 | 3,843,167 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 取引関係費 | ※3 522,015 | ※3 415,798 |
| 人件費 | 1,110,375 | 1,356,831 |
| 不動産関係費 | 171,506 | 260,939 |
| 事務費 | 917,684 | 1,517,533 |
| 減価償却費 | 8,591 | 305 |
| 租税公課 | 24,003 | 24,646 |
| その他 | 140,297 | 77,287 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 2,894,474 | 3,653,342 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △1,388,279 | 189,824 |
| 営業外収益 | | |
| 還付税金 | 11,715 | 14,034 |
| 受取派遣料 | 6,711 | ― |
| その他 | 3,902 | 5,415 |
| 営業外収益合計 | 22,329 | 19,450 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 22,511 | 43,510 |
| 株式交付費 | 2,975 | 810 |
| その他 | 0 | 1,106 |
| 営業外費用合計 | 25,486 | 45,428 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △1,391,436 | 163,847 |

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（自 2024年４月１日<br>至 2025年３月31日） | 当連結会計年度<br>（自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 特別利益 | | |
| 金融商品取引責任準備金戻入 | 219 | ― |
| 特別利益合計 | 219 | ― |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | ※4 109 | ― |
| 減損損失 | ※5 947,662 | ― |
| 特別損失合計 | 947,771 | ― |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△） | △2,338,988 | 163,847 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,300 | 8,633 |
| 法人税等調整額 | ― | △441,410 |
| 法人税等合計 | 5,300 | △432,776 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △2,344,288 | 596,624 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失（△） | △2,650 | 22,908 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） | △2,341,638 | 573,715 |

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（自 2024年４月１日<br>至 2025年３月31日） | 当連結会計年度<br>（自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △2,344,288 | 596,624 |
| 包括利益 | △2,344,288 | 596,624 |
| （内訳） | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | △2,341,638 | 573,715 |
| 非支配株主に係る包括利益 | △2,650 | 22,908 |

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

| | 当中間連結会計期間<br>（自　2026年４月１日<br>至　2026年９月30日） |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 受入手数料 | 2,991,560 |
| トレーディング損益 | 1,770 |
| その他の営業収益 | 610,843 |
| 金融収益 | 19,033 |
| 営業収益計 | 3,623,206 |
| 売上原価 | 313,521 |
| 金融費用 | 2,475 |
| 純営業収益 | 3,307,209 |
| 販売費及び一般管理費 | |
| 取引関係費 | ※　232,170 |
| 人件費 | 800,628 |
| 不動産関係費 | 169,546 |
| 事務費 | 1,110,725 |
| 減価償却費 | 70 |
| 租税公課 | 19,201 |
| その他 | 74,011 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 2,406,353 |
| 営業利益 | 900,856 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 868 |
| 受取手数料 | 2,625 |
| 消費税差額 | 18,486 |
| その他 | 2,536 |
| 営業外収益合計 | 24,516 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 33,761 |
| その他 | 328 |
| 営業外費用合計 | 34,089 |
| 経常利益 | 891,282 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除却損 | 0 |
| 特別損失合計 | 0 |
| 税金等調整前中間純利益 | 891,282 |
| 法人税等 | △21,169 |
| 中間純利益 | 912,452 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益 | 912,452 |

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

| | 当中間連結会計期間<br>（自　2026年４月１日<br>至　2026年９月30日） |
|---|---|
| 中間純利益 | 912,452 |
| 中間包括利益 | 912,452 |
| （内訳） | |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | 912,452 |
| 非支配株主に係る中間包括利益 | ― |

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 50,000 | 10,880,993 | △6,935,485 | 3,995,508 |
| 当期変動額 | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） | | | △2,341,638 | △2,341,638 |
| 連結子会社の増資による持分の増減 | | △5,574 | | △5,574 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | － | △5,574 | △2,341,638 | △2,347,212 |
| 当期末残高 | 50,000 | 10,875,419 | △9,277,123 | 1,648,295 |

| | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|
| 当期首残高 | 2,650 | 3,998,158 |
| 当期変動額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） | | △2,341,638 |
| 連結子会社の増資による持分の増減 | | △5,574 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,924 | 2,924 |
| 当期変動額合計 | 2,924 | △2,344,288 |
| 当期末残高 | 5,574 | 1,653,870 |

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 50,000 | 10,875,419 | △9,277,123 | 1,648,295 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行（第三者割当増資） | 50,012 | 50,012 | | 100,024 |
| 減資 | △50,012 | 50,012 | | － |
| 欠損填補 | | △50,012 | 50,012 | － |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） | | | 573,715 | 573,715 |
| 株式交換による増加 | | 28,483 | | 28,483 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | － | 78,495 | 623,727 | 702,223 |
| 当期末残高 | 50,000 | 10,953,915 | △8,653,396 | 2,350,519 |

| | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| 当期首残高 | － | 5,574 | 1,653,870 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行（第三者割当増資） | | | 100,024 |
| 減資 | | | － |
| 欠損填補 | | | － |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） | | | 573,715 |
| 株式交換による増加 | | | 28,483 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 862 | △5,574 | △4,712 |
| 当期変動額合計 | 862 | △5,574 | 697,511 |
| 当期末残高 | 862 | － | 2,351,381 |

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（自 2024年４月１日<br>至 2025年３月31日） | 当連結会計年度<br>（自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△） | △2,338,988 | 163,847 |
| 減価償却費 | 36,188 | 305 |
| のれん償却額 | 78,590 | ― |
| 減損損失 | 947,662 | ― |
| 固定資産除却損 | 109 | ― |
| 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） | △219 | ― |
| 受取利息及び受取配当金 | △172 | △397 |
| 支払利息 | 22,511 | 43,510 |
| 還付税金 | △11,715 | △14,034 |
| 株式交付費 | 2,975 | 810 |
| 顧客分別金信託の増減額（△は増加） | △1,590,000 | △2,700,000 |
| 仕掛品の増減額（△は増加） | △7,110 | 3,308 |
| 預り金の増減額（△は減少） | 1,438,252 | 3,346,337 |
| 預け金の増減額（△は増加） | △125,938 | △49,564 |
| 営業債権の増減額（△は増加） | 88,967 | △606,305 |
| 営業債務の増減額（△は減少） | 91,029 | 303,571 |
| その他 | △889 | ― |
| 小計 | △1,368,748 | 491,390 |
| 利息及び配当金の受取額 | 172 | 397 |
| 利息の支払額 | △22,539 | △43,002 |
| 法人税等の還付額 | 11,715 | 14,034 |
| 法人税等の支払額 | △2,949 | △9,384 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △1,382,349 | 453,434 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の売却による収入 | 826 | ― |
| 無形固定資産の取得による支出 | △32,267 | △40,186 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △31,440 | △40,186 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入れによる収入 | 1,900,000 | 3,000,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | △1,500,000 | △3,000,000 |
| 長期借入れによる収入 | ― | 300,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | ― | △15,000 |
| 株式の発行による収入 | ― | 99,213 |
| その他 | △6,475 | 862 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 393,524 | 385,076 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | △1,020,265 | 798,324 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 3,403,369 | 2,383,104 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※ 2,383,104 | ※ 3,181,428 |

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

| | 当中間連結会計期間<br>（自　2026年４月１日<br>至　2026年９月30日） |
|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前中間純利益 | 891,282 |
| 減価償却費 | 1,409 |
| 受取利息 | △868 |
| 支払利息 | 33,761 |
| 固定資産除売却損益（△は益） | 0 |
| 顧客分別金信託の増減額（△は増加） | △750,000 |
| 仕掛品の増減額（△は増加） | 3,422 |
| 預り金の増減額（△は減少） | 1,301,730 |
| 預け金の増減額（△は増加） | △539,692 |
| 営業債権の増減額（△は増加） | 188,634 |
| 営業債務の増減額（△は減少） | 109,998 |
| その他 | 17,083 |
| 小計 | 1,256,761 |
| 利息及び配当金の受取額 | 868 |
| 利息の支払額 | △33,790 |
| 法人税等の還付額 | 2,654 |
| 法人税等の支払額 | △10,349 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,216,144 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | ― |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入金の返済による支出 | △30,000 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △30,000 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 1,186,144 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 3,181,428 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※　4,367,573 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

２社

連結子会社の名称

株式会社FOLIO

AlpacaTech株式会社

２　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　トレーディング商品に属する有価証券の評価基準及び評価方法

時価法で計上しております。

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

建物(建物附属設備を含む)は定額法、器具・備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ２～15年 |
| 器具・備品 | ２～10年 |

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の５及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2024年９月13日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2024年９月13日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する当社グループ事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

ⅰ．金融インフラストラクチャー事業

金融インフラストラクチャー事業は、金融機関を顧客として投資一任運用に係る金融サービスを行うための基幹システムである4RAPを、クラウド上でSaaS型のシステムとして提供しております。このサービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて取引価格を按分し、収益を認識しております。

また、投資一任運用業者として、金融商品の運用業務も合わせて提供しております。これについては、投資一任契約に基づき資産の管理・運用を行う義務を負っており、4RAP導入先の顧客からお預かりした資産の管理・運用を行うことで履行義務が充足されることから、日々の預り資産残高に対して一定の料率を乗じて手数料を計算し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

ⅱ．AI投資運用事業

AIを用いた自動資産運用サービスである「ROBOPRO(ロボプロ)」を提供しております。当該サービスは、投資一任契約に基づき資産の管理・運用を行う義務を負っており、顧客からお預かりした資産の管理・運用を行うことで履行義務が充足されることから、日々の預り資産残高に対して一定の料率を乗じて手数料を計算し、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

また、主にアセットマネジメント会社に対して投資助言を行っており、顧客との契約から生じる収益として、日々の運用資産総額に対する一定割合が認識され、確定した報酬を受領します。これは当社のサービス提供と同時に顧客により便益が費消され履行義務が充足されると考えており、運用期間にわたり収益を認識しております。

ⅲ．その他事業

当社グループ内で蓄積されたAI技術をソリューション化し、法人向けにAIの活用に関するコンサルティングサービスやPoCサービスの提供、システムや解析データの提供、システムの運用サポートやユーザーサポートといった保守サービスの提供などを行っております。コンサルティングサービスやPoCサービスについては、当該サービスの提供を履行義務として識別しており、期間の経過に伴い、サービスに対する支配が顧客へ移転するため、経過期間に応じて収益を認識しております。また、システムや解析データの提供については、当該システムや解析データの提供を履行義務として識別しており、当該システムやデータの引渡し時において物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡し時点で収益を認識しております。保守サービスについては、顧客との契約に基づく契約期間にわたる当該保守サービスに係る役務提供を履行義務として識別しており、当該契約期間にわたり履行義務が充足されると判断したため、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については個別案件ごとに判断し、12年以内の合理的な年数の定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

２社

連結子会社の名称

株式会社FOLIO

AlpacaTech株式会社

２　持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３　連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　トレーディング商品に属する有価証券の評価基準及び評価方法

時価法で計上しております。

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

建物(建物附属設備を含む)は定額法、器具・備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ２～15年 |
| 器具・備品 | ２～10年 |

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の５及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2024年９月13日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2024年９月13日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する当社グループ事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

ⅰ．金融インフラストラクチャー事業

金融インフラストラクチャー事業は、金融機関を顧客として投資一任運用に係る金融サービスを行うための基幹システムである4RAPを、クラウド上でSaaS型のシステムとして提供しております。このサービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて取引価格を按分し、収益を認識しております。

また、投資一任運用業者として、金融商品の運用業務も合わせて提供しております。これについては、投資一任契約に基づき資産の管理・運用を行う義務を負っており、4RAP導入先の顧客からお預かりした資産の管理・運用を行うことで履行義務が充足されることから、日々の預り資産残高に対して一定の料率を乗じて手数料を計算し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

さらに、ソフトウェア開発に伴う契約に関する履行義務は、資産に対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、プロジェクト総工数の見積に対する実際発生工数の割合（インプット法）によっております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

ⅱ．AI投資運用事業

AIを用いた自動資産運用サービスである「ROBOPRO(ロボプロ)」を提供しております。当該サービスは、投資一任契約に基づき資産の管理・運用を行う義務を負っており、顧客からお預かりした資産の管理・運用を行うことで履行義務が充足されることから、日々の預り資産残高に対して一定の料率を乗じて手数料を計算し、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

また、主にアセットマネジメント会社に対して投資助言を行っており、顧客との契約から生じる収益として、日々の運用資産総額に対する一定割合が認識され、確定した報酬を受領します。これは当社のサービス提供と同時に顧客により便益が費消され履行義務が充足されると考えており、運用期間にわたり収益を認識しております。

ⅲ．その他事業

当社グループ内で蓄積されたAI技術をソリューション化し、法人向けにAIの活用に関するコンサルティングサービスやPoCサービスの提供、システムや解析データの提供、システムの運用サポートやユーザーサポートといった保守サービスの提供などを行っております。コンサルティングサービスやPoCサービスについては、当該サービスの提供を履行義務として識別しており、期間の経過に伴い、サービスに対する支配が顧客へ移転するため、経過期間に応じて収益を認識しております。また、システムや解析データの提供については、当該システムや解析データの提供を履行義務として識別しており、当該システムやデータの引渡し時において物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡し時点で収益を認識しております。保守サービスについては、顧客との契約に基づく契約期間にわたる当該保守サービスに係る役務提供を履行義務として識別しており、当該契約期間にわたり履行義務が充足されると判断したため、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用し、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年８月12日）に従っております。

（重要な会計上の見積り）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものはありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１　繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | 441,410千円 |

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①　当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社はグループ通算制度を適用しており、当社及びグループ通算制度の適用を受ける子法人の法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断は「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従い、通算グループ全体の将来の収益力に基づく課税所得の見積りを基礎としております。また、当社及び連結子会社各社ごとに回収可能性が判断される繰延税金資産は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年２月16日）に従い、各社ごとの将来の収益力に基づく課税所得の見積りを基礎として計上しております。当社は当連結会計年度末において、今後の業績動向の見込みを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産及び法人税等調整額を計上しております。なお、繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性をもとに判断しております。

②　主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得は、経営者によって承認された事業計画に基づいており、当該事業計画の策定においては、経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う主要な仮定を含んでおります。なお、当該事業計画における営業収益の見込みについては、総取扱資産残高の増加という主要な仮定が含まれており、過去実績を考慮した上で所定の調整を行い見積もっております。

③　翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定はいずれも見積りの不確実性を伴うことから、経営環境の悪化等により、仮定に変更が生じた場合、将来の課税所得の見積りが変動し、翌連結会計年度以降の繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（会計方針の変更）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

１　概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

２　適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

３　当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

１　概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

２　適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

３　当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(後発事象に関する会計基準等)

・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号　2026年１月９日　企業会計基準委員会)

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号　2026年１月９日　企業会計基準委員会)

１　概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

２　適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

(連結貸借対照表関係)

※1　金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

※2　有形固定資産の減価償却累計額

| | 前連結会計年度<br>(2025年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2026年３月31日) |
|---|---|---|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 41,516千円 | 41,822千円 |

(連結損益計算書関係)

※1　顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項　(収益認識関係)　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2　トレーディング損益の内訳

| | 前連結会計年度<br>(自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日) | 当連結会計年度<br>(自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日) |
|---|---|---|
| 株券等 | 1,141千円 | 99千円 |
| 為替等 | △ 2,298 〃 | 11,878 〃 |
| 計 | △ 1,157千円 | 11,977千円 |

※3　取引関係費の内訳

| | 前連結会計年度<br>(自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日) | 当連結会計年度<br>(自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日) |
|---|---|---|
| 支払手数料 | 103,083千円 | 88,956千円 |
| 取引所・協会費 | 1,925 〃 | 2,017 〃 |
| 通信費 | 81,042 〃 | 76,803 〃 |
| 旅費交通費 | 9,079 〃 | 8,243 〃 |
| 広告宣伝費 | 326,265 〃 | 238,863 〃 |
| 交際費 | 332 〃 | 810 〃 |
| 会議費 | 285 〃 | 103 〃 |
| 計 | 522,015千円 | 415,798千円 |

※4　固定資産除却損の内容

| | 前連結会計年度<br>(自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日) | 当連結会計年度<br>(自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日) |
|---|---|---|
| 器具・備品 | 109千円 | ―千円 |
| 計 | 109千円 | ―千円 |

※5　減損損失

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失(千円) |
|---|---|---|---|
| 東京都千代田区 | 事業用資産 | 器具・備品 | 2,669 |
| | | ソフトウェア | 121,940 |
| | | ソフトウェア仮勘定 | 17,500 |
| | その他 | のれん | 805,552 |
| 合計 | | | 947,662 |

当社グループは、原則として、会社単位又はサービス単位を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。また、のれんについてはのれんが関連する資産グループにのれんを加

えた、より大きな単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業用資産として使用している器具・備品、ソフトウェア及びAlpacaTech株式会社の株式取得時に超過収益力を前提として計上したのれんについて、事業計画に対する進捗が当初計画を下回っており、当初見込んでいた収益の達成が遅れていることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(947,662千円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては回収可能価額をゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 182,195 | ― | ― | 182,195 |
| Ａ種優先株式(株) | 38,800 | ― | ― | 38,800 |
| Ｂ種優先株式(株) | 65,468 | ― | ― | 65,468 |
| Ｃ－１種優先株式(株) | 110,597 | ― | ― | 110,597 |
| Ｄ種優先株式(株) | 61,038 | ― | ― | 61,038 |
| Ｅ種優先株式(株) | 117,338 | ― | ― | 117,338 |
| 合計 | 575,436 | ― | ― | 575,436 |

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第１回新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第５回新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第７回新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第７回(イ)新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

(注)　１．当社は、ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価を本源的価値により算定しております。付与日時点におけるストック・オプションの単位当たりの本源的価値は０円であるため、当連結会計年度末残高はありません。

２．第７回新株予約権、第７回(イ)新株予約権は、当連結会計年度末において権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 182,195 | 399,001 | ― | 581,196 |
| Ａ種優先株式(株) | 38,800 | ― | ― | 38,800 |
| Ｂ種優先株式(株) | 65,468 | ― | ― | 65,468 |
| Ｃ－１種優先株式(株) | 110,597 | ― | ― | 110,597 |
| Ｄ種優先株式(株) | 61,038 | ― | ― | 61,038 |
| Ｅ種優先株式(株) | 117,338 | 2,348 | ― | 119,686 |
| 合計 | 575,436 | 401,349 | ― | 976,785 |

(注) １．2025年７月30日付で第三者割当増資の払込を受けたことにより、Ｅ種優先株式が2,348株増加しております。
２．定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式を取得し、その対価として当該Ａ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式１株につき普通株式１株を交付したことにより普通株式が395,589株増加しております。また、2026年７月17日付で当該種類株式のすべてを消却いたしました。
３．2026年２月15日付の当社を株式交換完全親会社とし、AlpacaTech株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株発行により普通株式が3,412株増加しております。

２　自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | ― | ― | ― | ― |
| Ａ種優先株式(株) | ― | 38,800 | ― | 38,800 |
| Ｂ種優先株式(株) | ― | 65,468 | ― | 65,468 |
| Ｃ－１種優先株式(株) | ― | 110,597 | ― | 110,597 |
| Ｄ種優先株式(株) | ― | 61,038 | ― | 61,038 |
| Ｅ種優先株式(株) | ― | 119,686 | ― | 119,686 |
| 合計 | ― | 395,589 | ― | 395,589 |

(注)　定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式を取得したことによりＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式が、それぞれ38,800株、65,468株、110,597株、61,038株、119,686株増加しております。また、2026年７月17日付で当該種類株式のすべてを消却いたしました。

３　新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第１回新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第５回新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第７回新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第７回(イ)新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第８回新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第８回(イ)新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | ― |
| | 第９回新株予約権 | 普通株式 | ― | ― | ― | ― | 862 |
| 合計 | | | ― | ― | ― | ― | 862 |

(注) １．当社は、ストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価を本源的価値により算定しております。
２．第８回新株予約権、第８回(イ)新株予約権は、当連結会計年度末において権利行使期間の初日が到来しておりません。
３．第９回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしておりません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度<br>（自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日） | 当連結会計年度<br>（自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 現金及び預金 | 2,383,104千円 | 3,181,428千円 |
| 預入期間が３か月を超える定期預金 | ― 〃 | ― 〃 |
| 現金及び現金同等物 | 2,383,104千円 | 3,181,428千円 |

（リース取引関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（借主側）

１　ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２　オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

| | 前連結会計年度<br>（2025年３月31日） |
|---|---|
| １年内 | 10,554 |
| １年超 | 20,638 |
| 合計 | 31,192 |

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（借主側）

１　ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２　オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

| | 当連結会計年度<br>（2026年３月31日） |
|---|---|
| １年内 | 12,943 |
| １年超 | 15,927 |
| 合計 | 28,870 |

（金融商品関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

①　金融商品取引業

株式会社FOLIOは、顧客からの預り金を法令等に基づき顧客分別金信託として、信託銀行に預託しております。また、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

なお、トレーディング業務として、お客様の最適なポートフォリオを実現し、比較的少額での運用の場合でもベストな運用成果が可能となるよう、一定の範囲で自己勘定での売買を行っております。これらのトレーディング業務は、顧客へのサービス提供に必要な範囲で行うこととしており、原則として利益獲得を目的とするトレーディング業務は行っておりません。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②　金融商品取引業以外

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資及び借入によって調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①　金融商品取引業

証券業に関して、商品有価証券等はＥＴＦ（上場投資信託）であり、マーケットリスクに晒されております。顧客の外国証券取引のための証券会社への預け金や法令に基づく外部金融機関へ信託する顧客分別金信託は信用リスクに晒されておりますが、預入先及び信託先はいずれも信用度の高い金融機関であります。顧客からの預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しており、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

②　金融商品取引業以外

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　金融商品取引業

証券子会社である株式会社FOLIOのリスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、自己資本規制比率及びその算定の基となるリスク相当額を計算し、業務全般のリスク管理を行っております。

リスク相当額は、日々算出されるリスク相当額をモニタリングすることにより管理しております。なお、リスク相当額の算定は、金融庁告示「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等」に従っております。

ⅰ．信用リスクの管理

取引先の契約不履行等その他の理由により発生し得る損失の可能性を、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しており、取引先リスク相当額及び自己資本規制比率を金融庁告示に基づき、毎営業日に算定しております。また、顧客分別金信託は、金融商品取引法により当社の固有の財産と分別され信託銀行に信託されておりますが、その信託財産は信託法により保全されております。

ⅱ．市場リスクの管理

市場リスクについて、予め定めた限度額の範囲内に収めることで管理を行っております。リスク管理規程に基づき、担当部署において市場リスク額を計測し、所定の枠内に収まっていることを確認しております。また、これらの市場リスク相当額を含む自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、担当部署にて算定しております。

ⅲ．資金調達に係る流動性リスク

支払準備の確保、支払期日の管理方法など、資金調達に係る管理方法は経理規程等により定めております。資金繰りの状況については、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し的確な把握を行い、また、手許流動性を一定水準以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち86.9%が特定の大口顧客に対するものであります。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---|---|---|---|
| 商品有価証券等 | 54 | 54 | ― |
| 資産計 | 54 | 54 | ― |

(*1)　現金及び預金、預託金、未収入金、売掛金、預け金、預り金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 2,383,104 | ― | ― | ― |
| 預託金 | 5,100,000 | ― | ― | ― |
| 未収入金 | 665 | ― | ― | ― |
| 売掛金 | 80,831 | ― | ― | ― |
| 預け金 | 631,422 | ― | ― | ― |
| 合計 | 8,196,023 | ― | ― | ― |

2．短期借入金の連結決算日後の返済予定額

| | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期借入金 | 1,500,000 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 合計 | 1,500,000 | ― | ― | ― | ― | ― |

3　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 商品有価証券等 | 54 | ― | ― | 54 |
| 資産計 | 54 | ― | ― | 54 |

(注)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

商品有価証券等

上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場投資信託は、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

①　金融商品取引業

株式会社FOLIOは、顧客からの預り金を法令等に基づき顧客分別金信託として、信託銀行に預託しております。また、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

なお、トレーディング業務として、お客様の最適なポートフォリオを実現し、比較的少額での運用の場合でもベストな運用成果が可能となるよう、一定の範囲で自己勘定での売買を行っております。これらのトレーディング業務は、顧客へのサービス提供に必要な範囲で行うこととしており、原則として利益獲得を目的とするトレーディング業務は行っておりません。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②　金融商品取引業以外

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。資金調達については、資金計画に基づき事業に必要な資金を第三者割当増資及び借入によって調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①　金融商品取引業

証券業に関して、商品有価証券等はＥＴＦ(上場投資信託)であり、マーケットリスクに晒されております。顧客の外国証券取引のための証券会社への預け金や法令に基づく外部金融機関へ信託する顧客分別金信託は信用リスクに晒されておりますが、預入先及び信託先はいずれも信用度の高い金融機関であります。顧客からの預り金については、法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しており、信託法により信託財産の独立性が確保されております。

②　金融商品取引業以外

営業債権である売掛金、契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　金融商品取引業

証券子会社である株式会社FOLIOのリスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、自己資本規制比率及びその算定の基となるリスク相当額を計算し、業務全般のリスク管理を行っております。

リスク相当額は、日々算出されるリスク相当額をモニタリングすることにより管理しております。なお、リスク相当額の算定は、金融庁告示「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準を定める件」に従っております。

ⅰ．信用リスクの管理

取引先の契約不履行等その他の理由により発生し得る損失の可能性を、個別貸倒の発生を極小化するための管理体制を構築しており、取引先リスク相当額及び自己資本規制比率を金融庁告示に基づき、毎営業日に算定しております。また、顧客分別金信託は、金融商品取引法により当社の固有の財産と分別され信託銀行に信託されておりますが、その信託財産は信託法により保全されております。

ⅱ．市場リスクの管理

市場リスクについて、予め定めた限度額の範囲内に収めることで管理を行っております。リスク管理規程に基づき、担当部署において市場リスク額を計測し、所定の枠内に収まっていることを確認しております。また、これらの市場リスク相当額を含む自己資本規制比率は金融庁告示に基づき、担当部署にて算定しております。

ⅲ．資金調達に係る流動性リスク

支払準備の確保、支払期日の管理方法など、資金調達に係る管理方法は経理規程等により定めております。資金繰りの状況については、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し的確な把握を行い、また、手許流動性を一定水準以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち81.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---|---|---|---|
| 商品有価証券等 | 144 | 144 | ― |
| 資産計 | 144 | 144 | ― |
| 長期借入金<br>(１年内返済予定を含む) | 285,000 | 280,877 | △ 4,122 |
| 負債計 | 285,000 | 280,877 | △ 4,122 |

(*1)　現金及び預金、預託金、売掛金、契約資産、預け金、預り金、未払金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注)　１．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

| | １年以内<br>(千円) | １年超<br>５年以内<br>(千円) | ５年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 3,181,428 | ― | ― | ― |
| 預託金 | 7,800,000 | ― | ― | ― |
| 売掛金 | 62,457 | ― | ― | ― |
| 契約資産 | 185,240 | | | |
| 預け金 | 680,986 | ― | ― | ― |
| 合計 | 11,910,114 | ― | ― | ― |

２．短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

| | １年以内<br>(千円) | １年超<br>２年以内<br>(千円) | ２年超<br>３年以内<br>(千円) | ３年超<br>４年以内<br>(千円) | ４年超<br>５年以内<br>(千円) | ５年超<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 短期借入金 | 1,500,000 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 長期借入金<br>(１年内返済予定を含む) | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 45,000 | ― |
| 合計 | 1,560,000 | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 45,000 | ― |

3　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 商品有価証券等 | 144 | ― | ― | 144 |
| 資産計 | 144 | ― | ― | 144 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

商品有価証券等

上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場投資信託は、活発な市場で取引されているため、レベル１の時価に分類しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|---|---|---|---|---|
| | レベル１ | レベル２ | レベル３ | 合計 |
| 長期借入金<br>(１年内返済予定を含む) | ― | 280,877 | ― | 280,877 |
| 負債計 | ― | 280,877 | ― | 280,877 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2024年４月１日 至 2025年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、5,699千円であります。

当連結会計年度(自 2025年４月１日 至 2026年３月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、24,630千円であります。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第１回新株予約権 | 第５回新株予約権 | 第７回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 2017年１月17日 | 2022年５月24日 | 2024年１月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数　(注) 1 | 当社子会社監査役　1<br>当社子会社従業員　8 | 当社取締役　3<br>当社監査役　1<br>当社子会社取締役　1<br>社外協力者　1<br>当社子会社従業員　77 | 当社取締役　2<br>当社監査役　1<br>当社子会社取締役　4<br>当社子会社従業員　117 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数　(注) 2 | 普通株式　350,000株 | 普通株式　1,880,700株 | 普通株式　1,697,700株 |
| 付与日 | 2017年１月17日 | 2022年５月24日 | 2024年１月31日 |
| 権利確定条件 | (注) 3 | (注) 3 | (注) 3 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自　2019年４月１日<br>至　2028年１月17日 | 自　2024年５月25日<br>至　2032年５月24日 | 自　2026年２月１日<br>至　2036年１月30日 |

| | 第７回(イ)新株予約権 |
|---|---|
| 決議年月日 | 2024年２月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数　(注) 1 | 当社子会社従業員　1 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数　(注) 2 | 普通株式　600株 |
| 付与日 | 2024年２月16日 |
| 権利確定条件 | (注) 3 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自　2026年２月１日<br>至　2036年１月30日 |

(注) １．付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

２．株式数に換算して記載しております。なお、2026年８月15日付株式分割（普通株式１株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

３．「第４ 提出会社の状況　１ 株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年３月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

| | 第１回<br>新株予約権 | 第５回<br>新株予約権 | 第７回<br>新株予約権 | 第７回(イ)<br>新株予約権 |
|---|---|---|---|---|
| 権利確定前 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | ― | 1,362,800 | 1,697,700 | 600 |
| 付与 | ― | ― | ― | ― |
| 失効 | ― | ― | ― | ― |
| 権利確定 | ― | 1,362,800 | ― | ― |
| 未確定残 | ― | ― | 1,697,700 | 600 |
| 権利確定後 (株) | | | | |
| 前連結会計年度末 | 60,000 | ― | ― | ― |
| 権利確定 | ― | 1,362,800 | ― | ― |
| 権利行使 | ― | ― | ― | ― |
| 失効 | ― | ― | ― | ― |
| 未行使残 | 60,000 | 1,362,800 | ― | ― |

(注) 2026年８月15日付株式分割（普通株式１株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

| | 第１回<br>新株予約権 | 第５回<br>新株予約権 | 第７回<br>新株予約権 | 第７回(イ)<br>新株予約権 |
|---|---|---|---|---|
| 権利行使価格 (円) | 80 | 80 | 80 | 80 |
| 行使時平均株価 (円) | ― | ― | ― | ― |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | ― | ― | ― | ― |

(注) 2026年８月15日付株式分割（普通株式１株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

３．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値の評価方法は、ＤＣＦ法により算定した価格を基礎としております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|---|
| 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | ― 千円 |
| 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | ― 千円 |

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

| | 第１回新株予約権 | 第５回新株予約権 | 第７回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 2017年１月17日 | 2022年５月24日 | 2024年１月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数　(注) 1 | 当社子会社監査役　1<br>当社子会社従業員　8 | 当社取締役　3<br>当社監査役　1<br>当社子会社取締役　1<br>社外協力者　1<br>当社子会社従業員　77 | 当社取締役　2<br>当社監査役　1<br>当社子会社取締役　4<br>当社子会社従業員　117 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2 | 普通株式　350,000株 | 普通株式　1,880,700株 | 普通株式　1,697,700株 |
| 付与日 | 2017年１月17日 | 2022年５月24日 | 2024年１月31日 |
| 権利確定条件 | (注) 3 | (注) 3 | (注) 3 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自　2019年４月１日<br>至　2028年１月17日 | 自　2024年５月25日<br>至　2032年５月24日 | 自　2026年２月１日<br>至　2036年１月30日 |

| | 第７回(イ)新株予約権 | 第８回新株予約権 | 第８回(イ)新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 決議年月日 | 2024年２月15日 | 2025年10月31日 | 2025年10月31日 |
| 付与対象者の区分及び人数　(注) 1 | 当社子会社従業員　1 | 当社取締役　1<br>当社従業員　16<br>当社子会社取締役　2<br>当社子会社従業員　110 | 当社監査役　2<br>当社顧問　1 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2 | 普通株式　600株 | 普通株式　908,600株 | 普通株式　16,500株 |
| 付与日 | 2024年２月16日 | 2025年11月１日 | 2025年11月１日 |
| 権利確定条件 | (注) 3 | (注) 3 | (注) 3 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自　2026年２月１日<br>至　2036年１月30日 | 自　2027年11月１日<br>至　2035年10月31日 | 自　2027年11月１日<br>至　2035年10月31日 |

| | 第９回新株予約権 |
|---|---|
| 決議年月日 | 2025年10月31日 |
| 付与対象者の区分及び人数　(注) 1 | 当社取締役　3 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 2 | 普通株式　440,000株 |
| 付与日 | 2025年11月１日 |
| 権利確定条件 | (注) 3 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自　2025年11月２日<br>至　2035年11月１日 |

(注)　１．付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の当初発行時における内容を記載しております。

２．株式数に換算して記載しております。なお、2026年８月15日付株式分割（普通株式１株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

３．「第４ 提出会社の状況　１ 株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況　① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年３月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

| | 第１回<br>新株予約権 | 第５回<br>新株予約権 | 第７回<br>新株予約権 | 第７回(イ)<br>新株予約権 | 第８回<br>新株予約権 | 第８回(イ)<br>新株予約権 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 権利確定前 (株) | | | | | | |
| 前連結会計年度末 | ― | ― | 1,697,700 | 600 | ― | ― |
| 付与 | ― | ― | ― | ― | 908,600 | 16,500 |
| 失効 | ― | ― | 281,800 | ― | ― | ― |
| 権利確定 | ― | ― | 1,415,900 | 600 | ― | ― |
| 未確定残 | ― | ― | ― | ― | 908,600 | 16,500 |
| 権利確定後 (株) | | | | | | |
| 前連結会計年度末 | 60,000 | 1,362,800 | ― | ― | ― | ― |
| 権利確定 | ― | ― | 1,415,900 | 600 | ― | ― |
| 権利行使 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 失効 | ― | 109,200 | 30,000 | ― | ― | ― |
| 未行使残 | 60,000 | 1,253,600 | 1,385,900 | 600 | ― | ― |

| | 第９回<br>新株予約権 |
|---|---|
| 権利確定前 (株) | |
| 前連結会計年度末 | ― |
| 付与 | 440,000 |
| 失効 | ― |
| 権利確定 | 440,000 |
| 未確定残 | ― |
| 権利確定後 (株) | |
| 前連結会計年度末 | ― |
| 権利確定 | 440,000 |
| 権利行使 | ― |
| 失効 | ― |
| 未行使残 | 440,000 |

(注) 2026年８月15日付株式分割（普通株式１株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

| | 第１回<br>新株予約権 | 第５回<br>新株予約権 | 第７回<br>新株予約権 | 第７回(イ)<br>新株予約権 | 第８回<br>新株予約権 | 第８回(イ)<br>新株予約権 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 権利行使価格 (円) | 80 | 80 | 80 | 80 | 139 | 139 |
| 行使時平均株価 (円) | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

| | 第９回<br>新株予約権 |
|---|---|
| 権利行使価格 (円) | 139 |
| 行使時平均株価 (円) | ― |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | ― |

(注) 2026年８月15日付株式分割（普通株式１株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値の評価方法は、ＤＣＦ法により算定した価格を基礎としております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|---|
| 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 1,572,876千円 |
| 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | ― 千円 |

（税効果会計関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| ソフトウェア | 458,199千円 |
| 税務上の繰越欠損金　（注）２ | 3,891,823　〃 |
| その他 | 61,201　〃 |
| 繰延税金資産小計 | 4,411,224千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　（注）２ | △ 3,891,823　〃 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △ 519,401　〃 |
| 評価性引当額小計　（注）１ | △ 4,411,224千円 |
| 繰延税金資産合計 | ―千円 |

（注）１．評価性引当額の減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 税務上の繰越欠損金（a） | 31,036 | 165,401 | ― | 609,621 | 610,597 | 2,475,165 | 3,891,823 |
| 評価性引当額 | △ 31,036 | △ 165,401 | ― | △ 609,621 | △ 610,597 | △2,475,165 | △3,891,823 |
| 繰延税金資産 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

当社は、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行っておりません。そのため、連結損益計算書において、通算税効果額は計上しておりません。

４．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6％から31.5％に変更して計算しております。

なお、この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| ソフトウェア | 490,543千円 |
| 税務上の繰越欠損金　(注) 2 | 3,822,509 〃 |
| その他 | 51,047 〃 |
| 繰延税金資産小計 | 4,364,100千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　(注) 2 | △ 3,564,558 〃 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △ 358,131 〃 |
| 評価性引当額小計　(注) 1 | △ 3,922,689千円 |
| 繰延税金資産合計 | 441,410千円 |

(注) １．評価性引当額の減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 税務上の繰越欠損金 (a) | 143,834 | ― | 609,601 | 610,577 | 463,522 | 1,994,973 | 3,822,509 |
| 評価性引当額 | ― | ― | △495,484 | △610,577 | △463,522 | △1,994,973 | △3,564,558 |
| 繰延税金資産 | 143,834 | ― | 114,116 | ― | ― | ― | 257,950 |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金3,822,509千円について、繰延税金資産を257,950千円計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 30.6% |
| (調整) | |
| 住民税均等割等 | 3.2% |
| 評価性引当額の増減 | △ 292.5% |
| 税率変更による影響 | △ 7.7% |
| その他 | 2.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △ 264.1% |

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

当社は、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行っておりません。そのため、連結損益計算書において、通算税効果額は計上しておりません。

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）

（株式交換による完全子会社化）

当社は、2026年１月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるAlpacaTech株式会社との間で、当社を株式交換完全親会社、AlpacaTech株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしました。

(1) 本株式交換の概要

① 株式交換完全子会社の名称及びその事業の内容

株式交換完全子会社の名称　AlpacaTech株式会社

事業の内容　資産運用プラットフォーム事業

② 本株式交換の目的

本株式交換により柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築することで、中長期的な観点でグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

③ 本株式交換の効力発生日

2026年２月15日

④ 本株式交換の方式

本株式交換は、当社及びAlpacaTech株式会社において2026年２月６日開催の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年２月15日を効力発生日として実施しております。

(2) 実施する会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」における共通支配下の取引等として処理しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|---|---|---|
| 取得の対価 | 当社普通株式 | 169,136千円 |
| 取得原価 | | 169,136千円 |

(4) 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

① 株式の交換比率

当社は、AlpacaTech株式会社のＢ種優先株式１株に対して、当社の普通株式0.024株を割当交付いたしました。

② 株式交換比率の算定方法

当社及びAlpacaTech株式会社は、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であると判断いたしました。

③ 交付した株式数

3,412株

(5) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

28,483千円

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。退去時における原状回復義務については、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は資産除去債務認識時の平均退去年数をベースに２年としており、当連結会計年度の負担に属する金額はありません。また、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は7,281千円であります。

当連結会計年度（自 2025年４月１日 至 2026年３月31日）

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。退去時における原状回復義務については、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は資産除去債務認識時の平均退去年数をベースに２年としており、当連結会計年度の負担に属する金額はありません。また、当連結会計年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は7,281千円であります。

(収益認識関係)

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を事業ごとに分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 事業の名称 | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 金融インフラストラクチャー事業 | AI投資運用事業 | その他事業 | |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,270,767 | 708,374 | 115,553 | 2,094,695 |
| 受入手数料 | 1,028,825 | 576,849 | ― | 1,605,675 |
| その他の営業収益 | 241,941 | 131,524 | 115,553 | 489,020 |
| その他の収益 | ― | 3,406 | ― | 3,406 |
| トレーディング等の金融商品収益 | ― | 3,406 | ― | 3,406 |
| 外部顧客への営業収益 | 1,270,767 | 711,781 | 115,553 | 2,098,102 |

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)４．会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 金額 |
|---|---|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | |
| 未収収益 | 74,443 |
| 売掛金 | 56,907 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | |
| 未収収益 | 124,026 |
| 売掛金 | 80,831 |
| 契約負債(期首残高) | |
| 契約負債(注)１、２ | 4,865 |

(注)１．契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するもので、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれており、収益の認識に伴い取り崩されます。

２．当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれていた金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を事業ごとに分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 事業の名称 | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 金融インフラストラクチャー事業 | AI投資運用事業 | その他事業 | |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,136,951 | 1,978,797 | 200,434 | 4,316,183 |
| 受入手数料 | 1,749,356 | 1,555,056 | ― | 3,304,412 |
| その他の営業収益 | 387,595 | 423,740 | 200,434 | 1,011,771 |
| その他の収益 | ― | 31,431 | ― | 31,431 |
| トレーディング等の金融商品収益 | ― | 31,431 | ― | 31,431 |
| 外部顧客への営業収益 | 2,136,951 | 2,010,229 | 200,434 | 4,347,615 |

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)４．会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 金額 |
|---|---|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | |
| 未収収益 | 124,026 |
| 売掛金 | 80,831 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | |
| 未収収益 | 374,010 |
| 売掛金 | 62,457 |
| 契約資産(注)１ | 185,240 |
| 契約負債(期末残高) | |
| 契約負債(注)２、３ | 1,100 |

(注)１．契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益にかかる未請求の対価に対する権利に関するものであります。なお、受領する対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

２．契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するもので、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれており、収益の認識に伴い取り崩されます。

３．当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれていた金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 金融インフラストラクチャー事業 | AI投資運用事業 | その他事業 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 1,270,767 | 711,781 | 115,553 | 2,098,102 |

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---|---|---|
| 株式会社SBI証券 | 1,220,250 | 資産運用プラットフォーム事業 |

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 金融インフラストラクチャー事業 | AI投資運用事業 | その他事業 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 2,136,951 | 2,010,229 | 200,434 | 4,347,615 |

２　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---|---|---|
| 株式会社SBI証券 | 1,786,723 | 資産運用プラットフォーム事業 |
| SBI岡三アセットマネジメント株式会社 | 617,123 | 資産運用プラットフォーム事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社等 | SBIホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 181,925 | 株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等 | (被所有)間接69.5% | 資金の借入 | 資金の借入(注１) | 1,900,000 | 短期借入金 | 1,500,000 |
| | | | | | | | 資金の返済(注１) | 1,500,000 | | |
| | | | | | | | 利息の支払(注１) | 22,511 | 未払利息 | 92 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)　資金の借入の金利につきましては、市場金利を勘案して決定しております。

(イ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 54,323 | 金融サービス事業 | ― | システム提供 | サービス利用料等(注１) | 1,220,250 | 売掛金 | 43,074 |
| | | | | | | | | | 未収収益 | 101,694 |
| | | | | | | | 事務委託費(注１) | 520,749 | 未払金 | 57,547 |
| | | | | | | | 広告宣伝費(注１) | 5,333 | 未払金 | 4,463 |
| | | | | | | | 出向者給与(注１) | 8,095 | 未払金 | 68 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)　取引金額は消費税等を含んでおりません。
価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

SBIFS合同会社(非上場)

SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社(非上場)

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社等 | SBIホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 238,019 | 株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等 | (被所有)間接69.4% | 資金の借入 | 資金の借入(注１) | 1,900,000 | — | — |
| | | | | | | | 資金の返済(注１) | 3,400,000 | | |
| | | | | | | | 利息の支払(注１) | 23,677 | | |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)　資金の借入の金利につきましては、市場金利を勘案して決定しております。

(イ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社を持つ会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 54,323 | 金融サービス事業 | — | システム提供 | サービス利用料等(注１) | 1,786,723 | 売掛金 | 27,780 |
| | | | | | | | | | 未収収益 | 175,947 |
| | | | | | | | 事務委託費(注１) | 823,343 | 未払金 | 114,530 |
| | | | | | | | 広告宣伝費(注１) | 1,807 | — | — |
| | | | | | | | 出向者給与(注１) | 507 | 未払金 | 40 |
| 同一の親会社を持つ会社 | SBI岡三アセットマネジメント株式会社 | 東京都中央区 | 100 | 投資運用業 | — | 投資助言 | サービス利用料等(注１) | 617,123 | 未収収益 | 117,285 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)　取引金額は消費税等を含んでおりません。

価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

SBIFS合同会社(非上場)

SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社(非上場)

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

（１株当たり情報）

| | 前連結会計年度<br>（自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日） | 当連結会計年度<br>（自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | △ 700円47銭 | △ 209円22銭 |
| １株当たり当期純利益又は<br>１株当たり当期純損失(△) | △ 128円52銭 | 18円87銭 |

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、前連結会計年度については１株当たり当期純損失であることから、記載しておりません。

２．当社は、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．当社は、定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ－１種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式全てを自己株式として取得し、対価としてＡ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ－１種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式１株につき、それぞれ普通株式１株を交付いたしました。また当連結会計年度末時点で引き続き自己株式として保有しております。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前連結会計年度<br>(2025年３月31日) | 当連結会計年度<br>(2026年３月31日) |
|---|---|---|
| 純資産の部の合計額(千円) | 1,653,870 | 2,351,381 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 14,416,079 | 14,511,392 |
| （うち、Ａ種優先株式(千円)） | (299,885) | (299,885) |
| （うち、Ｂ種優先株式(千円)） | (1,800,370) | (1,800,370) |
| （うち、Ｃ－１種優先株式(千円)） | (4,711,432) | (4,711,432) |
| （うち、Ｄ種優先株式(千円)） | (2,600,218) | (2,600,218) |
| （うち、Ｅ種優先株式(千円)） | (4,998,598) | (5,098,623) |
| （うち、新株予約権） | ― | (862) |
| （うち、非支配株主持分） | (5,574) | ― |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | △ 12,762,209 | △ 12,160,010 |
| １株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 18,219,500 | 58,119,600 |

５．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前連結会計年度<br>（自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日） | 当連結会計年度<br>（自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | △ 2,341,638 | 573,715 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | ― | ― |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失(△)（千円） | △ 2,341,638 | 573,715 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 18,219,500 | 30,400,200 |

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（新株予約権の発行）

当社は、2026年６月30日開催の取締役会及び2026年６月30日開催の定時株主総会において、当社の従業員及び子会社従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2026年７月10日に発行いたしました。

第10回新株予約権

(1) 新株予約権の発行日

2026年７月10日

(2) 付与対象者の区分及び人数

当社従業員　　３名

当社子会社従業員　４名

(3) 新株予約権の発行数

189個

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 18,900株（新株予約権１個につき100株）

(6) 新株予約権の行使時の払込金額

１株につき 975円

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記「(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「(6) 新株予約権の行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「(6) 新株予約権の行使時の払込金額」を記載しております。

（自己株式の消却）

当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議において、会社法178条の規定に基づき、同日付で自己株式の消却を行っております。

(1) 消却する株式の種類及び数

| | |
|---|---|
| Ａ種優先株式 | 38,800株 |
| Ｂ種優先株式 | 65,468株 |
| Ｃ－１種優先株式 | 110,597株 |
| Ｄ種優先株式 | 61,038株 |
| Ｅ種優先株式 | 119,686株 |

(2) 消却日：2026年７月17日

（株式分割及び定款の一部変更）

当社は、2026年７月17日の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で株式分割を行っております。また、2026年７月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、2026年７月27日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、株式分割を実施するとともに、１単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 2026年８月14日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき100株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

| | |
|---|---|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 581,196株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 57,538,404株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 58,119,600株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 232,000,000株 |

③ 株式分割の効力発生日

2026年８月15日

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(中間連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 取引関係費の内訳

| | 当中間連結会計期間<br>(自 2026年４月１日<br>至 2026年９月30日) |
|---|---|
| 支払手数料 | 46,030千円 |
| 取引所・協会費 | 1,140 〃 |
| 通信費 | 38,211 〃 |
| 旅費交通費 | 5,482 〃 |
| 広告宣伝費 | 140,436 〃 |
| 交際費 | 857 〃 |
| 会議費 | 11 〃 |
| 計 | 232,170千円 |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当中間連結会計期間<br>(自 2026年４月１日<br>至 2026年９月30日) |
|---|---|
| 現金及び預金 | 4,367,573千円 |
| 預入期間が３か月を超える定期預金 | ― 〃 |
| 現金及び現金同等物 | 4,367,573千円 |

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)

１ 配当金支払額

該当事項はありません。

２ 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、資産運用プラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を事業ごとに分解した情報は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：千円)

| | 事業の名称 | | | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 金融インフラストラクチャー事業 | AI投資運用事業 | その他事業 | |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,693,520 | 1,815,073 | 93,809 | 3,602,403 |
| 受入手数料 | 1,394,122 | 1,597,437 | ― | 2,991,560 |
| その他の営業収益 | 299,397 | 217,635 | 93,809 | 610,843 |
| その他の収益 | ― | 20,803 | ― | 20,803 |
| トレーディング等の金融商品収益 | ― | 20,803 | ― | 20,803 |
| 外部顧客への営業収益 | 1,693,520 | 1,835,876 | 93,809 | 3,623,206 |

(１株当たり情報)

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当中間連結会計期間<br>(自　2026年４月１日<br>至　2026年９月30日) |
|---|---|
| １株当たり中間純利益 | 15円70銭 |
| (算定上の基礎) | |
| 親会社株主に帰属する中間純利益(千円) | 912,452 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | ― |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益　(千円) | 912,452 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 58,119,600 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | ― |

(注)　１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。

２．当社は、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】(2026年３月31日現在)

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高<br>(千円) | 当期末残高<br>(千円) | 平均利率<br>(%) | 返済期限 |
|---|---|---|---|---|
| 短期借入金 | 1,500,000 | 1,500,000 | 3.83 | ― |
| １年以内に返済予定の長期借入金 | ― | 60,000 | 2.33 | ― |
| 長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く） | ― | 225,000 | 2.33 | 2030年11月30日 |
| 合計 | 1,500,000 | 1,785,000 | ― | ― |

(注) １．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金の連結決算日後５年内における返済予定額は以下のとおりであります。

| | １年超<br>２年以内<br>(千円) | ２年超<br>３年以内<br>(千円) | ３年超<br>４年以内<br>(千円) | ４年超<br>５年以内<br>(千円) |
|---|---|---|---|---|
| 長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く） | 60,000 | 60,000 | 60,000 | 45,000 |

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、簡便法で処理しており、連結貸借対照表に残高がないため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>(2025年３月31日) | 当事業年度<br>(2026年３月31日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 136,396 | 637,297 |
| 未収収益 | ※ 44,328 | ※ 50,351 |
| 短期貸付金 | ※ 321,000 | ※ 77,638 |
| 前払費用 | 7,495 | 25,851 |
| その他 | ※ 215 | ※ 148 |
| 流動資産合計 | 509,436 | 791,286 |
| 固定資産 | | |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 3,694,514 | 3,865,635 |
| 繰延税金資産 | － | 6,036 |
| その他 | － | 5,641 |
| 投資その他の資産合計 | 3,694,514 | 3,877,313 |
| 固定資産合計 | 3,694,514 | 3,877,313 |
| 資産合計 | 4,203,950 | 4,668,600 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 短期借入金 | ※ 1,500,000 | 1,500,000 |
| １年内返済予定の長期借入金 | － | 60,000 |
| 未払金 | ※ 34,985 | ※ 63,849 |
| 未払法人税等 | 1,210 | 1,210 |
| 預り金 | 11,261 | 9,849 |
| その他 | ※ 15,762 | ※ 40,704 |
| 流動負債合計 | 1,563,218 | 1,675,613 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | － | 225,000 |
| その他 | － | 5,641 |
| 固定負債合計 | － | 230,641 |
| 負債合計 | 1,563,218 | 1,906,255 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 50,000 | 50,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,824,546 | 4,043,694 |
| その他資本剰余金 | 7,056,447 | 7,056,447 |
| 資本剰余金合計 | 10,880,993 | 11,100,142 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | △8,290,262 | △8,388,660 |
| 利益剰余金合計 | △8,290,262 | △8,388,660 |
| 株主資本合計 | 2,640,731 | 2,761,482 |
| 新株予約権 | － | 862 |
| 純資産合計 | 2,640,731 | 2,762,344 |
| 負債純資産合計 | 4,203,950 | 4,668,600 |

② 【損益計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自 2024年４月１日<br>至 2025年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2025年４月１日<br>至 2026年３月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | ※1 177,349 | ※1 537,777 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 人件費 | ※1 185,446 | ※1 438,077 |
| 支払報酬 | 23,998 | 41,418 |
| 事務費 | 29,997 | 86,702 |
| その他 | ※1 13,945 | ※1 90,245 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 253,387 | 656,445 |
| 営業損失（△） | △76,038 | △118,667 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | ※1 5,049 | ※1 9,381 |
| 雑収入 | 10 | 391 |
| 営業外収益合計 | 5,059 | 9,772 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | ※1 22,511 | ※1 43,510 |
| その他 | ― | 831 |
| 営業外費用合計 | 22,511 | 44,342 |
| 経常損失（△） | △93,490 | △153,237 |
| 特別損失 | | |
| 関係会社株式評価損 | ※2 1,414,641 | ― |
| 特別損失合計 | 1,414,641 | ― |
| 税引前当期純損失（△） | △1,508,131 | △153,237 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,210 | 1,210 |
| 法人税等調整額 | ― | △6,036 |
| 法人税等合計 | 1,210 | △4,826 |
| 当期純損失（△） | △1,509,341 | △148,410 |

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 50,000 | 3,824,546 | 7,056,447 | 10,880,993 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純損失（△） | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― |
| 当期末残高 | 50,000 | 3,824,546 | 7,056,447 | 10,880,993 |

| | 株主資本 | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | △6,780,920 | △6,780,920 | 4,150,073 | 4,150,073 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純損失（△） | △1,509,341 | △1,509,341 | △1,509,341 | △1,509,341 |
| 当期変動額合計 | △1,509,341 | △1,509,341 | △1,509,341 | △1,509,341 |
| 当期末残高 | △8,290,262 | △8,290,262 | 2,640,731 | 2,640,731 |

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 50,000 | 3,824,546 | 7,056,447 | 10,880,993 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行（第三者割当増資） | 50,012 | 50,012 | | 50,012 |
| 株式交換による増加 | | 169,136 | | 169,136 |
| 減資 | △50,012 | | 50,012 | 50,012 |
| 欠損填補 | | | △50,012 | △50,012 |
| 当期純損失（△） | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | 219,148 | ― | 219,148 |
| 当期末残高 | 50,000 | 4,043,694 | 7,056,447 | 11,100,142 |

| | 株主資本 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | △8,290,262 | △8,290,262 | 2,640,731 | ― | 2,640,731 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行（第三者割当増資） | | | 100,024 | | 100,024 |
| 株式交換による増加 | | | 169,136 | | 169,136 |
| 減資 | | | ― | | ― |
| 欠損填補 | 50,012 | 50,012 | ― | | ― |
| 当期純損失（△） | △148,410 | △148,410 | △148,410 | | △148,410 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | 862 | 862 |
| 当期変動額合計 | △98,398 | △98,398 | 120,750 | 862 | 121,612 |
| 当期末残高 | △8,388,660 | △8,388,660 | 2,761,482 | 862 | 2,762,344 |

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

２　収益及び費用の計上基準

当社は、子会社からの業務委託料および賃借料を収益計上しております。業務委託料については、子会社との契約に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。賃借料については、子会社への物件提供を履行義務として、当該契約期間の利用状況に応じて収益を認識しております。

３　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用し、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従っております。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

１　資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

２　収益及び費用の計上基準

当社は、子会社からの業務委託料及び賃借料を収益計上しております。業務委託料については、子会社との契約に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。賃借料については、子会社への物件提供を履行義務として、当該契約期間の利用状況に応じて収益を認識しております。

３　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用し、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従っております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものは、次のとおりであります。

１　関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

| | |
|---|---|
| 関係会社株式 | 3,694,514 千円 |
| 関係会社株式評価損 | 1,414,641 〃 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式の評価については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

当事業年度においては、当社子会社であるAlpacaTech株式会社に係る株式の評価について、実質価額の回復可能性を個別に検討した結果、回復可能性が十分ではないと認められたため、関係会社株式評価損1,414,641千円を計上しております。

②　翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度の実績は、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があります。したがって、関係会社の財政状態が悪化した場合や関係会社の損益や収支見込が悪化した場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものは、次のとおりであります。

１　関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

| | |
|---|---|
| 関係会社株式 | 3,865,635 千円 |
| 関係会社株式評価損 | ― 〃 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式の評価については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しています。

②　翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度の実績は、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があります。したがって、関係会社の財政状態が悪化した場合や関係会社の損益や収支見込が悪化した場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

2　繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | 6,036 千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性をもとに判断しております。

②　主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得は、経営者によって承認された事業計画に基づいており、当該事業計画の策定においては、経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う主要な仮定を含んでおります。なお、当該事業計画における営業収益の見込みについては、総取扱資産残高の増加という主要な仮定が含まれており、過去実績を考慮した上で所定の調整を行い見積もっております。

③　翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定はいずれも見積りの不確実性を伴うことから、経営環境の悪化等により、仮定に変更が生じた場合、将来の課税所得の見積りが変動し、翌事業年度以降の繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（会計方針の変更）

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※　関係会社に対する金銭債権・債務(区分表示したものを除く)

| | 前事業年度<br>(2025年３月31日) | 当事業年度<br>(2026年３月31日) |
|---|---|---|
| 短期金銭債権 | 365,507千円 | 128,033千円 |
| 短期金銭債務 | 1,500,544 〃 | 1,195 〃 |

(損益計算書関係)

※１　関係会社との取引高

| | 前事業年度<br>(自　2024年４月１日<br>至　2025年３月31日) | 当事業年度<br>(自　2025年４月１日<br>至　2026年３月31日) |
|---|---|---|
| 営業取引による取引高 | | |
| 営業収益 | 177,349千円 | 537,777千円 |
| 営業費用 | 31,598 〃 | 7,033 〃 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | | |
| 受取利息 | 4,876 〃 | 8,983 〃 |
| 支払利息 | 22,511 〃 | 23,677 〃 |

※２　関係会社株式評価損に関する事項

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

関係会社株式評価損は、当社の子会社であるAlpacaTech株式会社の株式について、減損処理を行ったものであります。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2025年３月31日)

１　関係会社株式

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 区分 | 2025年３月31日 |
|---|---|
| 関係会社株式 | 3,694,514 |

２　減損処理を行った有価証券

当事業年度において子会社株式について減損処理を行っており、関係会社株式評価損1,414,641千円を計上しております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回復可能性を考慮して、必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度(2026年３月31日)

１　関係会社株式

関係会社株式は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の関係会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 区分 | 2026年３月31日 |
|---|---|
| 関係会社株式 | 3,865,635 |

２　減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度（2025年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 関係会社株式評価損 | 3,522,185 千円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 67,195 〃 |
| その他 | 1,443 〃 |
| 繰延税金資産小計 | 3,590,825 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △ 67,195 〃 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △ 3,523,629 〃 |
| 評価性引当額小計 | △ 3,590,825 〃 |
| 繰延税金資産合計 | ― 千円 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取り扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行なっております。

当社は、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行っておりません。そのため、損益計算書において、通算税効果額は計上しておりません。

当事業年度（2026年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 関係会社株式評価損 | 3,522,185 千円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 74,933 〃 |
| その他 | 4,939 〃 |
| 繰延税金資産小計 | 3,602,059 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △ 72,901 〃 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △ 3,523,121 〃 |
| 評価性引当額小計 | △ 3,596,022 〃 |
| 繰延税金資産合計 | 6,036 千円 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取り扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行なっております。

当社は、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行っておりません。そのため、損益計算書において、通算税効果額は計上しておりません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項　(重要な会計方針)　２　収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(新株予約権の発行)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(自己株式の消却)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式分割及び定款の一部変更)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④　【附属明細表】(2026年３月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2)　【主な資産及び負債の内容】(2026年３月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)　【その他】

該当事項はありません。

## 第６ 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|---|---|
| 事業年度 | 毎年４月１日から翌年３月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度末日の翌日から３か月以内 |
| 基準日 | 毎年３月31日 |
| 株券の種類 | ― |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年９月30日<br>毎年３月31日 |
| １単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え(注)１ | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号<br>三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号<br>三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店 |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | ― |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号<br>三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号<br>三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店(注)１ |
| 買取手数料 | 無料(注)２ |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告方法は、電子公告としております。<br>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。<br>当社の公告掲載URLは次のとおりであります。<br>https://folio-hd.com/notice/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

（注）１　当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

２　単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３　当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

# 第四部 【株式公開情報】

## 第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

| 移動年月日 | 移動前所有者の氏名又は名称 | 移動前所有者の住所 | 移動前所有者の提出会社との関係等 | 移動後所有者の氏名又は名称 | 移動後所有者の住所 | 移動後所有者の提出会社との関係等 | 移動株数(株) | 価格(単価)(円) | 移動理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025年９月12日 | OCP２号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員岡三キャピタルパートナーズ株式会社<br>代表取締役社長 藤野 敦 | 東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号室町東三井ビルディング14階 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | 株式会社岡三証券グループ<br>取締役社長<br>新芝 宏之 | 東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号 | 特別利害関係者等(大株主上位10名) | E種優先株式<br>1,173,800 | ―<br>(注)４ | グループ会社内移管のための譲渡 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | SBIFS合同会社<br>代表社員SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社<br>職務執行者：鈴木崇弘 | 東京都港区六本木一丁目６番１号 | 特別利害関係者等（親会社・大株主上位10名） | A,B,D,E種優先株式 △<br>24,936,800<br>普通株式<br>24,936,800 | ―<br>(注)５ | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | LINEヤフー株式会社<br>代表取締役出澤 剛 | 東京都千代田区紀尾井町１－３ | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | C-1種優先株式 △<br>8,218,500<br>普通株式<br>8,218,500 | ―<br>(注)５ | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | 株式会社岡三証券グループ<br>取締役社長<br>新芝 宏之 | 東京都中央区日本橋室町２－２－１ | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | D,E種優先株式 △<br>2,347,600<br>普通株式<br>2,347,600 | ―<br>(注)５ | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | ジー・エス・グロース・インベストメント合同会社<br>業務執行役員<br>ジーエスディレクトエルエルシー職務執行者山下真寛 | 東京都港区虎ノ門２丁目６番１号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | C-1種優先株式 △<br>1,173,800<br>普通株式<br>1,173,800 | ―<br>(注)５ | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | 株式会社愛媛銀行<br>代表取締役西川 義教 | 愛媛県松山市勝山町２丁目１番地 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | B種優先株式 △<br>900,000<br>普通株式<br>900,000 | ―<br>(注)５ | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | A-Fund Ⅱ, L.P.<br>Chief Operating Officer & Legal Partner<br>Matthew C. Bonner | 2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | C-1種優先株式 △<br>534,400<br>普通株式<br>534,400 | ―<br>(注)５ | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | A-Fund II Affiliates Fund, L.P.<br>Chief Operating Officer & Legal Partner<br>Matthew C. Bonner | 2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA | 特別利害関係者等（資本的関係会社） | C-1種優先株式 △<br>34,600<br>普通株式<br>34,600 | ―<br>(注)５ | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |

| 移動<br>年月日 | 移動前<br>所有者の<br>氏名又は名称 | 移動前<br>所有者の<br>住所 | 移動前<br>所有者の<br>提出会社との<br>関係等 | 移動後<br>所有者の氏名<br>又は名称 | 移動後<br>所有者の<br>住所 | 移動後<br>所有者の<br>提出会社との<br>関係等 | 移動株数<br>(株) | 価格<br>(単価)<br>(円) | 移動理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | 電通ベンチャーズ1号グローバルファンド<br>業務執行組合員株式会社プライムパートナーズ代表取締役 堀部 大司 | 東京都港区東新橋一丁目８番１号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | C-1種優先株式 △469,500<br>普通株式<br>469,500 | ―<br>(注) 5 | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | 三井物産株式会社<br>代表取締役社長堀 健一 | 東京都千代田区大手町１丁目２番１号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | C-1種優先株式 △411,500<br>普通株式<br>411,500 | ―<br>(注) 5 | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員 Draper Nexus Venture Partners II, LP代表者北村 充崇 | 東京都港区港南２丁目15番１号 | 特別利害関係者等（資本的関係会社） | A,C-1種優先株式 △171,900<br>普通株式<br>171,900 | ―<br>(注) 5 | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | Draper Nexus Partners II, LLC<br>its General Partner Draper Nexus Venture Partners II, LP Manager Mitch Kitamura | 55 East 3rd Av, San Mateo, California USA | 特別利害関係者等（資本的関係会社） | A,C-1種優先株式 △8,100<br>普通株式<br>8,100 | ―<br>(注) 5 | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル株式会社<br>代表取締役社長 佐伯 友史 | 東京都中央区八重洲１丁目３番４号 | 特別利害関係者等 | C-1種優先株式 △117,400<br>普通株式<br>117,400 | ―<br>(注) 5 | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2025年12月10日 | ― | ― | ― | Wing３号G投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員株式会社ウイング・キャピタル・パートナーズ 代表取締役 石垣 充繁 | 栃木県宇都宮市鶴田一丁目７番５号 | 特別利害関係者等 | E種優先株式 △234,800<br>普通株式<br>234,800 | ―<br>(注) 5 | 定款に定める取得請求権の行使に対する対価としての交付 |
| 2026年２月15日 | ― | ― | ― | SBI Ventures Two株式会社<br>代表取締役中野 幸二 | 東京都港区六本木一丁目６番１号 | 特別利害関係者等（大株主上位10名） | 普通株式<br>341,200 | 169,136,252<br>(495.71)<br>(注) 6 | AlpacaTech株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株発行 |

（注） １．当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下１において同じ)が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して２年前の日(2024年４月１日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事

務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4．当該株式の譲渡価格は、当事者間の相対取引により決定されたものであり、当社は価格を把握しておりません。

5．当社は、定款に定める取得請求権の行使により、2025年12月10日付でＡ種、Ｂ種、Ｃ－１種、Ｄ種及びＥ種の各優先株式を取得し、その対価として普通株式を交付しました。交付株数は、各種類株式ごとに定款に定める払込金額と取得価額に基づき算定しております。具体的には、各種類株式の払込金額を取得価額で除した数を交換比率としており、交換比率はいずれも各優先株式１株につき普通株式１株であります。当該取得及び交付に際して金銭の授受はないため、「価格(単価)」欄は「―」と記載しております。各優先株式の１株当たりの発行時の価格（株式分割考慮後）は、Ａ種優先株式77.29円、Ｂ種優先株式275円、Ｃ－１種優先株式426円、Ｄ種優先株式426円及びＥ種優先株式426円であります。このうちＡ種、Ｂ種及びＣ－１種優先株式は、2019年４月１日の株式移転による当社設立に際し、株式会社F0LI0の各優先株式１株につき当社の同種の優先株式１株を交付したものであり、同社における発行時の価格を記載しております。なお、2026年７月17日付で当該種類株式のすべてを消却いたしました。また、2026年７月27日付で種類株式に関する定款の定めを廃止しております。

6．移動価格は、ＤＣＦ法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人の協議の上、決定しております。

7．当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 第２ 【第三者割当等の概況】

### １ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 株式① | 新株予約権① | 新株予約権② | 新株予約権③ |
|---|---|---|---|---|
| 発行年月日 | 2025年７月30日 | 2025年11月１日 | 2025年11月１日 | 2025年11月１日 |
| 種類 | Ｅ種優先株式 | 第８回新株予約権<br>(ストック・オプション) | 第８回(イ)新株予約権<br>(ストック・オプション) | 第９回新株予約権<br>(ストック・オプション) |
| 発行数 | 234,800株 | 普通株式<br>908,600株 | 普通株式<br>16,500株 | 普通株式<br>440,000株 |
| 発行価格 | 426円<br>(注)３ | 139円<br>(注)３ | 139円<br>(注)３ | 141円<br>(注)３ |
| 資本組入額 | 213円 | 70円 | 70円 | 71円 |
| 発行価額の総額 | 100,024,800円 | 126,295,400円 | 2,293,500円 | 62,040,000円 |
| 資本組入額の総額 | 50,012,400円 | 63,602,000円 | 1,155,000円 | 31,240,000円 |
| 発行方法 | 有償第三者割当 | 2025年10月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 | 2025年10月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 | 2025年10月31日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注)１ | (注)２ | (注)２ | (注)２ |

| 項目 | 新株予約権④ |
|---|---|
| 発行年月日 | 2026年７月10日 |
| 種類 | 第10回新株予約権<br>(ストック・オプション) |
| 発行数 | 普通株式<br>18,900株 |
| 発行価格 | 975円<br>(注)３ |
| 資本組入額 | 488円 |
| 発行価額の総額 | 18,427,500円 |
| 資本組入額の総額 | 9,223,200円 |
| 発行方法 | 2026年６月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | (注)２ |

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 当社が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2026年３月31日であります。

２．同施行規則第272条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

３．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、ＤＣＦ法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

４．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

| | 新株予約権① | 新株予約権② | 新株予約権③ | 新株予約権④ |
|---|---|---|---|---|
| 行使時の払込金額 | １株につき139円 | １株につき139円 | １株につき139円 | １株につき975円 |
| 行使期間 | 2027年11月１日から2035年10月31日まで | 2027年11月１日から2035年10月31日まで | 2025年11月２日から2035年11月１日まで | 2028年７月１日から2036年６月30日まで |
| 行使の条件 | 「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 |

５．当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割前に行われた第三者割当等に係る「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

２ 【取得者の概況】

株式①

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| Wing３号G投資事業有限責任組合<br>無限責任組合員　株式会社ウイング・キャピタル・パートナーズ　代表取締役　石垣　充繁<br>資本金 70,000,000円 | 栃木県宇都宮市鶴田一丁目７番５号 | (1)有価証券の取得、保有ならびに売却<br>(2)投資事業組合財産の運営および管理<br>(3)投資先の経営に関する相談の実施、情報の提供および助言<br>等 | 234,800 | 100,024,800<br>(426) | 業務提携先 |

（注） 当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権①

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北山 朝也 | ― | 会社役員 | 90,000 | 12,510,000<br>(139) | 特別利害関係者等(子会社の代表取締役) |
| 水野 麻衣子 | ― | 会社役員 | 10,000 | 1,390,000<br>(139) | 特別利害関係者等(子会社の代表取締役) |
| 松林 祐 | ― | 会社役員 | 7,500 | 1,042,500<br>(139) | 特別利害関係者等(子会社の取締役) |
| 髙橋 邦比呂 | ― | 会社役員 | 7,000 | 973,000<br>(139) | 特別利害関係者等(当社の取締役) |

（注） １．当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

２．個別記載を省略した当社従業員及び当社子会社従業員125名に対する割当株数の総数は794,100株（新株予約権7,941個）であります。

新株予約権②

| 取得者の氏名又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の職業及び事業の内容等 | 割当株数(株) | 価格(単価)(円) | 取得者と提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| 吉松 文雄 | ― | 会社役員 | 2,500 | 347,500<br>(139) | 特別利害関係者等(当社の監査役) |
| 小久保 崇 | ― | 会社役員 | 7,000 | 973,000<br>(139) | 特別利害関係者等(当社の監査役) |
| 益戸 正樹 | 福岡県福岡市中央区 | 団体役員 | 7,000 | 973,000<br>(139) | 当社の顧問 |

（注） 当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権③

| 取得者の氏名<br>又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の<br>職業及び<br>事業の内容等 | 割当株数<br>(株) | 価格(単価)<br>(円) | 取得者と<br>提出会社との関係 |
|---|---|---|---|---|---|
| 石川 和幸 | ― | 会社役員 | 200,000 | 28,200,000<br>(141) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |
| 岩﨑 啓昭 | ― | 会社役員 | 140,000 | 19,740,000<br>(141) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |
| 四元 盛文 | 東京都世田谷区 | 会社役員 | 100,000 | 14,100,000<br>(141) | 特別利害関係者等<br>(当社の取締役) |

(注) 当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権④

当社従業員３名及び当社子会社従業員４名（計７名）に対する割当株数の総数は18,900株（新株予約権189個）であります。

当社は、2026年７月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月15日付けで普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」は、当該株式分割後の「割当株数」を記載しております。

## ３ 【取得者の株式等の移動状況】

「第１ 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

## 第３ 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|
| SBIFS合同会社(注)１、２ | 東京都港区六本木一丁目６番１号 | 40,005,800 | 64.35 |
| LINEヤフー株式会社(注)２ | 東京都千代田区紀尾井町１番３号 | 8,218,500 | 13.22 |
| 株式会社岡三証券グループ(注)２、３ | 東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号 | 2,347,600 | 3.78 |
| 株式会社愛媛銀行(注)２ | 愛媛県松山市勝山町二丁目１番地 | 1,800,000 | 2.90 |
| 甲斐 真一郎(注)２、４、７ | 東京都港区 | 1,453,800<br>(4,300) | 2.34<br>(0.01) |
| ジー・エス・グロース・インベストメント合同会社(注)２ | 東京都港区虎ノ門二丁目６番１号虎ノ門ヒルズステーションタワー | 1,173,800 | 1.89 |
| A-FundⅡ,L.P. (注)２ | 2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025 | 534,400 | 0.86 |
| 電通ベンチャーズ1号グローバルファンド(注)２ | 東京都港区東新橋一丁目８番１号 | 469,500 | 0.76 |
| 三井物産株式会社(注)２ | 東京都千代田区大手町一丁目２番１号 | 411,500 | 0.66 |
| 四元 盛文(注)５、６ | 東京都世田谷区 | 400,000<br>(400,000) | 0.64<br>(0.64) |
| SBI Ventures Two株式会社(注)２ | 東京都港区六本木一丁目６番１号 | 341,200 | 0.55 |
| ―(注)10 | ― | 338,500<br>(8,500) | 0.54<br>(0.01) |
| ―(注)10 | ― | 258,700<br>(68,700) | 0.42<br>(0.11) |
| Wing３号G投資事業有限責任組合 無限責任組合員　株式会社ウイング・キャピタル・パートナーズ　代表取締役　石垣　充繁 | 栃木県宇都宮市鶴田一丁目７番５号 | 234,800 | 0.38 |
| 石川 和幸(注)４、７ | ― | 200,000<br>(200,000) | 0.32<br>(0.32) |
| 岩﨑 啓昭(注)６、７ | ― | 200,000<br>(200,000) | 0.32<br>(0.32) |
| Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合 | 東京都港区港南二丁目15番１号 | 171,900 | 0.28 |
| シニフィアン・アントレプレナーズファンド投資事業有限責任組合 | 東京都港区浜松町二丁目２番15号 | 160,000 | 0.26 |
| ―(注)９ | ― | 140,000<br>(140,000) | 0.23<br>(0.23) |
| ―(注)10 | ― | 132,400<br>(132,400) | 0.21<br>(0.21) |
| ―(注)10 | ― | 129,000<br>(129,000) | 0.21<br>(0.21) |
| SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合 | 東京都中央区八重洲一丁目３番４号 | 117,400 | 0.19 |
| 松林 祐(注)７ | ― | 106,500<br>(106,500) | 0.17<br>(0.17) |
| ―(注)10 | ― | 106,500<br>(106,500) | 0.17<br>(0.17) |
| ―(注)９ | ― | 95,000<br>(95,000) | 0.15<br>(0.15) |
| ―(注)10 | ― | 95,000<br>(95,000) | 0.15<br>(0.15) |
| 北山 朝也(注)５ | ― | 90,000<br>(90,000) | 0.14<br>(0.14) |
| ―(注)10 | ― | 85,000<br>(85,000) | 0.14<br>(0.14) |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数<br>(株) | 株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|---|---|---|
| ―(注)10 | ― | 85,000<br>(85,000) | 0.14<br>(0.14) |
| 水野 麻衣子(注) 5 | ― | 70,000<br>(70,000) | 0.11<br>(0.11) |
| 大曽根 和彦(注) 8 | ― | 60,000<br>(60,000) | 0.10<br>(0.10) |
| ―(注)10 | ― | 60,000<br>(60,000) | 0.10<br>(0.10) |
| ―(注)10 | ― | 58,000<br>(58,000) | 0.09<br>(0.09) |
| ―(注)10 | ― | 52,000<br>(52,000) | 0.08<br>(0.08) |
| ―(注)10 | ― | 50,000<br>(50,000) | 0.08<br>(0.08) |
| ―(注)10 | ― | 50,000<br>(50,000) | 0.08<br>(0.08) |
| ―(注)10 | ― | 45,000<br>(45,000) | 0.07<br>(0.07) |
| ―(注) 9 | ― | 42,500<br>(42,500) | 0.07<br>(0.07) |
| 高田 佳代子(注) 7 | ― | 41,700<br>(41,700) | 0.07<br>(0.07) |
| ―(注)10 | ― | 41,000<br>(41,000) | 0.07<br>(0.07) |
| ―(注)10 | ― | 40,000<br>(40,000) | 0.06<br>(0.06) |
| ―(注)10 | ― | 37,500<br>(37,500) | 0.06<br>(0.06) |
| ―(注) 9 | ― | 35,000<br>(35,000) | 0.06<br>(0.06) |
| A-FundⅡAffiliates Fund,L.P. | 2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025 | 34,600 | 0.06 |
| ―(注)10 | ― | 33,000<br>(33,000) | 0.05<br>(0.05) |
| ―(注)10 | ― | 33,000<br>(33,000) | 0.05<br>(0.05) |
| ―(注)10 | ― | 32,200<br>(32,200) | 0.05<br>(0.05) |
| 若松 宗継(注) 7 | ― | 30,000<br>(30,000) | 0.05<br>(0.05) |
| ―(注)10 | ― | 30,000<br>(30,000) | 0.05<br>(0.05) |
| ―(注)10 | ― | 30,000<br>(30,000) | 0.05<br>(0.05) |
| その他(132名) | | 1,364,200<br>(1,235,100) | 2.19<br>(1.99) |
| 計 | ― | 62,171,500<br>(4,051,900) | 100.00<br>(6.52) |

(注) 1．特別利害関係者等(当社の親会社)
2．特別利害関係者等(大株主上位10位)
3．特別利害関係者等(金融商品取引業者及び金融商品取引業者の資本的関係会社)
4．特別利害関係者等(当社の代表取締役)
5．特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役)
6．特別利害関係者等(当社の取締役)
7．特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
8．特別利害関係者等(当社の監査役)
9．当社の従業員
10．当社子会社の従業員
11．()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
12．株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年11月５日

株式会社ＦＯＬＩＯホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

| | |
|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　松　田　好　弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　中　山　卓　弥 |

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＦＯＬＩＯホールディングスの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＦＯＬＩＯホールディングス及び連結子会社の2025年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい

て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年11月５日

株式会社ＦＯＬＩＯホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

| | |
|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　松　田　好　弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　中　山　卓　弥 |

監査意見
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＦＯＬＩＯホールディングスの2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＦＯＬＩＯホールディングス及び連結子会社の2026年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい

て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月５日

株式会社ＦＯＬＩＯホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　田　好　弘

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　山　卓　弥

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＦＯＬＩＯホールディングスの2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＦＯＬＩＯホールディングス及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビュー

の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年11月５日

株式会社ＦＯＬＩＯホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

| | |
|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　松　田　好　弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　中　山　卓　弥 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＦＯＬＩＯホールディングスの2024年４月１日から2025年３月31日までの第６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＦＯＬＩＯホールディングスの2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年11月５日

株式会社ＦＯＬＩＯホールディングス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

| | |
|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　松　田　好　弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士　中　山　卓　弥 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＦＯＬＩＯホールディングスの2025年４月１日から2026年３月31日までの第７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＦＯＬＩＯホールディングスの2026年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

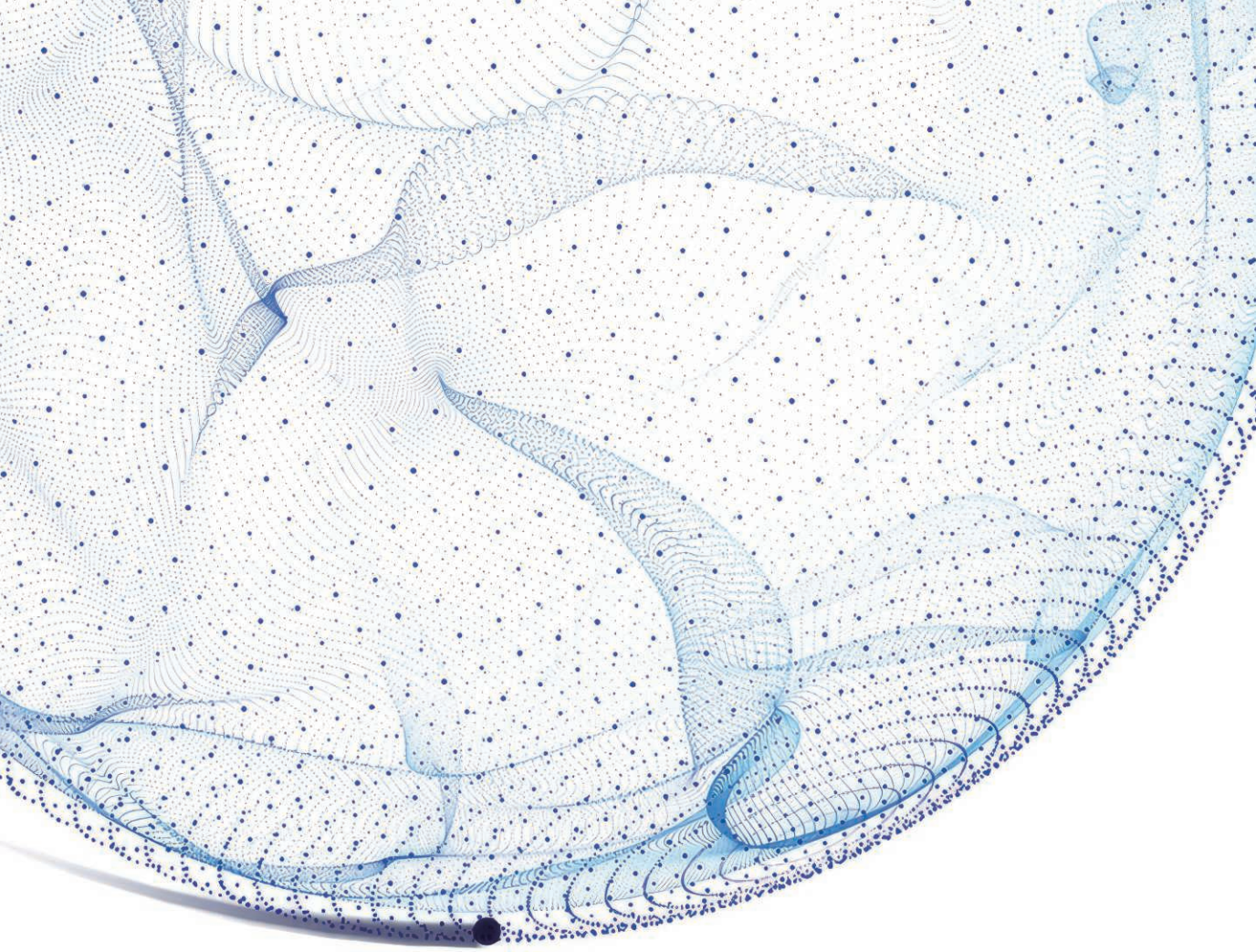
利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



FOLIO HOLDINGS

宝印刷株式会社印刷